



JA広島信連 R E P O R T

2024

HIROSHIMA
Prefectural Credit Federation of
Agricultural Cooperatives

おもいに、よりそう

JA 広島信連 REPORT 2024

HIROSHIMA
Prefectural Credit Federation of
Agricultural Cooperatives

CONTENTS

ごあいさつ	1
経営	
経営方針	2
法令遵守体制	4
リスク管理体制	8
JAグループの概要	9
JAバンクシステム	10
事業	
事業の概況	11
地域貢献情報	13
業務内容	19
サービスのご案内	20
組織	
組織・機構	24
沿革	25
資料編	
目次	26
単体	27
連結	62
役員等の報酬体系	86
財務諸表の適正性等に係る確認	87
索引	88

ごあいさつ



経営管理委員会会長
占部 浩道



代表理事理事長
長谷川 公作

皆さまには、日頃より、広島県信用農業協同組合連合会（愛称「JA 広島信連」）をお引き立ていただき、誠にありがとうございます。

当会は、昭和 23 年の設立以来、広島県内農業の発展はもとより地域社会の繁栄を金融面からサポートする金融機関として、県内 JA とともに歩んでまいりました。

この度、当会の事業・経営状況につきまして、皆さまからより一層のご理解をいただくため、令和5年度の業績や活動内容をまとめた「JA 広島信連 REPORT 2024（ディスクロージャー誌）」を作成いたしましたので、ぜひご高覧いただき、当会へのご理解を深めていただければ幸いに存じます。

令和5年度は、第 18 次中期経営計画の中間年度として、「農業・地域から一層必要とされる存在」を目指し、基本目標として掲げる 5 つの重点実施事項に取り組みました。

また、JA バンク広島（県内 JA と当会）においては、JA バンク広島中期戦略に掲げる「JA 毎の実情に応じた創意工夫ある金融仲介機能の発揮」と併せ「徹底的な業務効率化による JA 経営の基盤・持続性の確保」に向けて、経営戦略の具体化を図り、計画の実効性向上に取り組みました。

当会では、今後とも皆さまから信頼される金融機関を目指して、県内 JA とともに役職員が一丸となって、掲げた目標の達成に向けて取り組んでまいりますので、なお一層のご支援・ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

令和6年7月

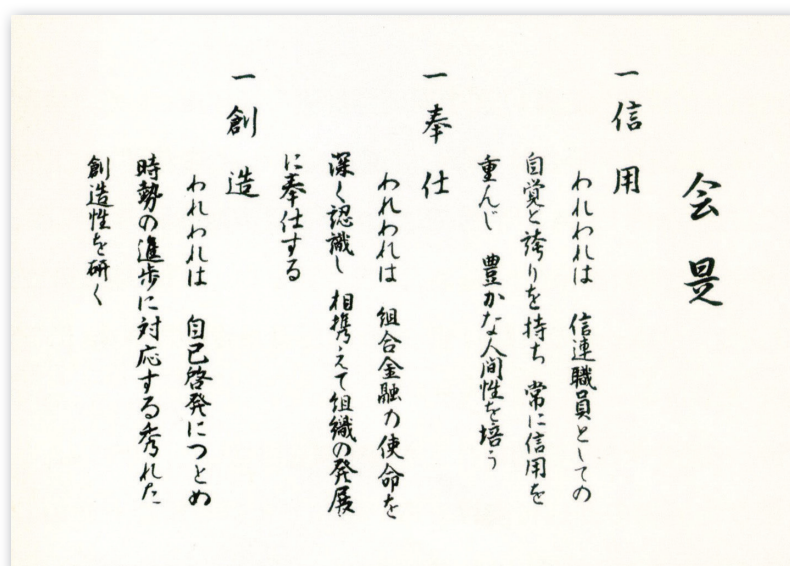
経営管理委員会会長 占部 浩道

代表理事理事長 長谷川 公作

経営方針

経営理念

当会は、「信用・奉仕・創造」を旨とする会是のもと、協同組織金融機関、農業専門金融機関、地域金融機関として、農業者・利用者はもとより、地域住民の皆さまに必要とされる金融サービスを提供することなどにより、「農業・地域から一層必要とされる存在」を目指します。



第18次中期経営計画（令和4年度～令和6年度）

当会は、令和4年度を初年度とする3か年の「第18次中期経営計画」を策定し、実践しています。

そのなかで、「会員に対する安定的かつ持続的な収益・機能還元の発揮」が当会の最大の使命であることを改めて認識したうえで、また「第17次中期経営計画」で積み残した収益構造再構築の取組み等の課題も踏まえ、3年間の「基本目標」として5項目の重点実施事項を掲げ、基本目標の達成に向け全役職員が当会の経営理念を念頭に置きつつ、総力をあげて取り組んでおります。

重点実施事項	実施事項
事業モデル変革に向けたJA支援・補完機能の強化	「JAバンクならではの金融仲介機能発揮」に向けた的確な支援
	金融仲介機能発揮に向けた徹底的な業務効率化の取組み支援
	基本方針等の枠組みに沿った管理体制等の確立支援
農と食を基軸とした農業専門金融機関としての機能発揮	JAとの協調・連携強化による農業融資の拡大
	食農関連企業との取引拡大
持続可能な財務基盤と安定還元の実現	実効性あるリスク管理態勢構築と資金運用力の強化
	コストコントロールの取組み強化
県域機能を支える事業運営体制の強化	機能集約とスリム化のための組織機構の再編
	人材マネジメントの強化
	経営管理、内部統制等強化への取組み
(株)広島県農協情報センターのガバナンス強化	県域情報システム中期構想の策定・実行
	(株)広島県農協情報センターのガバナンス強化

法令遵守体制

コンプライアンスの運営

当会では、コンプライアンスを「企業が企業活動を行うに際して関係法令等を厳格に遵守することをはじめ、社会的規範を全うすること」と認識しています。そして、違法行為を未然に防止する仕組みを構築するとともに、各種施策を通じ、社会的信頼の確保に努めています。具体的には、「コンプライアンスに係る基本方針」に則った役職員の行動規範と遵守すべき法令等を「コンプライアンス・マニュアル」として体系化し、また、各年度ではその実践計画である「コンプライアンス・プログラム」を定め、全ての役職員に徹底しています。

【コンプライアンスに係る基本方針】

1 基本的使命と社会的責任

当会は、農業専門かつ協同組織の地域金融機関として、農業の健全な発展や地域経済・社会の繁栄への貢献を使命とするとともに、「JAバンクシステム」における都道府県域の指導機関として、県内信用秩序の維持に責任を負っています。こうした基本的使命と社会的責任の重みを常に認識し、健全な業務運営を通じてそれらを果たしていくことで、社会からの一層の揺るぎない信頼を確立します。

2 質の高いサービスの提供

お客さま本位のサービス提供により、お客さまのニーズに応えるとともに、市民生活や業務運営に脅威を与えるサイバー攻撃、自然災害等に備えたセキュリティレベルの向上や災害時の業務継続確保により質の高いサービスの提供を行い、経済社会の発展に貢献します。

3 法令等の厳格な遵守

関連する法令等を厳格に遵守するとともに、社会からの要請に適応し、誠実かつ公正な業務運営を遂行します。

4 反社会的勢力の排除、テロ等の脅威への対応

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、き然とした態度で対応し、関係遮断を徹底します。また、国際社会がテロ等の脅威に直面しているなか、マネー・ロンダリング対策およびテロ資金供与対策の高度化に努めます。

5 透明性の高い組織風土の構築

経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、系統内外とのコミュニケーションの充実を図り、良好な関係維持に努めつつ、職員の個性を尊重し、健康と安全に配慮した働きやすい職場環境を確保するなど、透明性の高い組織風土を構築します。

6 持続可能な社会への貢献

社会の一員として、地域社会等と連携し、全ての人々の人権を尊重しつつ環境問題等の社会的課題への対応に努め、持続可能な社会の実現に貢献します。

貸出運営についての考え方

当会は、金融システムの一翼を担うものとしての公共性と社会的責任を強く認識し、貸出をはじめ全ての与信に係る基本原則としてクレジットポリシーを定めています。与信を行うに当たっては、当会の基本的使命・役割を踏まえつつ、次の基本原則によるものとしします。

【クレジットポリシー】

- 1 農業協同組合法はもちろんのこと、関連する法令や当会の諸規程を遵守し、社会的規範にもとることのない、誠実かつ公正な与信を行います。
- 2 当会の公共性と社会的責任を認識した健全な与信を行います。
- 3 取引先の信用力、資金使途の妥当性、返済能力、与信の集中度合い等を十分に把握検討し与信を行います。
- 4 リスク・リターンを踏まえた適正で安定的な収益が確保できる与信を行います。
- 5 取引先と相互の成長発展に寄与する効果的な与信を行います。
- 6 資金が固定化することのないように流動性に配慮した与信を行います。

金融商品の勧誘方針

当会は、「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」の趣旨に則り、貯金・定期積金その他金融商品の販売等の勧誘に当たっては、次の事項を遵守し、お客さまの立場に立った勧誘に努めるとともに、より一層の信頼をいただけるよう努めてまいります。

【金融商品の勧誘方針】

- 1 お客さまの資産運用の目的、知識、経験および財産の状況を考慮の上、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
- 2 お客さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
- 3 不確実な事項について断定的な判断を示したり、確実であると誤認させるおそれのあることを告げるなど、お客さまの誤解を招くような説明は行いません。
- 4 電話や訪問による勧誘は、お客さまのご都合に合わせて行うよう努めます。
- 5 お客さまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
- 6 販売・勧誘に関するお客さまからのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

個人情報保護方針

当会は、利用者の個人情報および個人番号等（以下、「個人情報等」といいます。）を正しく取り扱うことが当会の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守します。

【個人情報保護方針】

- 1 **関係法令等の遵守**
当会は、利用者の個人情報等を適正に取り扱うために、「個人情報の保護に関する法律」（以下、「個人情報保護法」といいます。）および「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下、「番号法」といいます。）をはじめとする関係法令・ガイドライン等に加え、本保護方針に定めた事項および当会の諸規程を誠実に遵守します。
- 2 **利用目的**
当会は、利用者の個人情報等の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえで、ご本人の個人情報等を取得するに当たっては、その利用目的を通知、公表または明示するとともに、その利用目的の達成に必要な範囲内において、これを取扱います。なお、番号法における個人番号等の利用等、特定の個人情報等の利用目的が法令等に基づき別途限定されている場合には、当該利用目的以外での取扱いはいたしません。また、当会は違法または不当な行為を助長し、または誘発するおそれがある方法による個人情報の利用はいたしません。当会の個人情報等の利用目的は、当会の本所に掲示するとともに、ホームページ等に掲載しております。
- 3 **適正な取得**
当会は、個人情報等を取得する際には、適正かつ適法な手段で取得いたします。
- 4 **安全管理措置**
当会は、取り扱う個人情報等を利用目的の範囲内で正確かつ最新の内容に保つよう努めるとともに、漏えい等を防止するため、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じ、従業員および委託先（再委託先等も含みます。）を適正に監督します。
- 5 **第三者への提供**
当会は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人情報を第三者（外国にある第三者を含みます。）に提供いたしません。なお、個人番号等につきましては、番号法に限定的に明記された場合を除き、第三者に提供いたしません。
- 6 **機微（センシティブ）情報の取扱い**
当会は、ご本人の機微（センシティブ）情報（金融分野における個人情報保護に関するガイドラインで定める情報をいいます。）につきましては、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合などの同ガイドラインに掲げる場合を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。
- 7 **仮名加工情報の取扱い**
当会は、仮名加工情報（個人情報を個人情報の区分に応じて定められた措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように加工して得られる個人に関する情報をいいます。）の取扱いにつきましては、関係法令・ガイドライン等に則して、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じます。
- 8 **匿名加工情報の取扱い**
当会は、匿名加工情報（個人情報を個人情報の区分に応じて定められた措置を講じて特定の個人を識別することができないように加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元して特定の個人を再識別することができないようにしたものをいいます。）の取扱いにつきましては、関係法令・ガイドライン等に則して、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じます。
- 9 **開示、訂正等・利用停止等**
当会は、保有個人データにつき、法令に基づきご本人からの開示、訂正等および利用停止等ならびに第三者提供の停止のお申出につきましては、迅速かつ適切に応じます。また、第三者提供記録につきましても、ご本人からの開示のお申出につきましては、迅速かつ適切に応じます。
- 10 **継続的な改善**
当会は、取り扱う個人情報等の保護のための取組を継続的に見直し、その改善に努めます。
- 11 **苦情・ご意見・ご要望のお申出**
当会の個人情報等の取扱いに関する苦情・ご意見・ご要望につきましては、誠実かつ迅速に対応します。

利益相反管理方針

当会は、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、農業協同組合法、金融商品取引法および関係するガイドラインに基づき、利益相反するおそれのある取引を適切に管理するための体制を整備し、利益相反管理方針（以下、「本方針」といいます。）を定め、その概要を公表いたします。

[利益相反管理方針]

1 対象取引の範囲

本方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」は、当会の行う信用事業関連業務または金融商品関連業務に係るお客さまとの取引であって、お客さまの利益を不当に害するおそれのある取引をいいます。

2 利益相反のおそれのある取引の類型

「利益相反のおそれのある取引」の類型は、以下のとおりです。

- (1) お客さまと当会の間の利益が相反するおそれのある取引
- (2) 複数のお客さま間の利益が相反するおそれのある取引

3 利益相反の管理の方法

当会は、利益相反のおそれのある取引を特定した場合について、次に掲げる方法により当該お客さまの保護を適正に確保し、利益相反に該当することのないよう管理いたします。

- (1) 対象取引を行う部門と当該お客さまとのその他の取引を行う部門間において情報隔壁を設ける方法
- (2) 対象取引または当該お客さまとの取引の条件もしくは方法を変更し、または中止する方法
- (3) 対象取引に伴い、当該お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該お客さまに適切に開示（ただし、当会が負う守秘義務に違反しない場合に限り）し、当会の対応措置についての説明を行う方法
- (4) その他対象取引を適切に管理するための方法

4 利益相反管理体制

(1) 当会は、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理に関する当会全体の管理体制を統括するための利益相反管理統括部署およびその統括者を定めます。この統括部署は、営業部門からの影響を受けないものとします。また、当会の役職員に対し、本方針および本方針を踏まえた内部規則等に関する研修を実施し、利益相反管理についての周知徹底に努めます。

(2) 利益相反管理統括者は、本方針に沿って、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を実施するとともに、その有効性を定期的に適切に検証し、改善いたします。

5 利益相反管理体制の検証等

当会は、本方針に基づく利益相反管理体制について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

利用者保護等管理方針

当会は、農業協同組合法その他関連法令等により営む事業の利用者（利用者になろうとする者を含みます。以下同じ。）の正当な利益の保護と利便の確保のため、以下の方針を遵守します。

また、利用者の保護と利便の向上に向けて継続的な取組を行っていきます。

[利用者保護等管理方針]

- 1 利用者に対する取引または金融商品の説明（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの説明を含みます。）および情報提供を適切にかつ十分に行います。
- 2 利用者からの相談・苦情等については、公正・迅速・誠実に対応（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの対応を含みます。）し、利用者の理解と信頼が得られるよう適切かつ十分に対応します。
- 3 利用者に関する情報については、法令等に基づく適正かつ適法な手段による取得ならびに情報の紛失、漏えいおよび不正利用等の防止のための必要かつ適切な措置を講じます。
- 4 当会が行う事業を外部に委託するに当たっては、利用者情報の管理や利用者への対応が適切に行われるよう努めます。
- 5 当会との取引に伴い、当会の利用者の利益が不当に害されることのないよう、利益相反管理のための態勢整備に努めます。

マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針

当会は、事業を行うにつくまて、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用（以下、「マネー・ローンダリング等」といいます。）の防止に取り組むとともに、反社会的勢力に対して断固とした姿勢で臨みます。

また、お客さまに組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。

【マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針】

1 管理態勢等

当会は、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除の重要性を認識し、経営戦略における重要な課題の1つとして位置付け、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当会の特性に応じた態勢を整備します。

また、適切な措置を適時に実施できるよう、経営陣が管理態勢確立等について主導性を発揮し、フォワード・ルッキングなギャップ分析、組織横断的な対応の高度化、専門性や経験を踏まえた経営レベルでの戦略的な人員確保・教育・資源配分等を実施し、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除について周知徹底を図ります。

2 マネー・ローンダリング等の防止

当会は、実効的なマネー・ローンダリング等防止を実施するため、自らが直面しているリスクを国家公安委員会が公表している犯罪収益移転危険度調査書やその他ガイドラインを勘案し、適時・適切に特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。

3 反社会的勢力との決別

当会は、取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力による不当要求を拒絶します。

4 職員の安全確保

当会は、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力に対して、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。

5 外部専門機関との連携

当会は、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士など、反社会的勢力を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力と対決します。

金融ADR制度への対応

当会では、苦情処理措置、紛争解決措置について、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ上で公表するとともに、一般社団法人JAバンク・JFマリンバンク相談所とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図っています。

当会の相談・苦情等受付窓口（JAバンク指導部）

電話番号：082-240-0257

受付時間：午前9時～午後5時（金融機関の休業日を除く）

一般社団法人JAバンク・JFマリンバンク相談所

電話番号：03-6837-1359

受付時間：午前9時～午後5時（金融機関の休業日を除く）

当会では、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

広島弁護士会仲裁センター

電話番号：082-225-1600

受付時間：午前9時半～午後4時 月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）

（令和6年7月1日現在）

なお、上記につきましては、直接紛争解決を申し立てることが可能です。

リスク管理体制

リスク管理に対する考え方

当会のリスク管理とは、経営の健全性、安定性を維持していくために、経営戦略や業務方針の達成に対する不確実性の要因、すなわちリスクを当会として許容できるレベルまで調整し、そのために必要な施策を行うことであり、リスクの一方的な抑制ではなく、収益性とのバランスのとれたコントロールを目指すものです。

この考え方のもと、「リスクマネジメントの基本方針」に基づいて、リスク統括部を統括部署とするリスク管理体制を整備し、統合的なリスク管理の充実・強化に努めています。

また、業務執行部門から独立した監査室を設置し、リスクマネジメントの有効性を検証するための内部監査を実施しています。

リスク管理方針

〔リスク管理方針〕

1 統合的リスク管理方針

管理対象となる全てのリスクを可能な限り整合的な考え方で管理し、財務上の諸リスクを中心に影響度が大きく計量化が可能なリスクに加え、定性的な管理が中心となるその他のリスクを、一定の前提の基で計量化し、統合的なリスクの把握と管理を行います。

また、リスクテイクを自己資本をベースとする経営体力に見合う範囲内で行うことによって経営の健全性を確保し、同時にリスク・リターン特性を踏まえた資産運用を行うことで収益性・効率性の向上を目指します。

2 市場リスク管理方針

市場リスクを、当会の収益の基盤をなす重要なリスクと位置付け、主体的にリスクを取ることで、効率的なポートフォリオ（市場性信用リスク資産を含みます。）を構築し、安定的な収益の確保を目指します。

リスクテイクを行うに当たっては、ポートフォリオのリスク量、各アセットクラスのリターン・リスク、アセットクラス間の相関等を踏まえ、ポートフォリオ全体のリスクバランスに配慮した分散投資を基本とし、財務状況、市場環境等に応じて、機動的に資産配分の見直しを行います。

3 信用リスク管理方針

クレジットポリシーに定める基本原則を遵守することにより、健全な与信ポートフォリオを構築し、安定的な収益の確保を目指します。

リスクテイクを行うに当たっては、リスク分散の観点から与信集中（特定の取引先、取引先グループ、業種等）の回避の管理を行います。

また、融資部署から独立した部署による第2次審査・内部格付等の実施により、けん制機能を確保します。

4 流動性リスク管理方針

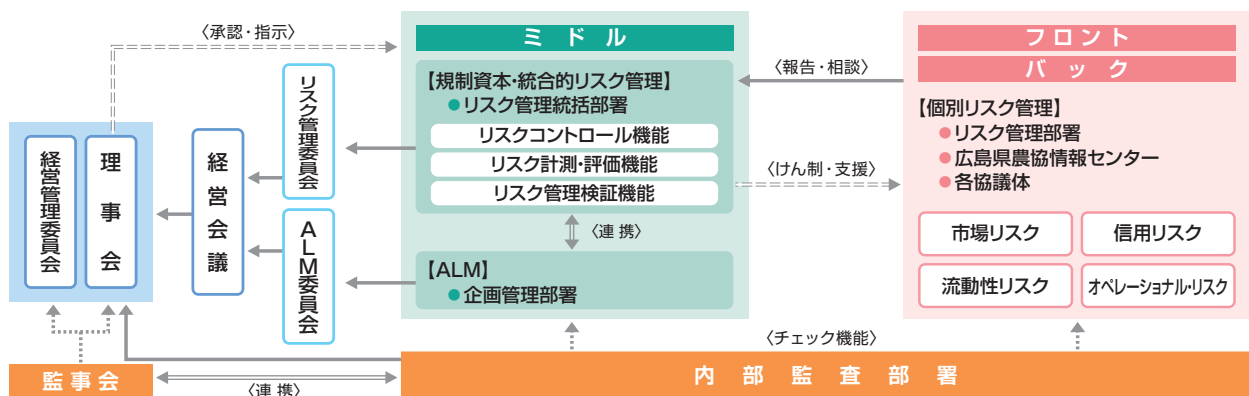
市場流動性リスクは市場リスクとして管理し、ポートフォリオの構築において市場流動性を含めた検討を行います。

資金繰りリスクはオペレーショナル・リスクとして管理し、大口資金移動等の情報の早期把握や預金等の期落ち管理により必要な資金量を確保し、適切かつ安定的な流動性の確保に努めます。

5 オペレーショナル・リスク管理方針

リスクの発生そのものが統制活動の対象となるものは、手続等の制定による業務プロセスの確立と内部監査等を通じた態勢整備により、発生の未然防止に努めます。

リスク発生後の対応が統制活動の対象となるものは、業務継続計画の策定と訓練を通じた態勢整備、コンプライアンス態勢の適切な運営および外部専門家との連携等により、発生後の影響の抑制に努めます。



JAグループの概要

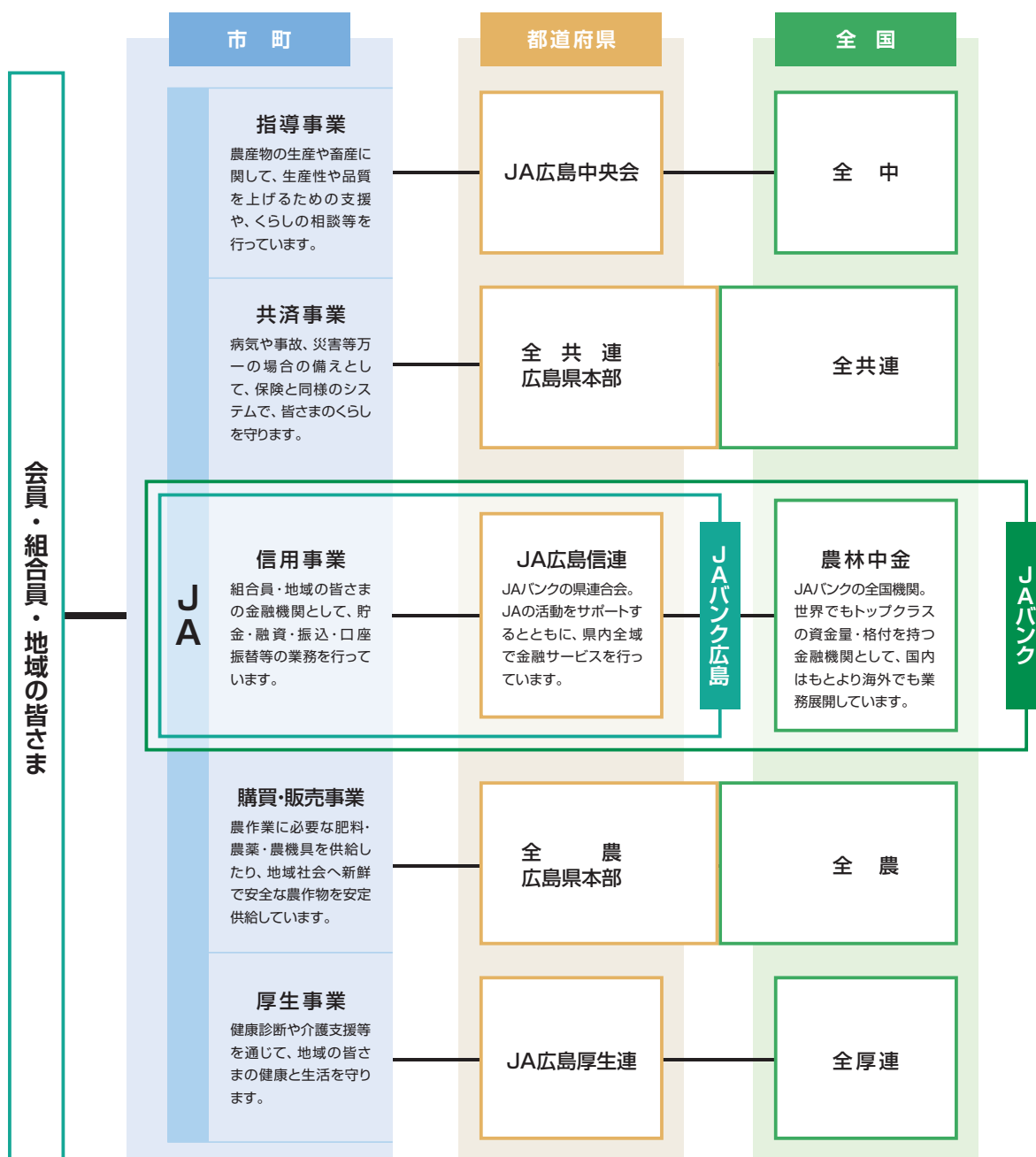
当会はJAグループ・JAバンクの一員です

JAグループは、農家組合員をはじめとする組合員組織を基盤に、市町段階のJA、都道府県段階・全国段階の連合会組織で構成し、それぞれが機能分担のもと、信用事業のほか、指導事業、共済事業、購買・販売事業、厚生事業等を展開しています。

また、信用事業においては、JA・信連・農林中金で構成するグループが「JAバンク」の総称のもと、より高度で質の高い総合金融サービスの提供を目指しています。

当会は、県内JAと一体となり、「JAバンク広島」として、組合員や地域の皆さまに「便利で安心」な金融機関としてご利用いただけるよう努めています。

JAグループ組織図

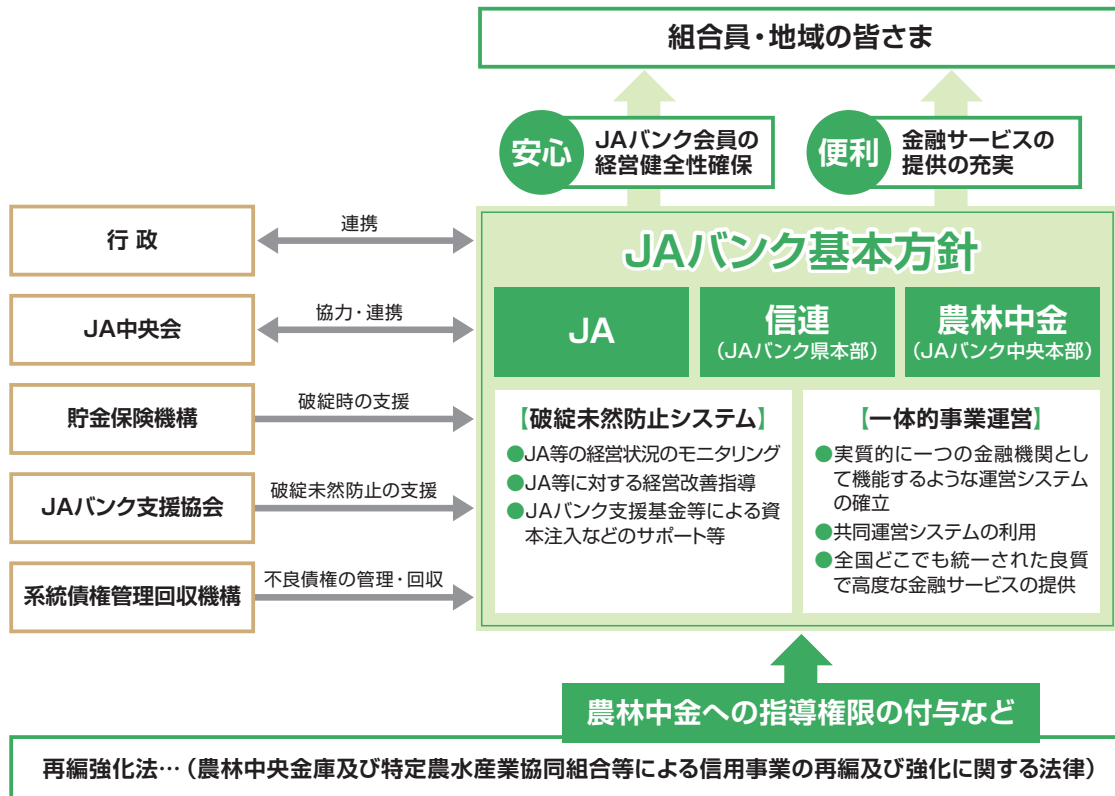


JAバンクシステム

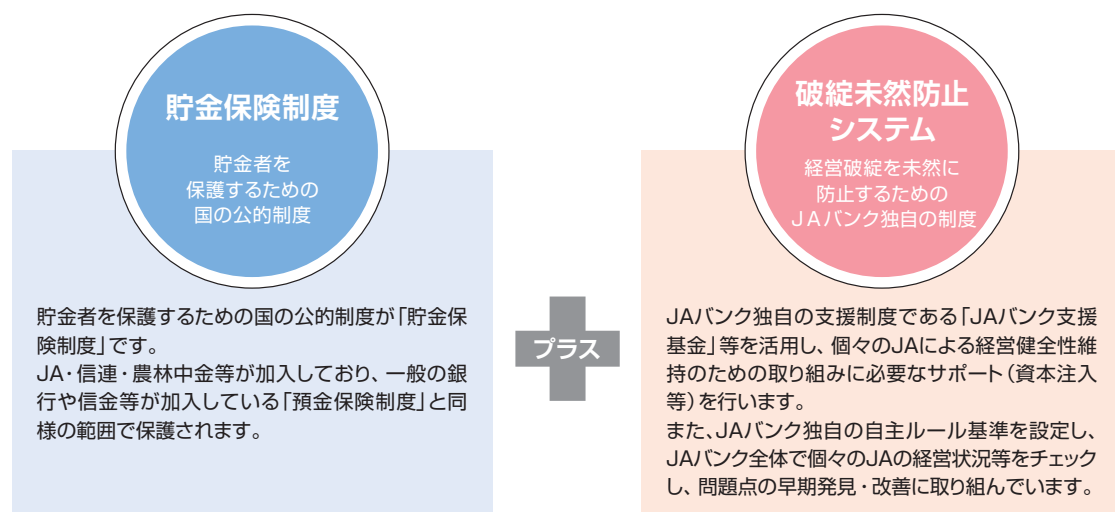
JAバンクは皆さまに「安心」と「便利」をお届けします

「JAバンクシステム」とは、組合員・地域の皆さまから一層信頼され利用される信用事業を確立するために「再編強化法」に則り、JAバンク会員（JA・信連・農林中金）総意のもと「JAバンク基本方針」に基づき、JA・信連・農林中金が一体的に取り組む仕組みです。

「JAバンクシステム」は、JAバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を生かした金融サービス提供の充実・強化を目指す「一体的事業運営」の2つの柱で成り立っています。



JAバンクには「JAバンク・セーフティネット」があります



「JAバンクシステム」のもと「JAバンク・セーフティネット」により、一層の安心を提供します。

事業の概況

経済・金融情勢と事業概況

令和5年度の経済情勢について、我が国の経済は、新型コロナウイルス感染症の5類移行による行動制限の解除を背景に、個人消費の増加やインバウンド需要の回復等により、社会・経済活動に回復の動きが見られました。

金融情勢について、国内の株式市場（日経平均株価）は、米国経済の軟着陸への期待感や東京証券取引所が推進する市場改革の進展により、2月にはバブル期の史上最高値を34年ぶりに更新しました。

また、日本銀行は令和6年3月の金融政策決定会合において、2%の物価安定の目標が持続的・安定的に実現していくことが見通せる状況に至ったと判断し、マイナス金利政策の解除等を行い、世界的にも異例な対応を続けてきた日本の金融政策は正常化に向けて一歩踏み出しました。

このような情勢のなか、令和5年度は、「第18次中期経営計画」および「JAバンク広島中期戦略（令和4～6年度）」の中間年度として、各種施策を確実に進めるため、総力を挙げて取り組みました。

特に、農業専門金融機関、地域金融機関として、金融仲介機能の強化に努めるとともに、引き続き「JA農業資金保証料助成制度」や「JAバンク利子補給制度」による借入負担軽減策のほか、担い手に対するコンサルティングとして、JAと連携しつつ事業性分析を踏まえた課題解決策の提案等を実施しました。

主要勘定の動向

【信連貯金】

JA 貯金残高が前年比で減少し、期末残高は前年度末比 1,031 億円減少の 2 兆 2,698 億円となりました。

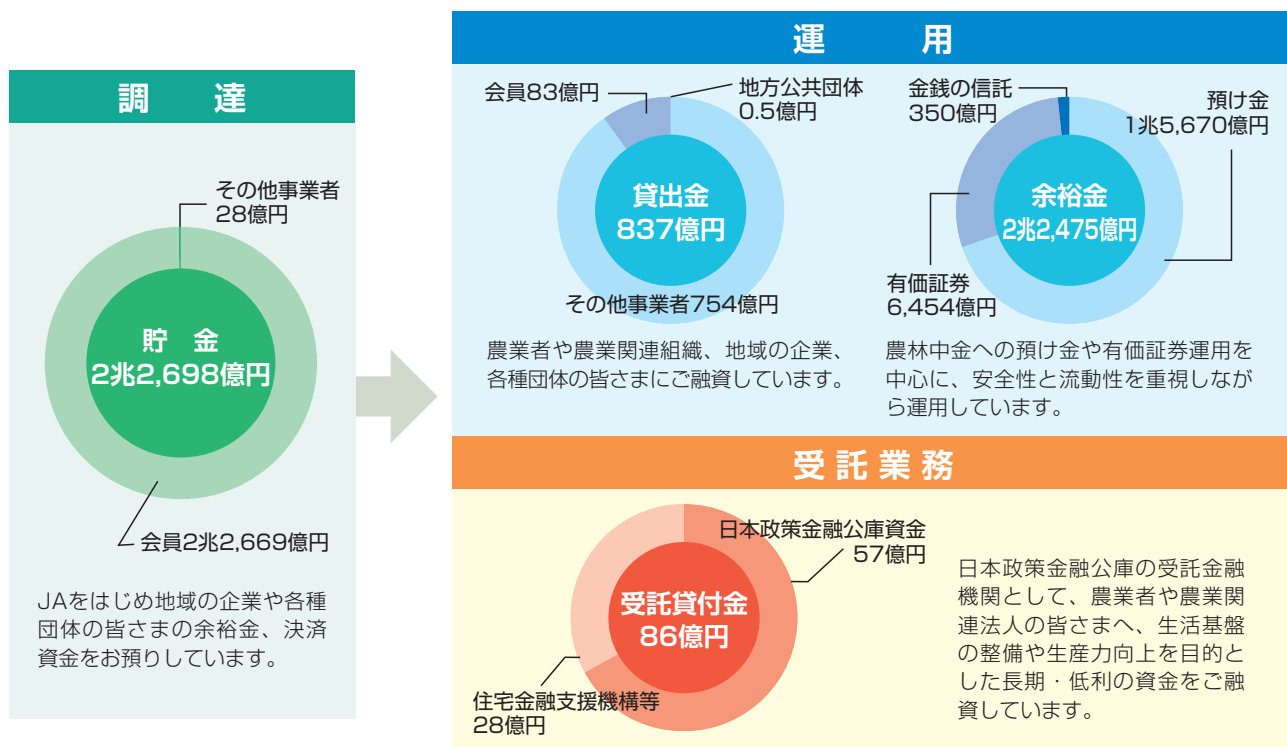
【信連貸出金・受託業務】

農業・食関連および地場企業への融資に注力したものの、既存貸出先からの償還により、期末残高は前年度末比 27 億円減少の 837 億円となりました。

【余裕金運用】

有価証券残高は、国内外の金融政策の転換を見据えたポートフォリオ運営に努めた結果、期末残高は前年度末比 272 億円増加の 6,454 億円となりました。

預け金残高は、農林中央金庫への預け金減少により、期末残高は前年度末比 1,190 億円減少の 1 兆 5,670 億円となりました。



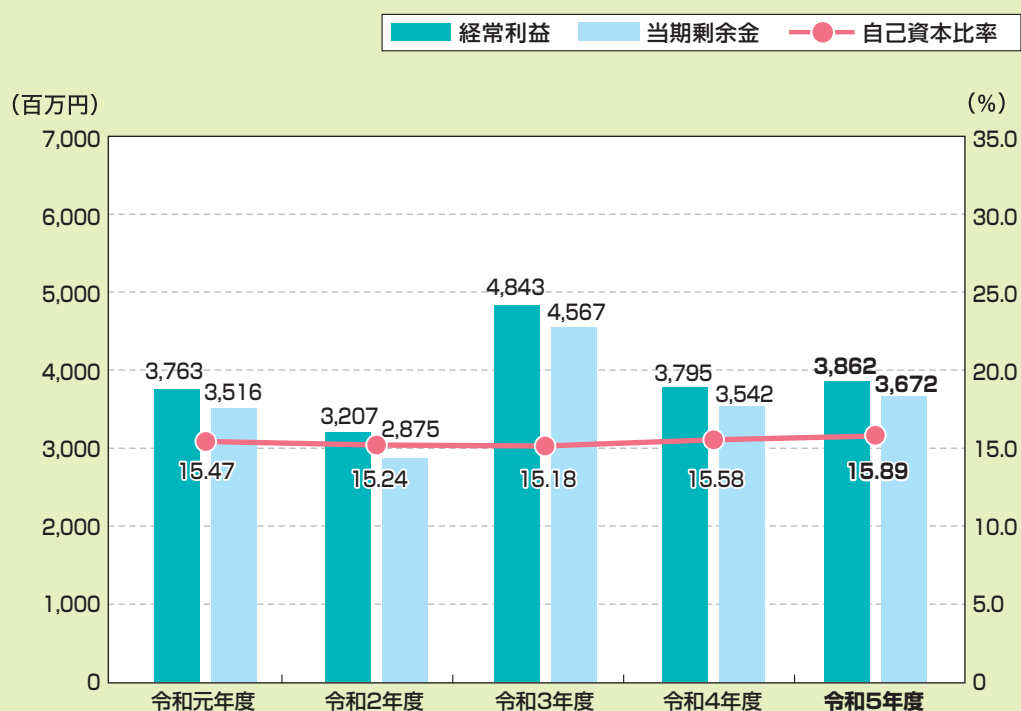
収支状況

令和5年度は、目標利益の確保に向け、国内外の金融政策の転換を見据えたポートフォリオ運営に努めた結果、2年ぶりの増益となり、経常利益38億円、当期剰余金36億円を確保しております。

自己資本の充実の状況

令和5年度末の自己資本比率（バーゼルⅢ国内基準）は、単体ベースで15.89%となり、引き続き高水準を維持しております。

【収支等の推移】



地域貢献情報

地域社会に対する基本的な考え方

当会は、JAをはじめ関係団体が会員となり、ともに助け合い、ともに発展していくことを理念とした、いわば相互扶助型の農業専門金融機関です。同時に、広島県を事業区域とし、地域経済・地域社会の発展に貢献することを使命とする地域金融機関でもあります。

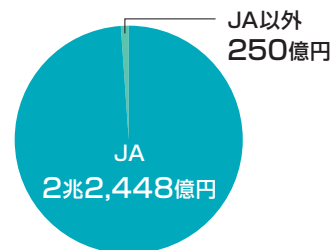
当会の資産は、その大半が県内JAからお預かりした貯金で構成されています。そして、JAが当会へ預け入れた貯金は、JAが農家組合員や地域の皆さまからお預かりした財産です。当会では、このかけがえのない財産を安全・確実にお守りすると同時に、これを原資とし、資金を必要とする農家組合員の皆さまや農業関連団体、地域の皆さま、地元企業、各種団体等へご融資しています。

また、資金供給や経営支援等の金融機能を提供するだけでなく、教育活動や文化活動等を通じた地域の活性化についても、積極的に取り組んでいます。

地域からの資金調達の状況

令和5年度、県内のJAが組合員の皆さまや地域の皆さまからお預かりした貯金は2兆9,853億円にのぼります。そのうちの約2兆2,448億円を、当会がJAからお預かりしました。

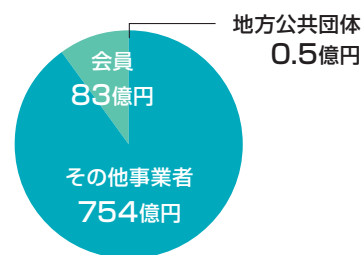
また、JA以外に県内の企業や各種団体等の皆さまからも資金をお預かりしており、令和5年度末の貯金残高は、2兆2,698億円となりました。



地域への資金供給の状況

当会は資金を必要とする農家組合員の皆さまや、JA・農業に関する企業・団体および県内の地場企業や団体、地方公共団体等への融資を行っており、令和5年度末の貸出金残高は837億円となりました。

その他に日本政策金融公庫等の受託金融機関として、農業・住宅・教育といった制度資金も取り扱いしており、令和5年度末の残高は86億円となりました。



お客さま本位の業務運営に関する取組方針

JAグループは、食と農を基軸として地域に根ざした協同組合として、助け合いの精神のもとに、持続可能な農業と豊かで暮らしやすい地域社会の実現を理念として掲げています。

当会では、この理念のもと、平成29年3月に金融庁より公表された「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択するとともに、県内JAがお客さまの安定的な資産形成に貢献できるよう、その取組を支援する県域組織として、以下の取組方針を制定しています。

今後、本方針に基づく取組の状況を定期的に公表するとともに、よりお客さま本位の業務運営を実現するため本方針を必要に応じて見直してまいります。

なお、本方針における「お客さま」とは、県内JAとお取引いただくお客さまを想定しています。

【お客さま本位の業務運営に関する取組方針】

1 お客さまへの最適な商品提供

(1)県内JAがお客さまに提供する金融商品は、特定の投資運用会社に偏ることなく、社会情勢や手数料の水準等も踏まえたうえで、お客さまの多様なニーズにお応えできるものを選定し、提供されるよう取組支援を行います。なお、当会は、金融商品の組成に携わっておりません。【原則2本文および(注)、原則3(注)、原則6本文および(注2、3)】

2 お客さま本位のご提案と情報提供

(1)県内JAがお客さまの金融知識・経験・財産、ニーズや目的に合わせて、お客さまにふさわしい商品をご提案していくための取組支援を行います。【原則2本文および(注)、原則5本文および(注1～5)、原則6本文および(注1、2、4、5)】
 (2)県内JAがお客さまの投資判断に資するよう、商品のリスク特性・手数料等の重要な事項について分かりやすく説明し、必要な情報を十分にご提供していくための取組支援を行います。【原則4、原則5本文および(注1～5)、原則6本文および(注1、2、4、5)】
 (3)県内JAがお客さまにご負担いただく手数料について、お客さまの投資判断に資するように、丁寧かつ分かりやすい説明に努めていくための取組支援を行います。【原則4、原則5本文および(注1～5)、原則6本文および(注1、2、4、5)】

3 利益相反の適切な管理

(1)県内JAがお客さまへの商品選定や情報提供に当たり、お客さまの利益を不当に害することがないように、「利益相反管理方針」に基づき適切に管理していくための取組支援を行います。【原則3本文および(注)】

4 お客さま本位の業務運営を実現するための人材の育成と態勢の構築

(1)県内JAに対し、研修による指導や資格取得の推進を通じて高度な専門性を有し誠実・公正な業務を行うことができるよう人材育成支援を行い、お客さま本位の業務運営を実現するための態勢の構築支援を行います。【原則2本文および(注)、原則6(注5)、原則7本文および(注)】

(※)上記の原則および注番号は、金融庁が公表している「顧客本位の業務運営に関する原則」(2021年1月改訂)との対応を示しています。

地域密着型金融への取組

当会は、農業と地域社会に貢献する金融機関として、地域密着型金融へ取り組んでいます。

◎中小企業の経営の改善および地域の活性化のための取組

当会は、農業および地域金融における円滑な資金提供を最も重要な社会的役割の一つと位置づけ、その実現に向けて取り組んでいます。

当会では、「金融円滑化に係る基本方針」を制定し、取組態勢を強化するとともに、お客さまからのご相談等には、より真摯な対応を心がけています。

なお、令和6年3月末時点の当会の金融円滑化に係る取組状況は以下のとおりです。

(単位：件)

	債務者が中小企業者である場合	債務者が住宅資金借入者である場合
	件数	件数
貸付の条件の変更等の申し込みを受けた貸付債権の数	104	1
うち、実行に係る貸付債権の数	104	1
うち、謝絶に係る貸付債権の数	—	—
うち、審査中の貸付債権の数	—	—
うち、取り下げに係る貸付債権の数	—	—

◎経営者保証に関するガイドラインの遵守

当会では、中小企業等の経営者等による個人保証について、経営者保証に関するガイドライン研究会(全国銀行協会および日本商工会議所)が公表した「経営者保証に関するガイドライン」を踏まえ、本ガイドラインを遵守し取り組んでいます。

自己改革への取組

JAグループ広島では、令和3年11月に開催した第29回JA広島県大会で次の10年後を見通した「めざす姿」として、「持続可能な農業の実現」、「豊かでくらしやすい地域共生社会の実現」、「協同組合としての役割発揮」を掲げ、その実現に向けて令和4年度から3年間、JA・連合会等それぞれの事業、地域の実態や組合員の期待に応え、創意工夫ある取組みを実践することとしました。

また、JAバンク広島では、令和4年度からの「JAバンク広島中期戦略（令和4～6年度）」におきまして、JAバンクならではの総合事業を活かした価値提供として、資金供給を中心にコンサル機能を含めた金融仲介機能を、農業・くらし・地域の各領域で発揮することとしております。

◎農業者に対する金融対応力強化

将来的な地域農業の担い手として農業法人・大規模農家等をメイン強化先と位置づけ、関係強化・再構築に取り組むとともに、訪問活動等を通じて資金ニーズの発掘を行っています。

◎保証料助成・利子補給

農業資金に係る保証料を助成する「JA農業資金保証料助成制度」を実施しているほか、利息軽減措置として全国のJAで導入されている「JAバンク利子補給制度」に加え、JAバンク広島独自の「JAバンク広島利子補給制度」を展開し、担い手の農業経営の負担軽減に努めています。



(令和6年7月1日現在)

◎農業金融商品の積極展開

JAバンク広島では、新規就農者向けの融資商品として「JA新規就農支援資金」、農業経営全般に活用できる融資商品として「JA営農支援資金」を取り扱っています。

これらの商品は、「JA農業資金保証料助成制度」および「JAバンク（広島）利子補給制度」の対象資金となっており、農業経営を資金面から積極的にサポートしています。



(令和6年7月1日現在)

◎担い手コンサルティングの実施

農業者の所得向上に向け、JA営農経済・信用部門が主体となり、他の地域金融機関とは異なる総合事業体ならではの課題解決策を提案し、6先の農業者（担い手）に対するコンサルティングをサポートしました。

また、当会取引先の2先においても、当会が主体となり、取引先の収益性向上に向け、財務分析や経営者ヒアリングを実施し、課題解決策を提案しました。



◎食農教育プロジェクト「起農みらい塾」の取組

JAグループ広島の目指す姿の実現に向けて、県内の小学生を対象に金融教育の要素を取り入れた食農教育プロジェクト「起農みらい塾」の授業（全9回のプログラム）を令和5年7月から11月にかけて展開しました。



◎農業金融専任担当者の設置

地域農業の担い手との関係強化・深耕を図るため、農業金融専任担当者を設置し、JAの担当者と同行訪問するほか、農業資金の商品説明支援や、担当者のレベルアップ研修等に取り組んでいます。

◎担い手育成に向けた取組

JAにおける担い手育成の取組を推進・支援するため、JAの担い手金融リーダー等を対象に、農業金融に係る知識・スキルの習得を目的とした研修を実施しています。

また、農業経営者向けに、「農業補助金セミナー」を開催しました。

その他、広島県や農業法人協会等の諸会議へ参加することにより、JAへの情報の連絡・調整を行っています。

当会についても、農業経営アドバイザーの資格取得を通じて職員の農業知識向上に努めています。

◎移動店舗車の配備

JAバンクでは、過疎地等への金融サービス提供および災害時の金融機能維持を目的として移動店舗車の配備に取り組んでおり、県内では3JAで5台導入しています。



文化的・社会的貢献活動

当会は、資金供給や経営支援等の金融機能の提供に加え、教育・文化等様々な活動を通して地域の活性化に向け積極的に取り組んでいます。

◎社会貢献活動への取組

当会では、平成25年度に社会貢献活動委員会を立ち上げ、新たな社会貢献に向けた取組を展開しています。

令和5年度は、役職員有志による清掃ボランティア活動として「クリーン太田川」へ参加、森林保全活動の一環として「ひろしまの森林づくりフォーラム」へ参加したほか、児童養護施設へ県産米・フルーツゼリーの寄贈を行いました。



清掃ボランティア活動



森林保全活動



児童養護施設へのお米・フルーツゼリーの寄贈

◎第11回 JAバンク広島杯 ふれあいグラウンド・ゴルフ大会

JAバンク広島では、健康で明るい地域社会づくりへの貢献の一環として、「JAバンク広島杯 ふれあいグラウンド・ゴルフ大会」を開催し、県内各地より約200名の選手にご参加いただきました。



◎JAバンク食農教育応援事業

JAバンクでは、次代を担う子どもたちの農業に対する理解を深めるため、「JAバンク食農教育応援事業」に取り組んでいます。

毎年、食農教育・環境教育・金融経済をテーマとするオリジナル教材本を、県内の小学生に配付し、授業等で活用いただいています。

また、農業や自然環境、金融経済に対する理解促進を目的に、JA等が子どもを対象に実施する教育活動や各種イベント活動に対し費用助成を行っています。



◎地元スポーツチームの活動支援

JAバンク広島では、スポーツを通じた地域への貢献の一環として、広島東洋カープ（野球）やサンフレッチェ広島（サッカー）の活動を支援しています。

令和5年度は、スポンサードゲームの開催を通して、地元スポーツチームの活動を地域の皆さまとともにサポートしました。



広島東洋カープ スポンサーゲーム



サンフレッチェ広島 スポンサーゲーム ©2023 S.FC

業務内容

JAサポート

JAの信用事業をサポートすることは当会の重要な役割です。

JAバンク推進部では、農業融資、担い手コンサルティング等の農業者所得向上に向けた取組、生活資金や資産形成・運用ニーズ等の豊かな暮らしの実現に向けたライフプランサポートの実践にかかる取組等を支援しています。

JAバンク指導部では、経営指導、各種相談、不祥事未然防止への対応等、経営管理・リスク管理、内部管理態勢の強化に向けた支援を行っています。

貯金・為替・各種サービス

当会では各種の貯金商品をそろえ、JAをはじめ地域の企業や各種団体の皆さまにご利用いただいているほか、振込・代金取立等の資金決済サービスも行っています。

また、事務集中部では「為替事務センター」の運営を通じ、給与振込や年金受け取り、国税・地方税の収納、公共料金の口座振替、クレジットカード、デビットカードの代金決済等、各種の決済業務に幅広く対応しています。

融 資

営業部では、農業者や農業関連団体、地域の企業、各種団体の皆さまにご融資をしており、農業の振興と地域の発展のため、多方面からご活用いただいています。

また、JAグループ広島全体としてJAの「農業の担い手育成」の取組を推進・支援することを目的として、融資相談や資金ニーズの調査を行う等、「農業担い手への金融強化」に取り組んでいます。

有価証券運用

当会がお預かりした資金の一部は、国内外の金融市場において、有価証券運用を行っています。資金証券部では、安定的に利息収入を確保し、相場変動に左右されにくい分散効果のあるポートフォリオの構築に取り組んでいます。

代理業務

日本政策金融公庫の受託金融機関として、農業者や農業関連法人の皆さまへ、生産基盤の整備や生産力向上を目的とした長期・低利の資金をご融資しています。

また、住宅金融支援機構の住宅資金や日本政策金融公庫の教育資金のお取り扱いを通じ、豊かな暮らしのお手伝いをしています。

サービスのご案内

■ 貯 金

貯金の種類		特 色	期 間	お預け入れ金額
定期貯金	スーパー定期貯金 (スーパー定期 スーパー定期300)	【複利型】 半年複利の定期貯金です(個人のお客さま専用)。	3年、4年、5年	スーパー定期 1,000円以上 300万円未満
		【単利型】 毎年、利息を受け取れる定期貯金です。 法人もご利用になれます。	1か月以上5年以内	スーパー定期300 300万円以上
	大口定期貯金	1,000万円からの大きな資金の運用に適しています。単利型の商品で、毎年利息を受け取れます。法人もご利用いただけます。	1か月以上5年以内	1,000万円以上
	変動金利定期貯金	【複利型】 6か月ごとに利率が変わる定期貯金です。 半年複利の3年定期です(個人のお客さま専用)。	3年	1,000円以上
		【単利型】 複利型と同様に6か月ごとに利率が変わる定期貯金です。利息は半年ごとに受け取れます。法人もご利用いただけます。	3年	1,000円以上
	積立式定期貯金	目的に合わせて積立てて、必要な時には一部支払いができる積立定期です。	【満期型】 6か月以上10年以下 (1か月以上3年以下の 据置期間を含む) 【エンドレス型】 積立期限には定めがありません。	1回あたりの積立金額 1,000円以上
	当座貯金	小切手・手形がご利用いただけます。	期間の制限はありません。	1円以上
	普通貯金	お財布代わりにご使用いただける貯金です。	期間の制限はありません。	1円以上
	普通貯金無利息型(決済用)	貯金保険制度により全額保護される決済用貯金です。	期間の制限はありません。	1円以上
	通知貯金	お預け入れから7日たてば、いつでも払い戻しいただけます。短期間のお預け入れに適しています。	期間の制限はありません。 (但し、7日間の据置期間が必要です。)	5万円以上
	譲渡性貯金	1,000万円以上、大口一括預け入れによる、譲渡の可能な貯金です。	7日以上5年以内	1,000万円以上

(注) 1.内容の詳細等については、店頭窓口にてご確認ください。

2.譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。

■ 事業資金・制度資金

事業資金	事業を営まれている皆さまへ、設備資金や運転資金等の最適タイプの融資をご提案します。ご融資金額やご返済期間等の融資条件については、ご相談のうえ決定します。
制度資金	農業近代化資金等、各種融資をお取り扱いしています。

■ 公庫資金等

日本政策金融公庫等の農業生産基盤の向上・教育・住宅建設等に必要な長期低利資金をお取り扱いしています。

金融機関	資金名
日本政策金融公庫	
(農林水産事業)	農業経営基盤強化資金(スーパーL)、青年等就農資金、農業改良資金、経営体育成強化資金、農林漁業セーフティネット資金、農業基盤整備資金等
(国民生活事業)	教育資金
住宅金融支援機構	広島県JAフラット35(買取型)、災害復興住宅資金、賃貸住宅資金等

■ その他サービス

項目	内容
JAネットバンク	ご来店の手間や時間を気にすることなく、お手持ちのパソコン・スマートフォンで、残高照会、入出金明細照会や振込・振替などの各種サービスがご利用いただけます。
法人JAネットバンク	オフィスのパソコンからインターネットを通じて、残高照会・入出金明細照会に加え、振込や振替の資金移動、口座振替、総合振込・給与振込による複数のデータを1回の操作でまとめてご依頼できる伝送サービスなどの各種サービスがご利用いただけます。
JAデータ伝送サービス (AnserDATAPORT方式)	オフィスのパソコンやホストシステムから、総合振込、給与振込や口座振替等、複数のデータを1回の操作でまとめてお取引できる基本サービスや、入出金情報、金融EDI情報等を確認・取得できる通知サービスがご利用いただけます。
HIT-LINE代金回収サービス	県内に本店を有する金融機関が提携し設立したHIT-LINEセンターが、売上代金・会費・サービス代金等の集金業務を、お客さまに代わってご集金先のお取引金融機関から口座振替します。
JAバンクでんさいサービス	手形・売掛債権に代わる新たな金融債権である電子記録債権(「でんさい」)を活用した資金決済サービスです。

■ 手数料一覧

(令和6年7月1日現在) (注) 各手数料にはいずれも消費税(10%)が含まれています。

◎窓口

取扱区分	あて先区分				
	同一店内あて		県内JA・県外JA・ 県外信連・農林中金あて		他金融機関あて
振込手数料	3万円未満			文書扱い	1万円未満1件につき 330円
	1件につき 330円	1件につき 440円		1万円以上3万円未満1件につき 440円	
	3万円以上				3万円以上1件につき 660円
	1件につき 550円	1件につき 660円	電信扱い	3万円未満1件につき 660円	
				3万円以上1件につき 880円	

代金取立 手 数 料	電子交換	1通につき	440円
	個別取立	普通扱い	1通につき 880円
		至急扱い	1通につき 1,100円
その他諸手数料	振込組戻料1件につき660円 不渡手形返却・取立手形組戻・取立手形店頭呈示料1通につき…660円		
ただし、660円を超える取立経費を要 する場合はその実費をいただきます。			

※視覚障がい等をお持ちのお客さまからのお申し出により、窓口で振込を行われる場合は、下記手数料を適用させていただきます。

取扱区分	あて先区分				
	同一店内・県内JAあて	県外JA・県外信連・農林中金あて		他金融機関あて	
振込手数料 (電信扱い)	無 料	3万円未満1件につき	110円	1万円未満1件につき	330円
		3万円以上1件につき	220円	1万円以上3万円未満1件につき	440円
				3万円以上1件につき	660円

◎JAネットバンク・法人JAネットバンク・JAデータ伝送サービス (AnserDATAPORT方式)・JAパソコンサービス

取扱区分	あて先区分				
	同一店内・県内JAあて	県外JA・県外信連・農林中金あて		他金融機関あて	
振込手数料	無 料	3万円未満1件につき	110円	3万円未満1件につき	330円
		3万円以上1件につき	220円	3万円以上1件につき	660円
その他手数料	法人JAネットバンク利用手数料				
	照会・振込取引サービス			月額	1,100円
	照会・振込取引サービス+データ伝送サービス			月額	3,300円
	JAデータ伝送サービス（AnserDATAPORT方式）利用手数料				
	基本サービス			月額	5,500円
	任意ファイル伝送サービス			月額	5,500円
	JAパソコンサービス（ファームバンキング）利用手数料			月額	3,300円

◎媒体交換・データ伝送方式

取扱区分	あて先区分			
	同一店内あて	県内JAあて	県外JA・県外信連・ 農林中金あて	他金融機関あて
振込手数料	3万円未満1件につき 110円	3万円未満1件につき 110円	3万円未満1件につき 220円	3万円未満1件につき 440円
	3万円以上1件につき 220円	3万円以上1件につき 330円	3万円以上1件につき 330円	3万円以上1件につき 770円
その他手数料	媒体持込手数料 1回あたり 5,500円			

◎JAバンクでんさいサービス

基本手数料 (法人JAネットバンクの照会・振込取引サービスを含む)	月額 1,100円
基本手数料 (法人JAネットバンクの照会・振込取引サービス・データ伝送サービスを含む)	月額 3,300円

取扱区分	あて先区分		
	同一店内あて	県内JA・県外JA・ 県外信連・農林中金あて	他金融機関あて
発生記録手数料 (債務者請求)	1件につき 330円 (窓口による代行は1件につき 1,100円)		1件につき 660円 (窓口による代行は1件につき 1,100円)
発生記録手数料 (債権者請求)			
譲渡記録手数料			1件につき 330円 (窓口による代行は1件につき 1,100円)
分割記録手数料			
保証記録手数料			
支払等記録手数料			
変更記録手数料			

残高証明書発行手数料 (定例)	発行1通につき 2,200円
-----------------	----------------

◎その他の手数料

小切手帳代金 (1冊50枚綴り)	880円	約束手形帳代金 (1冊50枚綴り)	1,100円	為替手形用紙代金	1枚につき 22円
残高証明書	継続発行1通につき 330円 随時発行1通につき 550円 当会所定様式以外1通につき 3,300円 監査法人用1通につき 3,300円	窓口両替手数料		0 ~ 50枚 無料 51 ~ 300枚 110円 301 ~ 500枚 220円 501 ~ 1,000枚 330円 1,001枚以上 500枚ごとに330円加算	

(注) 1. JA、地方公共団体、社会福祉事業関係への残高証明書発行に係る手数料は免除となります。
2. 両替枚数の基準は「お客さまのお申込枚数」または「両替後のお受取枚数」のいずれが多いほうの合計枚数となります。

組織・機構

役員 (令和6年7月1日現在)

経営管理委員会会長		経営管理委員	
占部 浩道		吉川 清二 田中 義彦	
経営管理委員会副会長		金子 仁 村上 俊二	
檜山 秀夫			
代表理事理事長		代表理事専務	常務理事
長谷川 公作		角田 哲也	下内 博文 佐藤 仁志
代表監事		監事	員外監事
佐伯 隆弘		金林 和則	洗川 孝典
			常任監事
			下鍛冶 誠

会計監査人の名称 (令和6年7月1日現在)

みのり監査法人 所在地：東京都港区芝5丁目29番11号

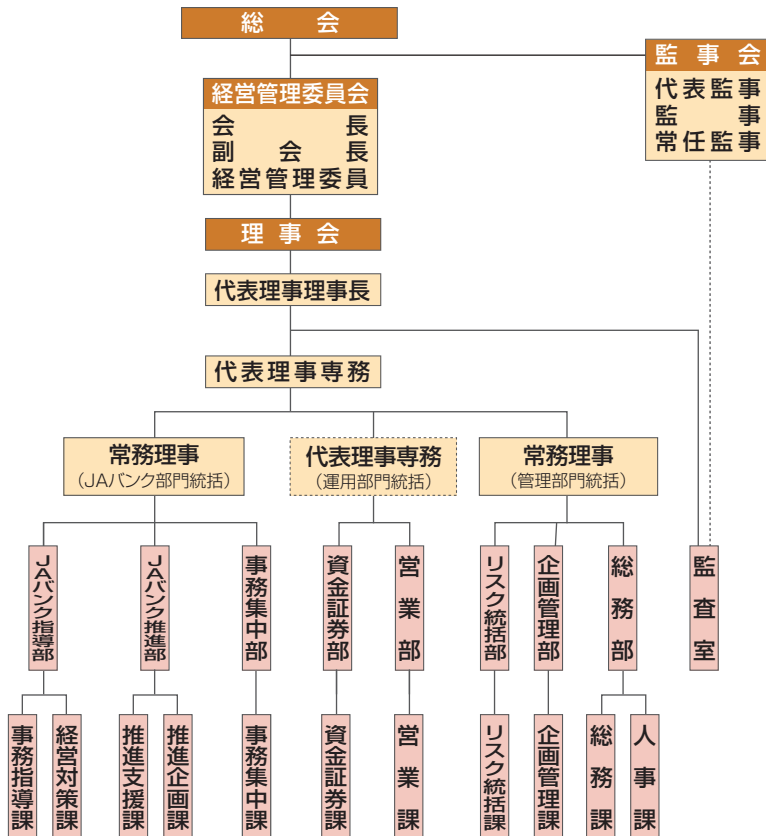
会員数・職員数

【会員数】	令和4年度	令和5年度	【職員数】	令和4年度	令和5年度
正会員	23会員	15会員	一般	139人	135人
准会員	9会員	9会員	合計	139人	135人
合計	32会員	24会員			

特定信用事業 代理業者の状況

該当する取引はありません。

組織機構図 (令和6年7月1日現在)



店舗

店舗名：本所
所在地：広島県広島市中区大手町
四丁目6番1号
TEL：082-248-9505



沿革

昭和 23 年	7 月	広島県信用農業協同組合連合会を農業協同組合法に基づき設立
昭和 25 年	4 月	広島市中区大手町に本所事務所が落成
昭和 29 年	4 月	農林漁業金融公庫の受託業務を開始
昭和 38 年	4 月	住宅金融公庫の受託業務を開始
昭和 41 年	7 月	内国為替の取扱いを開始
昭和 44 年	10 月	信連業務のコンピュータによる処理を開始
昭和 46 年	11 月	信連貯金が 1,000 億円を達成
昭和 47 年	10 月	県内メールシステムが稼働
昭和 48 年	10 月	信連業務のオンライン・システムが稼働
昭和 50 年	9 月	共同計算センタービル（現信連ビル）が落成
昭和 51 年	5 月	広島県農協信用事業オンライン・システムが稼働
	10 月	国庫金の取扱いを開始
昭和 52 年	4 月	広島県収納代理金融機関の事務取扱いを開始
昭和 53 年	6 月	第 2 次信連総合オンライン・システムが稼働
昭和 54 年	2 月	全国銀行内国為替制度へ加盟
	11 月	広島県内農協間の貯金ネットサービスの取扱いを開始
昭和 56 年	12 月	信連貯金が 5,000 億円を達成
昭和 57 年	6 月	広島県農協手形交換センターを設立
昭和 59 年	2 月	系統決済データ通信システムが稼働
	10 月	第 2 次広島県農協信用事業オンライン・システム、第 3 次信連総合オンライン・システムが稼働
昭和 60 年	3 月	全国農協貯金ネットサービスの取扱いを開始
昭和 61 年	12 月	国債等窓販業務の取扱いを開始
昭和 62 年	4 月	広島銀行と CD オンラインで提携
昭和 63 年	11 月	信連貯金が 1 兆円を達成
	12 月	(株)広島県農協情報センターを設立
平成元年	10 月	広島県信用事業情報系システム（農協・信連）が稼働
平成 2 年	7 月	全国キャッシュサービスの取扱いを開始
平成 3 年	4 月	農協情報センタービルが落成
平成 4 年	4 月	農協の愛称に「JA」を採用
平成 6 年	10 月	日本銀行歳入復代理店の事務取扱いを開始
平成 7 年	1 月	第 3 次広島県農協信用事業オンライン・システムが稼働
	4 月	信連貯金が 1 兆 5,000 億円を達成
	9 月	第 4 次信連総合オンライン・システムが稼働
平成 10 年	4 月	信用事業の名称を「JA バンク」へ変更
	11 月	(株)広島県ジェイエイ・ファイナンスを設立
平成 11 年	8 月	経営管理委員会制度を導入
	10 月	証券投資信託等の受益証券の窓販業務、信託代理業務の取扱いを開始
平成 12 年	5 月	郵便貯金と CD・ATM でオンライン提携
	10 月	「デビットカード」サービスの取扱いを開始
平成 13 年	3 月	JA ダイレクトバンキングの取扱いを開始
平成 14 年	1 月	JA バンク広島県本部を設置
平成 15 年	1 月	JASTEM（全国統一オンライン・システム）へ移行
平成 16 年	1 月	マルチペイメント・ネットワークサービスの取扱いを開始
平成 17 年	11 月	セブン銀行と ATM で利用提携
平成 18 年	10 月	新 JA カードの発行を開始
平成 19 年	1 月	IC キャッシュカードの発行を開始
平成 20 年	5 月	郵貯・セブン銀行と ATM 入金提携開始
	7 月	JA バンクの ATM 顧客手数料を全国一律無料化
平成 23 年	1 月	JASTEM 次期システムが稼働
平成 25 年	11 月	イーネットおよびローソン・エイティエム・ネットワークスと ATM で利用提携
平成 26 年	10 月	法人 JA ネットバンクの取扱いを開始
平成 27 年	5 月	JA バンクでんさいサービスの取扱いを開始
	12 月	信連貯金が 2 兆円を達成
平成 29 年	4 月	JA 相続相談サービスの本格開始
平成 30 年	10 月	JASTEM 新システムが稼働
令和元年	11 月	モアタイム（即時振込取扱時間の拡大）の取扱いを開始
令和 4 年	11 月	手形・小切手の電子交換による事務取扱いを開始

資料編

目次

財務諸表等	27	経営諸指標	48
貸借対照表		利益率	
損益計算書		貯貸率・貯証率	
剰余金処分計算書			
注記表		自己資本の充実の状況（単体）	49
会計監査人の監査		自己資本の状況	
		信用リスクに関する事項	
損益の状況	36	信用リスク削減手法に関する事項	
最近の5事業年度の主要な経営指標		派生商品取引および長期決済期間取引のリスクに関する事項	
利益総括表		証券化エクスポージャーに関する事項	
事業純益		オペレーショナル・リスクに関する事項	
資金運用収支の内訳		出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項	
受取・支払利息の増減額		リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	
総資金利ざや		金利リスクに関する事項	
経費の内訳			
		連結情報	62
貯金に関する指標	39	グループの事業系統図	
科目別貯金平均残高		株式会社広島県農協情報センターの概要	
定期貯金残高		連結決算の状況	
		連結貸借対照表	
貸出金等に関する指標	40	連結損益計算書	
科目別貸出金平均残高		連結剰余金計算書	
貸出金の金利条件別内訳残高		連結キャッシュ・フロー計算書	
貸出金の担保別内訳残高		連結注記表	
債務保証の担保別内訳残高		最近5年間の連結事業年度の主要な経営指標	
貸出金の使途別内訳残高		連結事業年度の農協法に基づく開示債権の状況	
貸出金の業種別残高		事業の種類別情報	
主要な農業関係の貸出金残高			
農協法に基づく開示債権の状況および金融再生法開示債権区分に基づく保全状況		自己資本の充実の状況（連結）	74
元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況		連結の範囲に関する事項	
貸倒引当金の期末残高および期中の増減額		自己資本の状況	
貸出金償却の額		信用リスクに関する事項	
		信用リスク削減手法に関する事項	
有価証券に関する指標	45	派生商品取引および長期決済期間取引のリスクに関する事項	
種類別有価証券平均残高		証券化エクスポージャーに関する事項	
商品有価証券種類別平均残高		オペレーショナル・リスクに関する事項	
有価証券残存期間別残高		出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項	
		リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	
有価証券の時価情報等	46	金利リスクに関する事項	
有価証券の時価情報			
金銭の信託の時価情報		役員等の報酬体系	86
デリバティブ取引等		役員に関する事項	
		対象職員等に関する事項	
		その他の事項	
		財務諸表の適正性等に係る確認	87

財務諸表等

貸借対照表

(単位：百万円)

	令和 4 年度 (令和5年3月31日現在)	令和 5 年度 (令和6年3月31日現在)
【資産の部】		
現金	1,947	1,618
預け金	1,686,074	1,567,003
系統預け金	1,685,876	1,566,746
系統外預け金	198	256
金銭の信託	27,560	35,091
有価証券	618,139	645,415
国債	106,466	111,706
社債	38,949	47,546
外国証券	138,467	138,239
株式	1,125	1,794
受益証券	333,130	346,128
貸出金	86,479	83,765
手形貸付	31	60
証書貸付	47,415	47,752
当座貸越	2,559	3,632
金融機関貸付	36,473	32,320
その他資産	3,595	3,615
金融派生商品	62	—
仮払金	360	29
その他の資産	1,588	1,394
未収収益	1,566	2,058
未決済為替貸	17	133
有形固定資産	795	780
建物	395	386
土地	366	366
その他の有形固定資産	33	28
無形固定資産	38	33
ソフトウェア	34	31
その他の無形固定資産	3	2
外部出資	116,830	116,830
系統出資	114,745	114,744
系統外出資	2,034	2,035
子会社等出資	50	50
繰延税金資産	622	—
債務保証見返	913	855
貸倒引当金	△ 774	△ 601
外部出資等損失引当金	△ 2	△ 2
資産の部合計	2,542,220	2,454,407

	令和 4 年度 (令和5年3月31日現在)	令和 5 年度 (令和6年3月31日現在)
【負債の部】		
貯金	2,373,010	2,269,871
当座貯金	50,089	38,838
普通貯金	3,472	4,028
通知貯金	4,000	25,500
別段貯金	595	141
定期貯金	2,314,854	2,201,363
借入金	18,600	5,700
代理業務勘定	0	0
その他負債	2,555	2,494
貸付留保金	370	61
未払法人税等	60	61
貯金利子諸税その他	15	6
従業員預り金	192	183
金融派生商品	682	951
仮受金	52	17
資産除去債務	14	14
未払費用	1,152	1,146
前受収益	2	1
未決済為替借	13	49
諸引当金	5,773	5,651
相互援助積立金	4,307	4,307
賞与引当金	89	84
退職給付引当金	1,168	1,115
役員退職慰労引当金	73	35
特例業務負担金引当金	134	108
繰延税金負債	—	7,121
債務保証	913	855
負債の部合計	2,400,852	2,291,694
【純資産の部】		
出資金	80,200	80,200
(うち後配出資金)	(40,100)	(40,100)
再評価積立金	1	1
利益剰余金	60,957	62,102
利益準備金	25,600	26,400
その他利益剰余金	35,357	35,702
経営基盤安定化積立金	2,400	2,400
特別積立金	20,800	21,000
当期末処分剰余金	12,157	12,302
(うち当期剰余金)	(3,542)	(3,672)
会員資本合計	141,158	142,303
その他有価証券評価差額金	3,193	25,995
繰越ヘッジ損益	△ 2,983	△ 5,586
評価・換算差額等合計	209	20,409
純資産の部合計	141,367	162,712
負債及び純資産の部合計	2,542,220	2,454,407

資料編

単体

財務諸表等

損益計算書

(単位：百万円)

	令和 4 年度 (令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで)	令和 5 年度 (令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで)		令和 4 年度 (令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで)	令和 5 年度 (令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで)
経常収益	21,172	26,431	役務取引等費用	112	135
資金運用収益	12,822	15,965	支払為替手数料	1	1
貸出金利息	1,125	1,118	その他の支払手数料	111	134
預け金利息	34	33	その他の役務取引等費用	0	0
有価証券利息配当金	3,946	7,885	その他事業費用	2,127	7,287
その他受入利息	7,716	6,928	支払助成金	37	37
(うち受取奨励金)	(6,897)	(6,792)	外国為替売買損	—	949
(うち受取特別配当金)	(819)	(135)	国債等債券売却損	—	6,299
役務取引等収益	131	123	国債等債券償還損	2,090	—
受入為替手数料	79	76	経費	2,078	2,139
その他の受入手数料	51	46	人件費	1,001	1,092
その他の役務取引等収益	0	0	物件費	997	969
その他事業収益	5,975	5,880	税金	79	78
受取助成金	5	6	その他経常費用	43	10
外国為替売買益	23	—	貸倒引当金繰入額	38	—
国債等債券売却益	4,370	4,297	その他の経常費用	4	10
受取出資配当金	1,575	1,576	経常利益	3,795	3,862
その他経常収益	2,243	4,461	特別利益	—	0
貸倒引当金戻入益	—	173	その他の特別利益	—	0
株式等売却益	1,610	3,742	特別損失	0	2
金銭の信託運用益	600	517	固定資産処分損	0	2
その他の経常収益	31	28	税引前当期利益	3,794	3,860
経常費用	17,376	22,568	法人税、住民税及び事業税	163	167
資金調達費用	13,014	12,995	法人税等調整額	87	21
貯金利息	49	46	法人税等合計	251	188
債券貸借取引支払利息	—	0	当期剰余金	3,542	3,672
その他支払利息	12,965	12,948	当期首繰越剰余金	8,614	8,630
(うち支払奨励金)	(12,959)	(12,942)	当期末処分剰余金	12,157	12,302

剰余金処分計算書

(単位：百万円)

	令和4年度	令和5年度
当期末処分剰余金	12,157	12,302
剰余金処分額	3,526	3,632
利益準備金	800	800
任意積立金	200	300
(特別積立金)	(200)	(300)
出資配当金	601	601
(普通出資に対する配当金)	(401)	(401)
(後配出資に対する配当金)	(200)	(200)
事業分量配当金	1,925	1,930
次期繰越剰余金	8,630	8,670

(注) 1. 普通出資に対する配当率は年 1.0%、後配出資に対する配当率は年 0.5%の割合です。

2. 事業分量配当金の基準は、次のとおりです。

令和 4 年度 貯金施設の甲種奨励金対象平均残高に対し 0.1%

令和 5 年度 貯金施設の甲種奨励金対象平均残高に対し 0.1%

注記表

令和4年度

1. 重要な会計方針に関する事項

- (1) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しています。
- (2) 有価証券(外部出資勘定の株式を含む。)の評価基準および評価方法は、有価証券の保有目的区分ごとに次のとおり行っています。
 - ・子会社・子法人等株式 ……原価法(売却原価は移動平均法により算定)および関連法人等株式
 - ・その他有価証券 ……時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)。ただし、市場価格のない株式等については原価法(売却原価は、移動平均法により算定)。

なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っています。

- (3) 金銭の信託(合同運用を除く。)において信託財産を構成している有価証券の評価基準および評価方法は、上記(2)の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位毎に当年度末の信託財産構成物である資産および負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しています。
- (4) デリバティブ取引の評価は、時価法により行っています。
- (5) 有形固定資産の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く。))ならびに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法)を採用し、資産から直接減額して計上しています。
また、主な耐用年数は次のとおりです。

建 物	6年～50年
その他	4年～15年

- (6) 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しています。そのうち自社利用ソフトウェアについては、当会における利用可能期間(5年)に基づいて償却しています。

- (7) 外貨建資産は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しています。
- (8) 引当金の計上方法

① 貸倒引当金

貸倒引当金は、「資産の評価および償却・引当の計上基準」に基づき、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者に係る債権と同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価格から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しています。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額または今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間または累積期間における平均値に基づき損失率を求め、算定しています。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しています。

なお、実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額および保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は2百万円です。

② 相互援助積立金

相互援助積立金は、JAバンクの信用秩序の維持を目的とした支払に備えるため、「広島県JAバンク支援制度要領」等に基づき所要額を計上しています。

③ 賞与引当金

賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当年度に帰属する額を計上しています。

④ 退職給付引当金

退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当年度末における職員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しています。

⑤ 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支給に備えるため、「役員退職慰労金規程」に基づき、当年度末要支給見積額を計上しています。

⑥ 外部出資等損失引当金

外部出資等損失引当金は、外部出資に対する損失に備えるため外部出資先の財務状況等を勘案して必要と認められる額を計上しています。

⑦ 特例業務負担金引当金

特例業務負担金引当金は、農林漁業団体職員共済組合に対する特例業務負担金の費用に充てるため、当期末における将来負担見込額を計上しています。

令和5年度

1. 重要な会計方針に関する事項

- (1) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しています。
- (2) 有価証券(外部出資勘定の株式を含む。)の評価基準および評価方法は、有価証券の保有目的区分ごとに次のとおり行っています。
 - ・満期保有目的の債券 ……移動平均法による償却原価法(定額法)
 - ・子会社・子法人等株式 ……原価法(売却原価は移動平均法により算定)および関連法人等株式
 - ・その他有価証券 ……時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)。ただし、市場価格のない株式等については原価法(売却原価は、移動平均法により算定)。

なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っています。

- (3) 金銭の信託(合同運用を除く。)において信託財産を構成している有価証券の評価基準および評価方法は、上記(2)の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位毎に当年度末の信託財産構成物である資産および負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しています。
- (4) デリバティブ取引の評価は、時価法により行っています。
- (5) 有形固定資産の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く。))ならびに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法)を採用し、資産から直接減額して計上しています。
また、主な耐用年数は次のとおりです。

建 物	6年～50年
その他	5年～15年

- (6) 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しています。そのうち自社利用ソフトウェアについては、当会における利用可能期間(5年)に基づいて償却しています。

- (7) 外貨建資産は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しています。

- (8) 引当金の計上方法

① 貸倒引当金

貸倒引当金は、「資産の評価および償却・引当の計上基準」に基づき、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者に係る債権と同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価格から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しています。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額または今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間または累積期間における平均値に基づき損失率を求め、算定しています。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しています。

なお、実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額および保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は2百万円です。

② 相互援助積立金

相互援助積立金は、JAバンクの信用秩序の維持を目的とした支払に備えるため、「広島県JAバンク支援制度要領」等に基づき所要額を計上しています。

③ 賞与引当金

賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当年度に帰属する額を計上しています。

④ 退職給付引当金

退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当年度末における職員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しています。

⑤ 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支給に備えるため、「役員退職慰労金規程」に基づき、当年度末要支給見積額を計上しています。

⑥ 外部出資等損失引当金

外部出資等損失引当金は、外部出資に対する損失に備えるため外部出資先の財務状況等を勘案して必要と認められる額を計上しています。

⑦ 特例業務負担金引当金

特例業務負担金引当金は、農林漁業団体職員共済組合に対する特例業務負担金の費用に充てるため、当期末における将来負担見込額を計上し

- (9) ヘッジ会計の方法
ヘッジ方針に基づき、ヘッジ対象に係る為替相場変動リスクを一定の範囲内でヘッジしています。
- ① 為替変動リスク・ヘッジ
外貨建債券から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は繰延ヘッジによっています。
- ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建債券の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替予約取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建債券の為替変動リスクがヘッジ手段によって減殺されることを相場変動割合に基づく比率分析によって確認することによりヘッジの有効性を評価しています。
- (10) 消費税等の会計処理
消費税および地方消費税(以下、「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産等に係る控除対象外消費税等は当年度の費用に計上しています。

2. 会計方針の変更に関する事項

- (1) 時価の算定に関する会計基準の適用
「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしました。これによる当年度の計算書類への影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する事項

- (1) 会計上の見積りにより当年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。
- ① 貸倒引当金
- a 当年度に係る計算書類に計上した額
貸倒引当金 774百万円
- b 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
- (a) 算出方法
貸倒引当金の算出方法は、「1. 重要な会計方針に関する事項」「(8)引当金の計上方法」「①貸倒引当金」に記載しています。
- (b) 主要な仮定
主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しています。
- (c) 翌年度に係る計算書類に及ぼす影響
個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。
- ② 金融商品の時価
- a 当年度に係る計算書類に計上した額
「6. 金融商品に関する事項」「(2)金融商品の時価等に関する事項」「①金融商品の貸借対照表計上額および時価等」に記載しています。
- b 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
- (a) 算出方法
金融商品の時価の算出方法は、「6. 金融商品に関する事項」「(2)金融商品の時価等に関する事項」「②金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明」に記載しています。
- (b) 主要な仮定
主要な仮定は時価評価モデルに用いるインプットであり、為替相場、イールドカーブ、有価証券の時価等の市場で直接または間接的に観察可能なインプットのほか、相関係数等の重要な見積りを含む市場で観察できないインプットを使用しています。
- (c) 翌年度に係る計算書類に及ぼす影響
市場環境の変化等により主要な仮定であるインプットが変化することにより、金融商品の時価が増減する可能性があります。

4. 貸借対照表に関する事項

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額は、2,403百万円です。
- (2) 担保に供している資産は次のとおりです。
為替決済、県収納代理金融機関事務取扱に係る保証金として、預け金120,025百万円を差し入れています。
- (3) 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、国債に合計11,049百万円含まれています。
- (4) 子会社等に対する金銭債権の総額は8百万円です。
- (5) 子会社等に対する金銭債務の総額は157百万円です。
- (6) 理事、経営管理委員および監事との間の取引による金銭債権はありません。なお、役員が第三者のために行う取引は含めていません。
- (7) 理事、経営管理委員および監事との間の取引による金銭債務はありません。

- ています。
- (9) ヘッジ会計の方法
ヘッジ方針に基づき、ヘッジ対象に係る為替相場変動リスクを一定の範囲内でヘッジしています。
- ① 為替変動リスク・ヘッジ
外貨建債券から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は繰延ヘッジによっています。
- ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建債券の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替予約取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建債券の為替変動リスクがヘッジ手段によって減殺されることを相場変動割合に基づく比率分析によって確認することによりヘッジの有効性を評価しています。
- (10) 消費税等の会計処理
消費税および地方消費税(以下、「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産等に係る控除対象外消費税等は当年度の費用に計上しています。

2. 会計上の見積りに関する事項

- (1) 会計上の見積りにより当年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。
- ① 貸倒引当金
- a 当年度に係る計算書類に計上した額
貸倒引当金 601百万円
- b 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
- (a) 算出方法
貸倒引当金の算出方法は、「1. 重要な会計方針に関する事項」「(8)引当金の計上方法」「①貸倒引当金」に記載しています。
- (b) 主要な仮定
主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」です。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しています。
- (c) 翌年度に係る計算書類に及ぼす影響
個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。
- ② 金融商品の時価
- a 当年度に係る計算書類に計上した額
「5. 金融商品に関する事項」「(2)金融商品の時価等に関する事項」「①金融商品の貸借対照表計上額および時価等」に記載しています。
- b 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
- (a) 算出方法
金融商品の時価の算出方法は、「5. 金融商品に関する事項」「(2)金融商品の時価等に関する事項」「②金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明」に記載しています。
- (b) 主要な仮定
主要な仮定は時価評価モデルに用いるインプットであり、為替相場、イールドカーブ、有価証券の時価等の市場で直接または間接的に観察可能なインプットのほか、相関係数等の重要な見積りを含む市場で観察できないインプットを使用しています。
- (c) 翌年度に係る計算書類に及ぼす影響
市場環境の変化等により主要な仮定であるインプットが変化することにより、金融商品の時価が増減する可能性があります。

3. 貸借対照表に関する事項

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額は、2,430百万円です。
- (2) 担保に供している資産は次のとおりです。
為替決済、県収納代理金融機関事務取扱に係る保証金として、預け金120,025百万円を差し入れています。
- (3) 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券はありません。
- (4) 子会社等に対する金銭債権の総額は0百万円です。
- (5) 子会社等に対する金銭債務の総額は153百万円です。
- (6) 理事、経営管理委員および監事との間の取引による金銭債権はありません。なお、役員が第三者のために行う取引は含めていません。
- (7) 理事、経営管理委員および監事との間の取引による金銭債務はありません。

ん。なお、役員が第三者のために行う取引は含めていません。

- (8) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権の額およびその合計額は次のとおりです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	－百万円
危険債権額	1,013百万円
三月以上延滞債権額	－百万円
貸出条件緩和債権額	－百万円
合計額	1,013百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権です。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものです。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権ならびに危険債権に該当しないものです。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権ならびに三月以上延滞債権に該当しないものです。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

- (9) 当座貸越契約および貸出金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約に係る融資未実行残高は、52,715百万円です。
- (10) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金21,858百万円が含まれています。

5. 損益計算書に関する事項

- | | |
|---------------------|--------|
| (1) 子会社等との取引による収益総額 | 14百万円 |
| うち事業取引高 | 14 〃 |
| (2) 子会社等との取引による費用総額 | 140百万円 |
| うち事業取引高 | 140 〃 |

6. 金融商品に関する事項

- (1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当会は、広島県を事業区域として、地元のJA等が会員となって運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関です。

JAは、農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域へ貸付を行うほか、当会へ預け入れています。

当会では、これを原資として、資金を必要とするJAや農業に関連する企業・団体および、県内の地場企業や団体、地方公共団体等に貸付を行っています。

また、農林中央金庫に預け入れるほか、国債等の債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っています。

② 金融商品の内容およびそのリスク

当会が保有する金融資産は、主として県内の取引先（および個人）に対する貸出金（当座貸越契約貸出コミットメントを含む。）、金銭の信託および有価証券であり、貸出金は顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

当年度末における貸出金のうち、37.99%は金融保険業に対するものであり、当該金融保険業を巡る経済環境等の状況の変化により、契約条件に従った債務履行がなされない可能性があります。

金銭の信託は、指定金外信託により運用しており、その構成資産は、投資信託等であり、純投資目的（その他目的）で保有しています。

これらは、発行体の信用リスク、金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されています。

また、有価証券は、主に債券、投資信託、株式であり、その他目的で保有しています。

これらは、それぞれ発行体の信用リスクおよび金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されています。

デリバティブ取引には、リスク管理の一環で行っている為替予約取引があります。当会では、これをヘッジ手段として、ヘッジ対象である外貨建債券に関わる為替の変動リスクに対してヘッジ会計を適用しています。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

a 信用リスクの管理

当会は、リスクマネジメント基本方針および信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金の信用リスク管理については、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応等与信管理に関する体制を整備し運営しています。

これらの与信管理は、営業部のほかリスク統括部により行われ、また、定期的に経営陣によるリスク管理委員会や理事会を開催し、報告

ん。なお、役員が第三者のために行う取引は含めていません。

- (8) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権の額およびその合計額は次のとおりです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	－百万円
危険債権額	860百万円
三月以上延滞債権額	－百万円
貸出条件緩和債権額	－百万円
合計額	860百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権です。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものです。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権ならびに危険債権に該当しないものです。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権ならびに三月以上延滞債権に該当しないものです。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

- (9) 当座貸越契約および貸出金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約に係る融資未実行残高は、30,417百万円です。
- (10) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金21,858百万円が含まれています。

4. 損益計算書に関する事項

- | | |
|---------------------|--------|
| (1) 子会社等との取引による収益総額 | 13百万円 |
| うち事業取引高 | 13 〃 |
| (2) 子会社等との取引による費用総額 | 153百万円 |
| うち事業取引高 | 153 〃 |

5. 金融商品に関する事項

- (1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当会は、広島県を事業区域として、地元のJA等が会員となって運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関です。

JAは、農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域へ貸付を行うほか、当会へ預け入れています。

当会では、これを原資として、資金を必要とするJAや農業に関連する企業・団体および、県内の地場企業や団体、地方公共団体等に貸付を行っています。

また、農林中央金庫に預け入れるほか、国債等の債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っています。

② 金融商品の内容およびそのリスク

当会が保有する金融資産は、主として県内の取引先（および個人）に対する貸出金（当座貸越契約貸出コミットメントを含む。）、金銭の信託および有価証券であり、貸出金は顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

当年度末における貸出金のうち、39.82%は金融保険業に対するものであり、当該金融保険業を巡る経済環境等の状況の変化により、契約条件に従った債務履行がなされない可能性があります。

金銭の信託は、指定金外信託により運用しており、その構成資産は、投資信託等であり、その他目的で保有しています。

これらは、発行体の信用リスク、金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されています。

また、有価証券は、主に債券、投資信託、株式であり、満期保有目的、その他目的で保有しています。

これらは、それぞれ発行体の信用リスクおよび金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されています。

デリバティブ取引には、リスク管理の一環で行っている為替予約取引があります。当会では、これをヘッジ手段として、ヘッジ対象である外貨建債券に関わる為替の変動リスクに対してヘッジ会計を適用しています。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

a 信用リスクの管理

当会は、リスクマネジメントの基本方針および信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金の信用リスク管理については、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応等与信管理に関する体制を整備し運営しています。

これらの与信管理は、営業部のほかリスク統括部により行われ、また、定期的に経営陣によるリスク管理委員会や理事会を開催し、報告

を行っています。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、リスク統括部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しています。

b 市場リスクの管理

(a) 金利リスクの管理

当会は、金利の変動リスクに関して、VaR等の活用によりリスク量を計測しているのに加え、金利に一定のストレスを与えた場合の損失額を管理し、余裕金運用会議等で報告しています。

(b) 為替リスクの管理

当会は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しています。

(c) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む投資商品の保有については、余裕金運用会議の方針に基づき、余裕金運用規程に従い行われています。

運用に当たっては、運用限度額を設定し、事前審査のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っています。

当会が保有している外部出資の多くは、業務上事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況等をモニタリングしています。

これらの情報はリスク統括部により、リスク管理委員会において定期的に報告されています。

(d) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立するとともに、ヘッジ方針に基づき実施しています。

(e) 市場リスクに係る定量的情報

当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券に分類される債券、「貯金」、「借入金」です。

当会では、これらの金融資産および金融負債について、市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しています。

当会のVaRは、分散共分散法（保有期間3か月、信頼区間99%、観測期間3年）により算出しており、令和5年3月31日現在で、当会の市場リスク量（損失額の推計値）は全体で、43,920百万円です。

なお、当会では、バックテストを実施のうえ、VaR計測モデルの妥当性を検証しています。

ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスクを計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

c 資金調達に係る流動性リスクの管理

当会では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。

また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性を把握したうえで、運用方針等の策定の際に検討を行っています。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等については、次表には含めず③に記載しています。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
預け金	1,686,074	1,685,930	△ 143
金銭の信託			
その他の金銭の信託	27,560	27,560	－
有価証券			
その他有価証券	618,139	618,139	－
貸出金	86,479		
貸倒引当金	△ 762		
貸倒引当金控除後	85,717	85,725	8
資 産 計	2,417,492	2,417,356	△ 135
貯金	2,373,010	2,372,809	△ 200
借入金	18,600	18,590	△ 9
負 債 計	2,391,610	2,391,399	△ 210
デリバティブ取引			
ヘッジ会計が適用されているもの	(619)	(619)	－
デリバティブ取引計	(619)	(619)	－

(注) 1. 貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しています。

2. デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示し

を行っています。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、リスク統括部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しています。

b 市場リスクの管理

(a) 金利リスクの管理

当会は、金利の変動リスクに関して、VaR等の活用によりリスク量を計測しているのに加え、金利に一定のストレスを与えた場合の損失額を管理し、余裕金運用会議等で報告しています。

(b) 為替リスクの管理

当会は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しています。

(c) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む投資商品の保有については、余裕金運用会議の方針に基づき、余裕金運用規程に従い行われています。

運用に当たっては、運用限度額を設定し、事前審査のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っています。

当会が保有している外部出資の多くは、業務上事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況等をモニタリングしています。

これらの情報はリスク統括部により、リスク管理委員会において定期的に報告されています。

(d) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立するとともに、ヘッジ方針に基づき実施しています。

(e) 市場リスクに係る定量的情報

当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券および満期保有目的に分類される債券、「貯金」、「借入金」です。

当会では、これらの金融資産および金融負債について、市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しています。

当会のVaRは、分散共分散法（保有期間3か月、信頼区間99%、観測期間3年）により算出しており、令和6年3月31日現在で、当会の市場リスク量（損失額の推計値）は全体で、41,467百万円です。

なお、当会では、バックテストを実施のうえ、VaR計測モデルの妥当性を検証しています。

ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスクを計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

c 資金調達に係る流動性リスクの管理

当会では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。

また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性を把握したうえで、運用方針等の策定の際に検討を行っています。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等については、次表には含めず③に記載しています。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
預け金	1,567,003	1,566,401	△ 601
金銭の信託			
その他の金銭の信託	35,091	35,091	－
有価証券			
満期保有目的の債券	32,848	32,750	△ 98
その他有価証券	612,567	612,567	－
貸出金	83,765		
貸倒引当金	△ 580		
貸倒引当金控除後	83,185	83,076	△ 109
資 産 計	2,330,696	2,329,886	△ 809
貯金	2,269,871	2,268,934	△ 937
借入金	5,700	5,696	△ 3
負 債 計	2,275,571	2,274,630	△ 940
デリバティブ取引			
ヘッジ会計が適用されているもの	(951)	(951)	－
デリバティブ取引計	(951)	(951)	－

(注) 1. 貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除し

ており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しています。

② 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

a 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預け金については、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである翌日物金利スワップ (Overnight Index Swap。以下、「OIS」という。) のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b 金銭の信託

信託財産を構成している有価証券や貸出金の時価は、下記cおよびdと同様の方法により評価しています。

c 有価証券

有価証券について、主に上場株式、国債および上場投資信託については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約または買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額によっています。

相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等の第三者から入手した評価価格を用いています。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、スワップレート、信用スプレッド、金利ボラティリティ等が含まれています。

d 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権、期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

a 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額 (帳簿価額) を時価とみなしています。

また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、ありません。

固定金利によるものは、一定の期間毎に区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価格を時価に代わる金額として算定しています。

【デリバティブ取引】

デリバティブ取引は、為替関連取引 (為替予約) であり、公表された相場価格が存在しないため、取引金融機関等の第三者から入手した評価価格を用いています。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、金利や為替レート等が含まれています。

③ 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

貸借対照表計上額	
外部出資	116,830百万円
合 計	116,830 //

(注) 1. 外部出資は、市場において取引されていない株式や出資金等であり、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 令和2年3月31日) 第5項に基づき、時価開示の対象としていません。

2. 上記貸借対照表計上額に対して、外部出資等損失引当金を2百万円計上しています。

④ 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位: 百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預け金	1,686,074	-	-	-	-	-
有価証券						
その他有価証券のうち満期があるもの	15,753	12,494	25,723	41,900	75,145	396,792
貸出金	15,858	9,875	13,875	7,083	3,435	36,346
合 計	1,717,686	22,369	39,599	48,984	78,580	433,139

(注) 1. 貸出金のうち、当座貸越 (融資型を除く。) 1,037百万円については「1年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付貸出金21,858百万円については「5年超」に含めています。

ています。

2. デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しています。

② 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

a 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預け金については、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである翌日物金利スワップ (Overnight Index Swap。以下、「OIS」という。) のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b 金銭の信託

信託財産を構成している有価証券や貸出金の時価は、下記cおよびdと同様の方法により評価しています。

c 有価証券

有価証券について、主に上場株式、国債および上場投資信託については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約または買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額によっています。

相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等の第三者から入手した評価価格を用いています。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、スワップレート、信用スプレッド、金利ボラティリティ等が含まれています。

d 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権、期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

a 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額 (帳簿価額) を時価とみなしています。

また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、ありません。

固定金利によるものは、一定の期間毎に区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価格を時価に代わる金額として算定しています。

【デリバティブ取引】

デリバティブ取引は、為替関連取引 (為替予約) であり、公表された相場価格が存在しないため、取引金融機関等の第三者から入手した評価価格を用いています。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、金利や為替レート等が含まれています。

③ 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

貸借対照表計上額	
外部出資	116,830百万円
合 計	116,830 //

(注) 1. 外部出資は、市場において取引されていない株式や出資金等であり、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 令和2年3月31日) 第5項に基づき、時価開示の対象としていません。

2. 上記貸借対照表計上額に対して、外部出資等損失引当金を2百万円計上しています。

④ 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位: 百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預け金	1,567,003	-	-	-	-	-
有価証券						
満期保有目的の債券	-	-	-	-	-	35,800
その他有価証券のうち満期があるもの	9,156	19,550	30,266	75,389	89,248	318,989
貸出金	13,495	14,293	7,243	5,068	7,254	36,315
合 計	1,589,655	33,843	37,510	80,457	96,502	391,105

2. 貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等
1百万円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

⑤ 借入金およびその他の有利子負債の決算日後の返済予定額
(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金	2,372,930	80	-	-	-	-
借入金	12,700	5,900	-	-	-	-
合 計	2,385,630	5,980	-	-	-	-

(注) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

7. 有価証券に関する事項

(1) 有価証券の時価および評価差額等に関する事項は次のとおりです。

① その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの貸借対照表計上額、取得原価およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	種 類	貸借対照表 計 上 額	取得原価	差 額
貸借対照表計上 額が取得原価を 超えるもの	株 式 債 券	1,016	404	611
	国 債	50,528	48,172	2,355
	社 債	3,601	3,599	1
	外国証券	97,905	91,108	6,796
	その他	107,328	71,567	35,760
小 計		260,380	214,853	45,527
貸借対照表計上 額が取得原価を 超えないもの	株 式 債 券	108	115	△6
	国 債	55,938	60,158	△4,219
	社 債	35,347	36,193	△845
	外国証券	40,562	41,847	△1,285
	その他	225,802	261,058	△35,256
小 計		357,759	399,372	△41,613
合 計		618,139	614,225	3,913

(注) 上記差額合計から繰延税金負債1,082百万円を差し引いた金額2,831百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

(2) 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

(単位：百万円)

	売却額	売却益	売却損
債 券	56,795	4,370	-
その他	2,616	1,610	-
合 計	59,412	5,980	-

8. 金銭の信託に関する事項

(1) 金銭の信託の保有区分別の内訳は、次のとおりです。

① その他の金銭の信託

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えるもの	うち貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えないもの
その他の 金銭の信託	27,560	27,060	500	1,279	△778

(注) 1. 上記差額合計から繰延税金負債138百万円を差し引いた金額362百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

2. 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳です。

(注) 1. 貸出金のうち、当座貸越（融資型を除く。）2,700百万円については「1年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約貸出金21,858百万円については「5年超」に含めています。

2. 貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等92百万円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

⑤ 借入金およびその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金	2,269,871	-	-	-	-	-
借入金	5,700	-	-	-	-	-
合 計	2,275,571	-	-	-	-	-

(注) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

6. 有価証券に関する事項

(1) 有価証券の時価および評価差額等に関する事項は次のとおりです。

① 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	種 類	貸借対照表 計 上 額	時 価	差 額
時 価 が 貸 借 対照表計上額を 超えるもの	国債	13,590	13,662	72
	社債	411	411	0
	外国証券	1,000	1,005	5
	小 計	15,001	15,080	78
時 価 が 貸 借 対照表計上額を 超えないもの	国債	13,856	13,701	△154
	社債	3,990	3,968	△22
	外国証券	-	-	-
	小 計	17,846	17,669	△177
合 計		32,848	32,750	△98

② その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの貸借対照表計上額、取得原価およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	種 類	貸借対照表 計 上 額	取得原価	差 額
貸借対照表計上 額が取得原価を 超えるもの	株式 債券	1,780	505	1,275
	国債	31,086	29,909	1,176
	社債	1,702	1,699	2
	外国証券	127,906	114,404	13,501
	その他	128,913	69,144	59,769
小 計		291,389	215,663	75,725
貸借対照表計上 額が取得原価を 超えないもの	株式 債券	14	15	△0
	国債	53,172	55,873	△2,700
	社債	41,442	42,653	△1,210
	外国証券	9,332	9,397	△64
	その他	217,215	253,858	△36,643
小 計		321,177	361,798	△40,620
合 計		612,567	577,462	35,104

(注) 上記差額合計から繰延税金負債9,710百万円を差し引いた金額25,394百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

(2) 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

(単位：百万円)

	売却額	売却益	売却損
債 券	82,331	4,297	6,299
その他	5,326	3,742	-
合 計	87,657	8,040	6,299

7. 金銭の信託に関する事項

(1) 金銭の信託の保有区分別の内訳は、次のとおりです。

① その他の金銭の信託

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えるもの	うち貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えないもの
その他の 金銭の信託	35,091	34,260	830	1,297	△467

(注) 1. 上記差額合計から繰延税金負債229百万円を差し引いた金額600百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

2. 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳です。

9. 退職給付に関する事項

(1) 退職給付

① 採用している退職給付制度の概要

当会では、確定給付型の制度として、退職一時金制度（非積立型制度）を設けています。退職給付一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しています。

当会が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金および退職給付費用を計算しています。

② 確定給付制度

a 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	1,458百万円
退職給付費用	△130 //
退職給付の支払額	△159 //
期末における退職給付引当金	1,168 //

b 退職給付債務および貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

非積立型制度の退職給付債務	1,168百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,168 //
退職給付引当金	1,168 //
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,168 //

c 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	△117百万円
----------------	---------

(2) 人件費には、厚生年金保険制度および農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため提出した特例業務負担金を含めて計上しています。

なお、当年度において存続組合に対して提出した特例業務負担金の額は、14百万円となっています。

また、存続組合より示された令和5年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、134百万円となっています。

10. 税効果会計に関する事項

(1) 繰延税金資産および繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

繰延税金資産	
貸倒引当金超過額	145百万円
退職給付引当金超過額	323 //
相互援助積立金超過額	1,191 //
未払費用否認額	307 //
減価償却超過額	24 //
固定資産償却額	154 //
未払事業税	9 //
外部出資償却額	44 //
特例業務負担金引当金	37 //
繰延ヘッジ損益	1,140 //
その他	67 //
繰延税金資産小計	3,446 //
評価性引当額	△1,601 //
繰延税金資産合計(A)	1,844 //
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△1,221 //
資産除去債務	△1 //
繰延税金負債合計(B)	△1,222 //
繰延税金資産の純額(A)+(B)	622百万円

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率 (調 整)	27.66 %
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.12 %
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△7.58 %
事業分量配当金	△14.03 %
住民税均等割等	0.10 %
評価性引当額の増減	0.36 %
その他	0.00 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率	6.63 %

8. 退職給付に関する事項

(1) 退職給付

① 採用している退職給付制度の概要

当会では、確定給付型の制度として、退職一時金制度（非積立型制度）を設けています。退職給付一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しています。

当会が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金および退職給付費用を計算しています。

② 確定給付制度

a 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	1,168百万円
退職給付費用	67 //
退職給付の支払額	△121 //
期末における退職給付引当金	1,115 //

b 退職給付債務および貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

非積立型制度の退職給付債務	1,115百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,115 //
退職給付引当金	1,115 //
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,115 //

c 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	77百万円
----------------	-------

(2) 人件費には、厚生年金保険制度および農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため提出した特例業務負担金を含めて計上しています。

なお、当年度において存続組合に対して提出した特例業務負担金の額は、13百万円となっています。

また、存続組合より示された令和6年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、108百万円となっています。

9. 税効果会計に関する事項

(1) 繰延税金資産および繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

繰延税金資産	
貸倒引当金超過額	100百万円
退職給付引当金超過額	308 //
相互援助積立金超過額	1,191 //
未払費用否認額	304 //
減価償却超過額	23 //
固定資産償却額	154 //
未払事業税	10 //
外部出資償却額	44 //
特例業務負担金引当金	30 //
繰延ヘッジ損益	2,136 //
その他	53 //
繰延税金資産小計	4,356 //
評価性引当額	△1,537 //
繰延税金資産合計(A)	2,819 //
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△9,939 //
資産除去債務	△0 //
繰延税金負債合計(B)	△9,940 //
繰延税金負債の純額(A)+(B)	△7,121百万円

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率 (調 整)	27.66 %
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.18 %
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△7.58 %
事業分量配当金	△13.83 %
住民税均等割等	0.09 %
評価性引当額の増減	△1.64 %
その他	△0.01 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率	4.87 %

会計監査人の監査

令和4年度および令和5年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書および注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

損益の状況

最近の 5 事業年度の主要な経営指標

(単位：百万円、人、%)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
経常収益	25,330	23,709	21,016	21,172	26,431
経常利益	3,763	3,207	4,843	3,795	3,862
当期剰余金	3,516	2,875	4,567	3,542	3,672
出資金	80,200	80,200	80,200	80,200	80,200
(出口口数)	(802 万口)	(802 万口)	(802 万口)	(802 万口)	(802 万口)
純資産額	152,756	178,476	162,724	141,367	162,712
総資産額	2,572,958	2,671,881	2,630,381	2,542,220	2,454,407
預け金残高	1,740,100	1,735,125	1,717,318	1,686,074	1,576,003
貯金等残高	2,366,155	2,432,417	2,420,396	2,373,010	2,269,871
貸出金残高	81,387	93,823	88,678	86,479	83,765
有価証券残高	604,794	700,877	679,051	618,139	645,415
剰余金配当金額	2,115	2,142	2,989	2,526	2,532
・普通出資配当額	401	401	401	401	401
・後配出資配当額	200	200	200	200	200
・事業分量配当額	1,514	1,541	2,388	1,925	1,930
職員数	161	158	151	139	135
単体自己資本比率	15.47	15.24	15.18	15.58	15.89

(注) 1. 貯金等残高は、貯金、譲渡性貯金、定期積金の合計です。
2. 職員数には嘱託・常よう人を含めています。
3. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成 18 年金融庁・農林水産省告示第 2 号)に基づき算出しています。

利益総括表

(単位：百万円、%)

	令和4年度	令和5年度
資金運用収支	△ 97	3,137
役務取引等収支	18	△ 12
その他事業収支	3,847	△ 1,406
事業粗利益	3,768	1,718
事業粗利益率	0.15	0.07

(注) 1. 資金運用収支＝資金運用収益－(資金調達費用－金銭の信託運用見合費用)
2. 役務取引等収支＝役務取引等収益－役務取引等費用
3. その他事業収支＝その他事業収益－その他事業費用
4. 事業粗利益＝資金運用収支＋役務取引等収支＋その他事業収支
5. 事業粗利益率＝事業粗利益／資金運用勘定平均残高×100

事業純益

(単位：百万円)

	令和4年度	令和5年度
事業純益	1,656	△ 421
実質事業純益	1,690	△ 421
コア事業純益	△ 2,679	1,581
コア事業純益 (投資信託解約損益を除く)	4,199	2,932

(注) 1. 事業純益＝事業収益－(事業費用－金銭の信託運用見合費用)－一般貸倒引当金繰入額
2. 実質事業純益＝事業純益＋一般貸倒引当金繰入額
3. コア事業純益＝実質事業純益－国債等債券関係損益
国債等債券関係損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

資金運用収支の内訳

(単位：百万円、%)

	令和4年度			令和5年度		
	平均残高	利 息	利 回	平均残高	利 息	利 回
資金運用勘定	2,431,485	12,822	0.52	2,336,486	15,965	0.68
うち預け金	1,724,509	7,751	0.44	1,638,772	6,961	0.42
うち有価証券	619,530	3,946	0.63	615,199	7,885	1.28
うち貸出金	87,445	1,125	1.28	82,514	1,118	1.35
資金調達勘定	2,430,580	12,919	0.53	2,343,255	12,827	0.54
うち貯金・定積	2,405,520	13,008	0.54	2,330,486	12,989	0.55
うち譲渡性貯金	—	—	—	—	—	—
うち借入金	24,846	—	0.00	12,291	—	0.00

- (注) 1. 資金運用勘定には、金銭の信託を含めていません。
2. 資金運用勘定の利息には、債券貸借取引受入利息、金利スワップ受入利息、受入雑利息を含めています。
3. 資金調達勘定の利息には、債券貸借取引支払利息、金利スワップ支払利息、支払雑利息を含めています。
4. 資金調達勘定計の平均残高および利息は金銭の信託運用見合額および金銭の信託運用見合費用を控除しています。
5. 預け金の利息には、受取奨励金および受取特別配当金を含み、貯金利息には支払奨励金を含めています。
6. 有価証券には、買入金銭債権を含めていません。
7. 貸出金には、コールローンを含めていません。

受取・支払利息の増減額

(単位：百万円)

	令和4年度増減額	令和5年度増減額
受取利息	△ 1,559	3,142
うち預け金	△ 1,209	△ 789
うち有価証券	△ 351	3,939
うち貸出金	0	△ 6
支払利息	△ 661	△ 92
うち貯金・定積	△ 676	△ 19
うち譲渡性貯金	—	—
うち借入金	—	—
差引	△ 897	3,235

- (注) 1. 増減額は前年度対比です。
2. 受取利息の「うち預け金」には、受取奨励金および受取特別配当金が含まれています。
3. 支払利息の「うち貯金・定積」には、支払奨励金が含まれています。
4. 支払利息計の増減額は金銭の信託運用見合費用控除後の支払利息額の増減額です。

総資金利ざや

(単位：％)

	令和4年度	令和5年度
資金運用利回り	0.52	0.68
資金調達原価率	0.61	0.63
総資金利ざや	△ 0.09	0.05

(注) 総資金利ざや＝資金運用利回り－資金調達原価率

経費の内訳

(単位：百万円)

	令和4年度	令和5年度
人件費	1,001	1,092
役員報酬	77	75
給料手当	764	687
賞与引当金繰入	89	84
福利厚生費	175	147
退職給付費用	△ 117	77
役員退職慰労引当金繰入	12	10
役員退職慰労金	0	9
物件費	997	969
事業推進費	72	79
債権管理費	2	2
旅費・交通費	10	14
業務費	452	438
負担金	259	249
施設費	169	154
雑費	29	30
税金	79	78
経費合計	2,078	2,139

貯金に関する指標

科目別貯金平均残高

(単位：百万円、%)

	令和4年度		令和5年度		増 減
	金 額	構成比	金 額	構成比	
流動性貯金	33,268	1.3	37,146	1.5	3,877
定期性貯金	2,372,028	98.6	2,293,119	98.3	△ 78,908
その他の貯金	223	0.0	220	0.0	△ 3
計	2,405,520	100.0	2,330,486	100.0	△ 75,034
譲渡性貯金	—	—	—	—	—
合計	2,405,520	100.0	2,330,486	100.0	△ 75,034

(注) 1. 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金（会員 JA 以外）

2. 定期性貯金＝定期貯金＋定期積金＋通知貯金（会員 JA）

定期貯金残高

(単位：百万円、%)

	令和4年度		令和5年度		増 減
	金 額	構成比	金 額	構成比	
定期貯金	2,314,854	100.0	2,201,363	100.0	△ 113,490
うち固定金利定期	2,314,854	100.0	2,201,363	100.0	△ 113,490
うち変動金利定期	—	—	—	—	—

(注) 1. 固定金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金

2. 変動金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金

貸出金等に関する指標

科目別貸出金平均残高

(単位：百万円)

	令和4年度	令和5年度	増 減
手形貸付	63	53	△ 9
証書貸付	85,398	78,988	△ 6,409
当座貸越	1,984	3,471	1,487
割引手形	—	—	—
合計	87,445	82,514	△ 4,931

貸出金の金利条件別内訳残高

(単位：百万円、%)

	令和4年度		令和5年度		増 減
	金 額	構成比	金 額	構成比	
固定金利貸出	46,244	53.4	42,874	51.1	△ 3,369
変動金利貸出	40,235	46.5	40,891	48.8	656
合計	86,479	100.0	83,765	100.0	△ 2,713

貸出金の担保別内訳残高

(単位：百万円)

	令和4年度	令和5年度	増 減
貯金等	5,022	3,825	△ 1,197
有価証券	—	—	—
動産	—	—	—
不動産	180	1,828	1,647
その他担保物	—	498	498
計	5,203	6,152	948
農業信用基金協会保証	218	172	△ 45
その他保証	1,541	1,451	△ 90
計	1,759	1,623	△ 135
信用	79,516	75,989	△ 3,526
合計	86,479	83,765	△ 2,713

債務保証の担保別内訳残高

(単位：百万円)

	令和4年度	令和5年度	増 減
貯金等	—	—	—
有価証券	—	—	—
動産	—	—	—
不動産	—	—	—
その他担保物	—	—	—
計	—	—	—
信用	913	855	△ 58
合計	913	855	△ 58

貸出金の使途別内訳残高

(単位：百万円、%)

	令和4年度		令和5年度		増 減
	金 額	構成比	金 額	構成比	
設備資金	9,240	10.6	9,841	11.7	601
運転資金	77,238	89.3	73,924	88.2	△ 3,314
合計	86,479	100.0	83,765	100.0	△ 2,713

貸出金の業種別残高

(単位：百万円、%)

	令和4年度		令和5年度		増 減
	金 額	構成比	金 額	構成比	
農業	807	0.9	615	0.7	△ 192
林業	—	—	—	—	—
水産業	—	—	—	—	—
製造業	15,807	18.2	12,233	14.6	△ 3,574
鉱業	—	—	—	—	—
建設業	328	0.3	551	0.6	223
電気・ガス・熱供給・水道業	6,090	7.0	6,520	7.7	430
運輸・通信業	2,021	2.3	1,433	1.7	△ 587
卸売・小売・飲食業	7,232	8.3	6,307	7.5	△ 924
金融・保険業	32,859	37.9	33,360	39.8	501
不動産業	4,622	5.3	3,708	4.4	△ 914
サービス業	14,461	16.7	16,917	20.1	2,455
地方公共団体・過半出資非営利法人	2,245	2.5	2,117	2.5	△ 128
その他	1	0.0	0	0.0	△ 1
合計	86,479	100.0	83,765	100.0	△ 2,713

資料編

単体

貸出金等に関する指標

主要な農業関係の貸出金残高

(1) 営農類型別

(単位：百万円)

	令和4年度	令和5年度	増 減
農業	807	615	△ 192
穀作	30	30	—
野菜・園芸	215	97	△ 118
果樹・樹園農業	104	100	△ 4
工芸作物	—	—	—
養豚・肉牛・酪農	239	186	△ 52
養鶏・養卵	217	150	△ 67
養蚕	—	—	—
その他農業	—	51	51
農業関連団体等	6,029	8,433	2,403
合計	6,837	9,048	2,211

(注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。
 なお、P.41 貸出金の業種別残高の「農業」は農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。
 2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置付けられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。
 3. 「農業関連団体等」には JA や全農とその子会社等が含まれています。

(2) 資金種類別

A. 貸出金

(単位：百万円)

	令和4年度	令和5年度	増 減
ブローパー資金	6,815	9,028	2,213
農業制度資金	22	20	△ 2
農業近代化資金	22	18	△ 4
その他制度資金	—	2	2
合計	6,837	9,048	2,211

(注) 1. ブローパー資金とは、当会原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。
 2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことで当会が低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。

B. 受託貸付金

(単位：百万円)

	令和4年度	令和5年度	増 減
日本政策金融公庫資金	5,766	5,779	13
合計	5,766	5,779	13

(注) 日本政策金融公庫資金は、農業（旧農林漁業金融公庫）に係る資金をいいます。

農協法に基づく開示債権の状況および金融再生法開示債権区分に基づく保全状況

(単位：百万円)

債権区分		債権額	保全額			
			担保	保証	引当	合計
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和4年度	—	—	—	—	—
	令和5年度	—	—	—	—	—
危険債権	令和4年度	1,013	170	301	541	1,013
	令和5年度	860	136	291	433	860
要管理債権	令和4年度	—	—	—	—	—
	令和5年度	—	—	—	—	—
	三月以上延滞債権	令和4年度	—	—	—	—
		令和5年度	—	—	—	—
	貸出条件緩和債権	令和4年度	—	—	—	—
		令和5年度	—	—	—	—
計	令和4年度	1,013	170	301	541	1,013
	令和5年度	860	136	291	433	860
正常債権	令和4年度	86,406				
	令和5年度	83,785				
合計	令和4年度	87,419				
	令和5年度	84,645				

(注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権をいいます。

2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものをいいます。

3. 要管理債権

農協法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。

4. 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権および危険債権に該当しないものをいいます。

5. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権および三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

6. 正常債権

債務者の財政状態および経営成績に特に問題がないものとして、1. 2. 4. 5. に掲げる債権以外のものに区分されるものをいいます。

元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況

該当する取引はありません。

貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

(単位：百万円)

	令和4年度					令和5年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	199	233	—	199	233	233	168	—	233	168
個別貸倒引当金	536	541	—	536	541	541	433	—	541	433
合計	736	774	—	736	774	774	601	—	774	601

(注) 一般貸倒引当金・個別貸倒引当金は洗替方式としています。

貸出金償却の額

(単位：百万円)

	令和4年度	令和5年度
貸出金償却額	—	—
合計	—	—

(注) 貸出金償却額は、貸倒引当金相殺前の金額を表示しています。

有価証券に関する指標

種類別有価証券平均残高

(単位：百万円)

	令和4年度	令和5年度	増 減
国債	91,738	117,460	25,721
社債	40,580	40,525	△ 54
株式	522	523	1
外国証券	117,966	130,089	12,122
その他	368,722	326,600	△ 42,121
合計	619,530	615,199	△ 4,330

(注) 社債には、金融債を含めています。

商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

令和4年度(期末残高)	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合計
国債	10,021	—	—	5,582	—	90,863	—	106,466
社債	2,301	3,198	9,836	6,486	—	16,184	942	38,949
株式	—	—	—	—	—	—	1,125	1,125
外国証券	1,398	16,042	40,700	25,806	45,735	8,783	—	138,467
その他	1,737	17,404	55,815	88,984	54,063	25,350	89,773	333,130
合計	15,459	36,644	106,352	126,860	99,799	141,182	91,841	618,139
令和5年度(期末残高)	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合計
国債	—	—	5,427	—	—	106,278	—	111,706
社債	799	7,953	14,876	3,420	2,043	17,493	959	47,546
株式	—	—	—	—	—	—	1,794	1,794
外国証券	2,991	13,771	36,812	9,245	71,200	4,217	—	138,239
その他	5,268	25,566	89,039	58,218	37,778	17,040	113,217	346,128
合計	9,059	47,291	146,155	70,883	111,022	145,030	115,971	645,415

有価証券の時価情報等

有価証券の時価情報

[1] 売買目的有価証券
該当する取引はありません。

[2] 満期保有目的の債券 (単位：百万円)

		令和4年度			令和5年度		
		貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が 貸借対照表 計上額を 超えるもの	国債	—	—	—	13,590	13,662	72
	社債	—	—	—	411	411	0
	外国証券	—	—	—	1,000	1,005	5
	計	—	—	—	15,001	15,080	78
時価が 貸借対照表 計上額を 超えないもの	国債	—	—	—	13,856	13,701	△ 154
	社債	—	—	—	3,990	3,968	△ 22
	外国証券	—	—	—	—	—	—
	計	—	—	—	17,846	17,669	△ 177
合計		—	—	—	32,848	32,750	△ 98

[3] その他有価証券 (単位：百万円)

		令和4年度			令和5年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えるもの	株式	1,016	404	611	1,780	505	1,275
	債券	152,035	142,880	9,154	160,695	146,014	14,680
	国債	50,528	48,172	2,355	31,086	29,909	1,176
	社債	3,601	3,599	1	1,702	1,699	2
	外国証券	97,905	91,108	6,796	127,906	114,404	13,501
	その他	107,328	71,567	35,760	128,913	69,144	59,769
	計	260,380	214,853	45,527	291,389	215,663	75,725
貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えないもの	株式	108	115	△ 6	14	15	△ 0
	債券	131,848	138,198	△ 6,350	103,947	107,923	△ 3,976
	国債	55,938	60,158	△ 4,219	53,172	55,873	△ 2,700
	社債	35,347	36,193	△ 845	41,442	42,653	△ 1,210
	外国証券	40,562	41,847	△ 1,285	9,332	9,397	△ 64
	その他	225,802	261,058	△ 35,256	217,215	253,858	△ 36,643
	計	357,759	399,372	△ 41,613	321,177	361,798	△ 40,620
合計		618,139	614,225	3,913	612,567	577,462	35,104

資料編

単体

有価証券の時価情報等

金銭の信託の時価情報

[1] 運用目的の金銭の信託

該当する取引はありません。

[2] 満期保有目的の金銭の信託

該当する取引はありません。

[3] その他の金銭の信託

(単位：百万円)

	令和4年度					令和5年度				
	貸借 対照表 計上額	取得原価	差 額	うち 貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えるもの	うち 貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えないもの	貸借 対照表 計上額	取得原価	差 額	うち 貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えるもの	うち 貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えないもの
その他の 金銭の信託	27,560	27,060	500	1,279	△ 778	35,091	34,260	830	1,297	△ 467

(注)「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳であります。

デリバティブ取引等

デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引

[1] 金利関連取引

該当する取引はありません。

[2] 通貨関連取引

(単位：百万円)

			令和4年度			令和5年度		
			契約額等	時 価	評価損益	契約額等	時 価	評価損益
取引所	通貨先物	売建	—	—	—	—	—	—
		買建	—	—	—	—	—	—
	通貨オプション	売建	—	—	—	—	—	—
		買建	—	—	—	—	—	—
店頭	通貨スワップ		—	—	—	—	—	—
	為替予約	売建	26,420	25,801	△ 619	26,233	25,281	△ 951
		買建	—	—	—	—	—	—
	為替オプション	売建	—	—	—	—	—	—
		買建	—	—	—	—	—	—
	合計		26,420	25,801	△ 619	26,233	25,281	△ 951

(注) 上記取引はヘッジ会計が適用されています。ヘッジ会計が適用されていない取引はありません。

[3] 株式関連取引

該当する取引はありません。

[4] 債券関連取引

該当する取引はありません。

経営諸指標

利益率

(単位：%)

	令和4年度	令和5年度	増 減
総資産経常利益率	0.14	0.15	0.01
純資産経常利益率	2.71	2.79	0.08
総資産当期純利益率	0.13	0.14	0.01
純資産当期純利益率	2.53	2.66	0.13

(注) 1. 総資産経常利益率＝経常利益／総資産（債務保証見返を除く）平均残高× 100
2. 純資産経常利益率＝経常利益／純資産勘定平均残高× 100
3. 総資産当期純利益率＝当期剰余金（税引後）／総資産（債務保証見返を除く）平均残高× 100
4. 純資産当期純利益率＝当期剰余金（税引後）／純資産勘定平均残高× 100

貯貸率・貯証率

(単位：%)

	令和4年度	令和5年度	増 減
貯貸率	期末	3.6	0.0
	期中平均	3.6	△ 0.1
貯証率	期末	26.0	2.4
	期中平均	25.7	0.6

(注) 1. 貯貸率（期 末）＝貸出金残高／貯金残高× 100
2. 貯貸率（期中平均）＝貸出金平均残高／貯金平均残高× 100
3. 貯証率（期 末）＝有価証券残高／貯金残高× 100
4. 貯証率（期中平均）＝有価証券平均残高／貯金平均残高× 100

自己資本の充実の状況（単体）

自己資本の状況

自己資本比率の算出に当たっては、「自己資本比率算出規程」および「自己資本比率算出事務手続」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出しています。

また、これに基づき、当会における信用リスクやオペレーショナル・リスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

なお、当会の自己資本は、会員からの普通出資金のほか、後配出資金により調達しています。

普通出資金

項 目	内 容
発行主体	広島県信用農業協同組合連合会
資本調達手段の種類	普通出資金
コア資本に係る基礎項目に算入した額	401 億円（前年度 401 億円）

後配出資金

項 目	内 容
発行主体	広島県信用農業協同組合連合会
資本調達手段の種類	後配出資金
コア資本に係る基礎項目に算入した額	401 億円（前年度 401 億円）

(1) 自己資本の構成

(単位：百万円)

項 目	令和4年度	令和5年度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員資本の額	138,631	139,771
うち、出資金及び資本準備金の額	80,200	80,200
うち、再評価積立金の額	1	1
うち、利益剰余金の額	60,957	62,102
うち、外部流出予定額 (△)	2,526	2,532
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	4,540	4,475
うち、一般貸倒引当金及び相互援助積立金コア資本算入額	4,540	4,475
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	143,171	144,247
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	27	24
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	27	24
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る 10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る 15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	27	24
自己資本		
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	143,144	144,222

(単位：百万円)

項 目	令和4年度	令和5年度
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	913,221	902,239
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	—
うち、他の金融機関向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	5,306	5,029
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額(二)	918,527	907,269
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)/(二))	15.58%	15.89%

(注) 1. 農協法第11条の2第1項第1号の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準に係る算式に基づき算出しています。なお、当会は国内基準を採用しています。

2. 当会は、信用リスク・アセット額の算出に当たっては標準的手法を、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たっては基礎的手法を採用しています。

基礎的手法とは、1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近三年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。

なお、1年間の粗利益は、経常利益から国債等債券売却益・償還益およびその他経常収益を控除し、役員取引等費用、国債等債券売却損・償還損・償却、経費、その他経常費用および金銭の信託運用見合費用を加算して算出しています。

(2) 自己資本の充実度に関する事項

信用リスクに対する所要自己資本の額および区分ごとの内訳

(単位：百万円)

信用リスク・アセット	令和4年度			令和5年度		
	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
現金	1,947	—	—	1,618	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	108,456	—	—	113,369	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	106,897	—	—	103,210	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	70	—	—	58	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	7,027	1,405	56	5,842	1,168	46
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	1,140	114	4
我が国の政府関係機関向け	16,154	1,615	64	15,918	1,591	63
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	1,719,182	342,116	13,684	1,595,037	319,007	12,760
法人等向け	89,494	47,273	1,890	94,526	52,438	2,097
中小企業等向け及び個人向け	4	3	0	6	5	0
抵当権付住宅ローン	—	—	—	—	—	—
不動産取得等事業向け	318	318	12	306	306	12
三月以上延滞等	—	—	—	91	—	—
取立未済手形	17	3	0	133	26	1
信用保証協会等による保証付	238	22	0	189	18	0
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付 出資等	—	—	—	—	—	—
（うち出資等のエクスポージャー）	3,246	3,244	129	3,246	3,244	129
（うち重要な出資のエクスポージャー）	3,246	3,244	129	3,246	3,244	129
上記以外	143,062	354,125	14,165	143,070	354,432	14,177
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手 段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するもの以外の ものに係るエクスポージャー）	3,506	8,766	350	3,506	8,766	350
（うち農林中央金庫または農業協同組合連合会 の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	135,964	339,910	13,596	135,961	339,904	13,596
（うち特定項目のうち調整項目に算入されな い部分に係るエクスポージャー）	1,243	3,109	124	1,445	3,613	144
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決 権を保有している他の金融機関等に係るその他外 部 TLAC 関連調達手段に関するエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える 議決権を保有していない他の金融機関等に 係るその他外部 TLAC 関連調達手段のうち、 その他外部 TLAC 関連調達手段に係る5% 基準額を上回る部分に係るエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
（うち上記以外のエクスポージャー）	2,348	2,340	93	2,157	2,149	85
証券化	—	—	—	—	—	—
（うち STC 要件適用分）	—	—	—	—	—	—
（うち非 STC 要件適用分）	—	—	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	363,726	162,994	6,519	362,196	169,806	6,792
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額		—	—		—	—
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエ クスポージャーに係る経過措置によりリスク・ア セットの額に算入されなかったものの額（△）		—	—		—	—
標準的手法を適用するエクスポージャー計	2,559,845	913,123	36,524	2,439,964	902,160	36,086
CVA リスク相当額÷8%		97	3		78	3
中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—	—	—
合計（信用リスク・アセットの額）	2,559,845	913,221	36,528	2,439,964	902,239	36,089

(単位：百万円)

オペレーショナル・リスクに 対する所要自己資本の額 〈基礎的手法〉	令和4年度		令和5年度	
	オペレーショナル・リスク相当額を 8%で除して得た額 a	所要自己資本額 b = a × 4%	オペレーショナル・リスク相当額を 8%で除して得た額 a	所要自己資本額 b = a × 4%
	5,306	212	5,029	201

(単位：百万円)

所要自己資本額	令和4年度		令和5年度	
	リスク・アセット等（分母）計 a	所要自己資本額 b = a × 4%	リスク・アセット等（分母）計 a	所要自己資本額 b = a × 4%
	918,527	36,741	907,269	36,290

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクに晒されている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーおよび「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「証券化」とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置により、リスク・アセットに算入したものが該当します。
7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
8. オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たり、当会では基礎的手法を採用しています。
 〈オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）〉

$$\frac{[\text{粗利益（正の値の場合に限る）} \times 15\%] \text{の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

信用リスクに関する事項

当会では自己資本比率算出に係る信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。
また、信用リスク・アセットの算出におけるリスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

[1] リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付は、以下の適格格付機関による依頼格付のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

- 【適格格付機関】・株式会社格付投資情報センター (R&I)
・株式会社日本格付研究所 (JCR)
・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
・S & P グローバル・レーティング (S&P)
・フィッチレーティングスリミテッド (Fitch)

[2] リスク・ウェイトの判定に当たり使用するエクスポージャーごとの適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
中央政府及び中央銀行		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー（長期）	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー（短期）	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

（注）「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことをいいます。

（1）信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）の期末残高および主な種類別の内訳

A. 地域別

（単位：百万円）

	令和4年度				令和5年度			
	信用リスクに関する エクスポージャーの 残高	うち 貸出金等	うち債券	うち店頭 デリバティブ	信用リスクに関する エクスポージャーの 残高	うち 貸出金等	うち債券	うち店頭 デリバティブ
国内	2,068,883	94,540	152,113	—	1,959,190	94,124	162,161	—
国外	127,235	—	127,235	—	118,577	—	118,577	—
合計	2,196,118	94,540	279,349	—	2,077,768	94,124	280,739	—

- （注）1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）ならびにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「うち貸出金等」には、貸出金のほか、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。なお、コミットメントとは、契約した期間・融資枠の範囲内で、お客さまのご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。
3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち、相対で行われる取引をいいます。

B. 業種別

(単位：百万円)

	令和4年度				令和5年度			
	信用リスクに関する エクスポージャーの 残高	うち 貸出金等	うち債券	うち店頭 デリバティブ	信用リスクに関する エクスポージャーの 残高	うち 貸出金等	うち債券	うち店頭 デリバティブ
法人								
農業	1,183	1,183	—	—	958	958	—	—
林業	—	—	—	—	—	—	—	—
水産業	—	—	—	—	—	—	—	—
製造業	20,943	8,895	12,013	—	23,387	8,447	14,904	—
鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—
建設・不動産業	1,666	1,165	500	—	2,582	2,378	203	—
電気・ガス・ 熱供給・水道業	8,449	5,342	3,006	—	8,600	5,772	2,727	—
運輸・通信業	2,997	1,521	1,300	—	4,256	933	3,147	—
金融・保険業	1,886,251	51,446	31,968	—	1,763,034	49,728	29,488	—
卸売・小売・飲食・ サービス業	27,899	24,146	3,110	—	32,392	25,134	6,615	—
日本国政府・ 地方公共団体	108,903	447	108,456	—	113,799	429	113,369	—
上記以外	119,235	243	118,992	—	110,482	200	110,282	—
個人	149	149	—	—	140	140	—	—
その他	18,439	—	—	—	18,134	—	—	—
合計	2,196,118	94,540	279,349	—	2,077,768	94,124	280,739	—

資料編

単
体

自己資本の充実の状況

C. 残存期間別

(単位：百万円)

	令和4年度				令和5年度			
	信用リスクに関する エクスポージャーの 残高	うち 貸出金等	うち債券	うち店頭 デリバティブ	信用リスクに関する エクスポージャーの 残高	うち 貸出金等	うち債券	うち店頭 デリバティブ
1年以下	1,680,285	15,134	13,729	—	1,593,547	22,459	3,802	—
1年超3年以下	68,012	15,681	17,330	—	38,826	19,544	19,282	—
3年超5年以下	60,226	12,923	47,303	—	61,341	13,148	48,192	—
5年超7年以下	44,748	10,586	34,161	—	17,288	7,722	9,566	—
7年超10年以下	49,813	2,931	46,881	—	71,794	3,393	68,401	—
10年超	145,151	26,208	118,942	—	158,239	27,746	130,492	—
期限の定めのないもの	147,882	11,074	1,000	—	136,729	110	1,000	—
合計	2,196,118	94,540	279,349	—	2,077,768	94,124	280,739	—

(2) 三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

(単位：百万円)

	令和4年度	令和5年度
法人		
農業	—	91
林業	—	—
水産業	—	—
製造業	—	—
鉱業	—	—
建設・不動産業	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—
運輸・通信業	—	—
金融・保険業	—	—
卸売・小売・飲食・サービス業	—	—
上記以外	—	—
個人	—	—
合計	—	91

(注) 1. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
2. 当会では国外への貸出を行っていないため、地域別（国内・国外）の開示を省略しています。

(3) 貸倒引当金の期末残高および期中増減額

(単位：百万円)

	令和4年度					令和5年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	199	233	—	199	233	233	168	—	233	168
個別貸倒引当金	536	541	—	536	541	541	433	—	541	433
法人										
農業	1	1	—	1	1	1	11	—	1	11
林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
製造業	328	342	—	328	342	342	339	—	342	339
鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設・不動産業	35	35	—	35	35	35	34	—	35	34
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
卸売・小売・飲食・サービス業	161	153	—	161	153	153	39	—	153	39
上記以外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	9	8	—	9	8	8	7	—	8	7
業種別計	536	541	—	536	541	541	433	—	541	433
合計	736	774	—	736	774	774	601	—	774	601

(注) 1. 当会では国外への貸出を行っていないため、地域別（国内・国外）の開示を省略しています。
2. 一般貸倒引当金については業種別の算定を行っていないため、業種別（法人・個人）は個別貸倒引当金のみ記載しています。

(4) 業種別の貸出金償却の額

(単位：百万円)

	令和4年度	令和5年度
法人		
農業	—	—
林業	—	—
水産業	—	—
製造業	—	—
鉱業	—	—
建設・不動産業	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—
運輸・通信業	—	—
金融・保険業	—	—
卸売・小売・飲食・サービス業	—	—
上記以外	—	—
個人	—	—
合計	—	—

(注) 貸出金償却額は、貸倒引当金相殺前の金額を表示しています。

(5) 信用リスク削減効果勘案後の残高およびリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位：百万円)

		令和4年度			令和5年度		
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用リスク削減 効果勘案後残高	0%	—	230,882	230,882	—	221,949	221,949
	2%	—	—	—	—	—	—
	4%	—	—	—	—	—	—
	10%	—	16,381	16,381	—	17,238	17,238
	20%	11,904	1,718,526	1,730,431	13,212	1,601,413	1,614,625
	35%	—	—	—	—	—	—
	50%	41,275	—	41,275	42,977	91	43,069
	75%	—	4	4	—	6	6
	100%	5,020	19,146	24,166	5,240	22,504	27,744
	150%	—	—	—	—	—	—
	250%	—	140,714	140,714	—	140,913	140,913
	その他	12,264	—	12,264	12,220	—	12,220
1250%		—	—	—	—	—	—
合計		70,464	2,125,654	2,196,118	73,649	2,004,118	2,077,768

(注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）ならびにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額を含みます。

2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。

3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。

4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャー等リスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

信用リスク削減手法に関する事項

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代え、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用する等、信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当会では、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出規程」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自会貯金の相殺」を適用しています。

○適格金融資産担保

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。

当会では、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

○保証

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行および金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

○貸出金と自会貯金の相殺

貸出金と自会貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自会貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自会貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自会貯金が継続されないリスクが、監視および管理されていること、④貸出金と自会貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自会貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

○担保に関する評価および管理方法

担保に関する評価および管理方法は、一定のルールのもと定期的に担保確認および評価の見直しを行っています。

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

	令和4年度			令和5年度		
	適格金融 資産担保	保 証	クレジット・ デリバティブ	適格金融 資産担保	保 証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	8,600	—	—	—	—	—
法人等向け	103	900	—	276	400	—
中小企業等向け及び個人向け	—	—	—	—	—	—
抵当権付住宅ローン	—	—	—	—	—	—
不動産取得等事業向け	—	—	—	—	—	—
三月以上延滞等	—	—	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—	—	—	—
上記以外	—	—	—	—	—	—
合計	8,703	900	—	276	400	—

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクに晒されている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーおよび「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
3. 「証券化」とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産等）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

派生商品取引および長期決済期間取引のリスクに関する事項

「派生商品取引」とは、その価格（現在価値）が他の証券・商品（原資産）の価格に依存して決定される金融商品（先物、オプション、スワップ等）に係る取引です。

「長期決済期間取引」とは、有価証券等の受渡または決済を行う取引であって、約定日から受渡日（決済日）までの期間が5営業日または市場慣行による期間を超えることが約定され、反対取引に先立って取引相手に対して有価証券等の引渡しまたは資金の支払いを行う取引です。

[1] 派生商品取引および長期決済期間取引の内訳

	令和4年度	令和5年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレント・エクスポージャー方式	カレント・エクスポージャー方式

（単位：百万円）

令和4年度	グロス再構築 コストの額	信用リスク削減 効果勘案前の 与信相当額	担保			信用リスク削減 効果勘案後の 与信相当額
			現金・ 自会貯金	債券	その他	
(1) 外国為替関連取引	62	326	—	—	—	326
(2) 金利関連取引	—	—	—	—	—	—
(3) 金関連取引	—	—	—	—	—	—
(4) 株式関連取引	—	—	—	—	—	—
(5) 貴金属（金を除く）関連取引	—	—	—	—	—	—
(6) その他コモディティ関連取引	—	—	—	—	—	—
(7) クレジット・デリバティブ	—	—	—	—	—	—
派生商品合計	62	326	—	—	—	326
長期決済期間取引	—	—	—	—	—	—
一括清算ネットティング契約による 与信相当額削減効果（△）		—				—
合計	62	326	—	—	—	326

（単位：百万円）

令和5年度	グロス再構築 コストの額	信用リスク削減 効果勘案前の 与信相当額	担保			信用リスク削減 効果勘案後の 与信相当額
			現金・ 自会貯金	債券	その他	
(1) 外国為替関連取引	—	262	—	—	—	262
(2) 金利関連取引	—	—	—	—	—	—
(3) 金関連取引	—	—	—	—	—	—
(4) 株式関連取引	—	—	—	—	—	—
(5) 貴金属（金を除く）関連取引	—	—	—	—	—	—
(6) その他コモディティ関連取引	—	—	—	—	—	—
(7) クレジット・デリバティブ	—	—	—	—	—	—
派生商品合計	—	262	—	—	—	262
長期決済期間取引	—	—	—	—	—	—
一括清算ネットティング契約による 与信相当額削減効果（△）		—				—
合計	—	262	—	—	—	262

- （注）1. 「カレント・エクスポージャー方式」とは、派生商品取引および長期決済期間取引の与信相当額を算出する方法の一つです。再構築コストと想定元本に一定の掛目を乗じて得た額の合計で与信相当額を算出します。なお、「再構築コスト」とは、同一の取引を市場で再度構築するのに必要となるコスト（ただし、0を下回らない）をいいます。
2. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞、破産等）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。
3. 「想定元本」とは、デリバティブ取引において価格決定のために利用される名目上の元本のことをいいます。オン・バランスの元本と区別して「想定元本」と呼ばれています。

[2] 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブ
該当する取引はありません。

[3] 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブ
該当する取引はありません。

証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

オペレーショナル・リスクに関する事項

- 当会では、自己資本比率算出におけるオペレーショナル・リスク相当額の算出に当たり、「基礎的手法」を採用しています。
- 基礎的手法とは、1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近3年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。
- なお、1年間の粗利益は、経常利益から国債等債券売却益・償還益およびその他経常収益を控除し、役務取引等費用、国債等債券売却損・償還損・償却、経費、その他経常費用および金銭の信託運用費用を加算して算出します。

出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは、貸借対照表上の有価証券勘定および外部出資勘定の株式または出資として計上されているものです。

(1) 出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額および時価

(単位：百万円)

	令和4年度		令和5年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	1,125	1,125	1,794	1,794
非上場	116,830	116,830	116,830	116,830
合計	117,955	117,955	118,624	118,624

(注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

(2) 出資その他これに類するエクスポージャーの売却および償却に伴う損益

(単位：百万円)

令和4年度			令和5年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
—	—	—	—	—	—

(3) 貸借対照表で認識され損益計算書で認識されない評価損益の額(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位：百万円)

令和4年度		令和5年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
611	6	1,275	0

(4) 貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額(子会社・関連会社株式の評価損益等)

該当する評価損益はありません。

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	令和4年度	令和5年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	363,726	362,196
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	—	—

金利リスクに関する事項

■リスク管理の方針および手続の概要

金利リスクとは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの(例えば、貸出金、有価証券、貯金等)が、金利の変動により損失を被るリスクのことです。当会におけるリスク管理方針および手続きについては以下のとおりです。

①リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

当会では、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク（IRRBB）については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

②リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明

当会は、リスク管理委員会のもと自己資本に対する IRRBB の比率の管理、ALM 委員会のもと収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。

③金利リスク計測の頻度

毎月末を基準日として、月次で IRRBB を計測しています。

④ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明

当会は、金利スワップ等のヘッジ取引は行っていないませんが、金利リスクを削減するため、ヘッジ取引を活用する体制を整えています。

■金利リスクの算定方法の概要

当会では、経済価値ベースの金利リスク量（ Δ EVE）については、金利感応ポジションに係る基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の 3 シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しております。

①流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は 0.92 年です。

②流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は 5 年です。

③流動性貯金への満期の割り当て方法（コア貯金モデル等）およびその前提

流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

④固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。

⑤複数の通貨の集計方法およびその前提

通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。

⑥スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか）

一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。

なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。

⑦内部モデルの使用等、 Δ EVE および Δ NII に重大な影響を及ぼすその他の前提

内部モデルは使用していません。

⑧前事業年度末の開示からの変動に関する説明

Δ EVE の前事業年度末からの変動要因は、主に金利感応ポジションの減少によるものです。

⑨計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

該当ありません。

（単位：百万円）

	金利リスク			
	Δ EVE		Δ NII	
	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
上方パラレルシフト	56,155	52,483	3,560	3,509
下方パラレルシフト	149	54	38	38
スティープ化	44,810	40,949		
フラット化				
短期金利上昇				
短期金利低下				
最大値	56,155	52,483	3,560	3,509
	令和4年度		令和5年度	
自己資本の額	143,144		144,222	

※ Δ EVE とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。

※ Δ NII とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から 12 か月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。

※上方パラレルシフトとは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅を加える金利ショックをいいます。

※下方パラレルシフトとは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅にマイナス 1 を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。

※スティープ化とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。

■ Δ EVE および Δ NII 以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

①金利ショックに関する説明

統合的リスク管理として VaR で計測する市場リスク量を算定しています。

②金利リスク計測の前提およびその意味（特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVE および Δ NII と大きく異なる点）

当会では、過去の市場データに基づき、現在保有している資産を、将来のある一定期間保有（保有期間）し続けた場合に、ある一定の確率（信頼区間）の範囲内で被る可能性のある予想最大損失額をリスク量として、自己資本との対比により、自己資本充実度の評価やリスク管理に活用しています。

- ・有価証券
分散共分散法による VaR（信頼区間 99%、保有期間 63 日等）
- ・貸出金・預け金等
分散共分散法による VaR（信頼区間 99%、保有期間 252 日）

連結情報

グループの事業系統図

広島県信用農業協同組合連合会

株式会社 広島県農協情報センター
【電算業務・情報処理】

株式会社 広島県農協情報センターの概要

所在地	広島県東広島市三永二丁目4番19号
TEL	082-420-6000
設立	1988年(昭和63年)12月9日
資本金	50百万円
事業内容	情報処理システムの研究・開発の受託ならびに 情報処理の受託
当会の議決権比率	100%
当会および他の子会社等の議決権比率	100%



連結決算の状況

農協情報センターの令和5年度決算は、経常利益0百万円、当期損失6百万円を計上しました。当会の連結対象はこの農協情報センターのみで、連結決算では、経常利益3,811百万円、当期剰余金3,614百万円となります。また、連結自己資本比率は15.93%となり、連結グループ全体としても健全な経営状況を維持しています。

(単位：百万円)

	連結グループ	単体
経常利益	3,811	3,862
当期剰余金	3,614	3,672
自己資本比率	15.93%	15.89%

連結貸借対照表

(単位：百万円)

	令和4年度 (令和5年3月31日現在)	令和5年度 (令和6年3月31日現在)
【資産の部】		
現金	1,947	1,619
預け金	1,686,075	1,567,004
金銭の信託	27,560	35,091
有価証券	618,139	645,415
貸出金	86,470	83,765
その他資産	3,814	3,776
有形固定資産	1,572	1,543
建物	1,154	1,134
土地	366	366
その他の有形固定資産	51	42
無形固定資産	498	564
ソフトウェア	370	409
その他の無形固定資産	128	154
外部出資	116,780	116,780
繰延税金資産	622	—
債務保証見返	913	855
貸倒引当金	△ 774	△ 601
外部出資等損失引当金	△ 2	△ 2
資産の部合計	2,543,618	2,455,812

	令和4年度 (令和5年3月31日現在)	令和5年度 (令和6年3月31日現在)
【負債の部】		
貯金	2,372,852	2,269,718
借入金	18,600	5,700
代理業務勘定	0	0
その他負債	2,644	2,641
諸引当金	4,610	4,543
退職給付に係る負債	1,168	1,115
繰延税金負債	—	7,121
債務保証	913	855
負債の部合計	2,400,790	2,291,696
【純資産の部】		
出資金	80,200	80,200
利益剰余金	62,418	63,506
会員資本合計	142,618	143,706
その他有価証券評価差額金	3,193	25,995
繰延ヘッジ損益	△ 2,983	△ 5,586
評価・換算差額等合計	209	20,409
純資産の部合計	142,828	164,115
負債及び純資産の部合計	2,543,618	2,455,812

連結損益計算書

(単位：百万円)

	令和4年度 (令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)	令和5年度 (令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)
経常収益	22,699	27,895
資金運用収益	12,821	15,965
貸出金利息	1,124	1,118
預け金利息	34	33
有価証券利息配当金	3,946	7,855
その他受入利息	7,716	6,928
(うち受取奨励金)	(6,897)	(6,792)
(うち特別配当金)	(819)	(135)
役務取引等収益	1,672	1,601
その他事業収益	5,975	5,880
その他経常収益	2,230	4,448
経常費用	18,851	24,083
資金調達費用	13,014	12,995
貯金利息	49	46
債券貸借取引支払利息	—	0
その他支払利息	12,965	12,948
(うち支払奨励金)	(12,959)	(12,942)
役務取引等費用	112	135
その他事業費用	2,127	7,287
経費	3,552	3,663
その他経常費用	43	0
(うち貸倒引当金繰入額)	(38)	(0)
経常利益	3,848	3,811
特別利益	—	0
その他の特別利益	—	0
特別損失	0	2
固定資産処分損	0	2
税金等調整前当期利益	3,848	3,809
法人税、住民税及び事業税	167	173
法人税等調整額	87	20
法人税等合計	255	194
当期利益	3,592	3,614
当期剰余金	3,592	3,614

連結剰余金計算書

(単位：百万円)

	令和4年度	令和5年度
(利益剰余金の部)		
1 利益剰余金期首残高	61,815	62,418
2 利益剰余金増加高	3,592	3,614
当期剰余金	3,592	3,614
3 利益剰余金減少高	2,989	2,526
配当金	2,989	2,526
4 利益剰余金期末残高	62,418	63,506

連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

	令和4年度 (令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)	令和5年度 (令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)
1 事業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期利益	3,848	3,809
減価償却費	241	248
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	38	△ 173
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	△ 289	△ 53
その他の引当金・積立金の増減額 (△は減少)	△ 8	△ 67
資金運用収益	△ 12,821	△ 15,965
資金調達費用	13,014	12,995
有価証券関係損益 (△は益)	△ 3,933	△ 2,124
金銭の信託の運用損益 (△は益)	△ 600	△ 517
固定資産処分損益 (△は益)	0	2
貸出金の純増 (△) 減	2,181	2,705
預け金の純増 (△) 減	65,000	145,000
貯金の純増減 (△)	△ 47,321	△ 103,134
借入金の純増減 (△)	△ 9,900	△ 12,900
資金運用による収入	13,446	15,994
資金調達による支出	△ 13,023	△ 13,002
事業分量配当金の支払額	△ 2,388	△ 1,925
その他	△ 3,317	△ 3,070
小 計	4,165	27,822
法人税等の支払額	△ 189	△ 171
事業活動によるキャッシュ・フロー	3,976	27,650
2 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△ 97,460	△ 105,868
有価証券の売却による収入	119,414	105,072
有価証券の償還による収入	13,607	6,835
金銭の信託の増加による支出	△ 6,232	△ 7,700
金銭の信託の減少による収入	317	500
固定資産の取得による支出	△ 334	△ 288
固定資産の売却による収入	0	0
外部出資による支出	—	△ 1
外部出資の減少による収入	—	1
投資活動によるキャッシュ・フロー	29,312	△ 1,448
3 財務活動によるキャッシュ・フロー		
出資配当金の支払額	△ 601	△ 601
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 601	△ 601
4 現金及び現金同等物の増加額	32,687	25,600
5 現金及び現金同等物の期首残高	30,307	62,994
6 現金及び現金同等物の期末残高	62,994	88,594

資料編

連結

連結情報

連結注記表

令和4年度

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- (1) 連結の範囲に関する事項
 - ① 連結される子会社および子法人等
(株)広島県農協情報センター 1社
 - ② 非連結の子会社および子法人等 0社
- (2) 持分法の適用に関する事項
持分法適用の対象はありません。
- (3) 連結される子会社および子法人等の事業年度に関する事項
連結される子会社および子法人等の決算日は、3月末日です。
- (4) のれんの償却方法および償却期間に関する事項
連結子会社1社の株式は設立当初より保有していることから、のれんの計上はありません。
- (5) 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項
連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した剰余金処分に基いて作成しています。
- (6) 連結キャッシュ・フロー計算書における現金および現金同等物の範囲
連結キャッシュ・フロー計算書における資金（現金および現金同等物）の範囲は、連結貸借対照表上の「現金」ならびに「預け金」中の当座預け金、普通預け金および通知預け金です。

2. 重要な会計方針に関する事項

- (1) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しています。
 - (2) 有価証券(外部出資勘定の株式を含む。)の評価基準および評価方法は、有価証券の保有目的区分ごとに次のとおり行っています。
・その他有価証券……時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）。ただし、市場価格のない株式等については原価法（売却原価は、移動平均法により算定）。
- なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っています。
- (3) 金銭の信託（合同運用を除く。）において信託財産を構成している有価証券の評価基準および評価方法は、上記(2)の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位ごとに当連結会計年度末の信託財産構成物である資産および負債の評価額の合計額をもって連結貸借対照表に計上しています。
 - (4) デリバティブ取引の評価は、時価法により行っています。
 - (5) 有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く。）ならびに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法）を採用し、資産から直接減額して計上しています。
また、主な耐用年数は次のとおりです。
建 物 6年～50年
その他 2年～18年
 - (6) 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しています。そのうち自社利用ソフトウェアについては、当会ならびに連結される子会社における利用可能期間（5年）に基づいて償却しています。
 - (7) 外貨建資産は、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しています。
 - (8) 引当金の計上方法

- ① 貸倒引当金
貸倒引当金は、「資産の評価および償却・引当の計上基準」に基づき、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者に係る債権と同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価格から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しています。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額または今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間または累積期間における平均値に基づき損失率を求め、算定しています。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しています。

なお、実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額および保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は2百万円です。

令和5年度

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- (1) 連結の範囲に関する事項
 - ① 連結される子会社および子法人等
(株)広島県農協情報センター 1社
 - ② 非連結の子会社および子法人等 0社
- (2) 持分法の適用に関する事項
持分法適用の対象はありません。
- (3) 連結される子会社および子法人等の事業年度に関する事項
連結される子会社および子法人等の決算日は、3月末日です。
- (4) のれんの償却方法および償却期間に関する事項
連結子会社1社の株式は設立当初より保有していることから、のれんの計上はありません。
- (5) 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項
連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した剰余金処分に基いて作成しています。
- (6) 連結キャッシュ・フロー計算書における現金および現金同等物の範囲
連結キャッシュ・フロー計算書における資金（現金および現金同等物）の範囲は、連結貸借対照表上の「現金」ならびに「預け金」中の当座預け金、普通預け金および通知預け金です。

2. 重要な会計方針に関する事項

- (1) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しています。
- (2) 有価証券(外部出資勘定の株式を含む。)の評価基準および評価方法は、有価証券の保有目的区分ごとに次のとおり行っています。
・満期保有目的の債券……移動平均法による償却原価法（定額法）
・その他有価証券……時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）。ただし、市場価格のない株式等については原価法（売却原価は、移動平均法により算定）。

なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っています。

- (3) 金銭の信託（合同運用を除く。）において信託財産を構成している有価証券の評価基準および評価方法は、上記(2)の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位ごとに当連結会計年度末の信託財産構成物である資産および負債の評価額の合計額をもって連結貸借対照表に計上しています。
- (4) デリバティブ取引の評価は、時価法により行っています。
- (5) 有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く。）ならびに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法）を採用し、資産から直接減額して計上しています。
また、主な耐用年数は次のとおりです。
建 物 6年～50年
その他 2年～18年
- (6) 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しています。そのうち自社利用ソフトウェアについては、当会ならびに連結される子会社における利用可能期間（5年）に基づいて償却しています。
- (7) 外貨建資産は、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しています。
- (8) 引当金の計上方法

- ① 貸倒引当金
貸倒引当金は、「資産の評価および償却・引当の計上基準」に基づき、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者に係る債権と同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価格から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しています。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額または今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間または累積期間における平均値に基づき損失率を求め、算定しています。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しています。

なお、実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額および保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は

- ② 相互援助積立金
相互援助積立金は、JAバンクの信用秩序の維持を目的とした支払に備えるため、「広島県JAバンク支援制度要領」等に基づき所要額を計上しています。
- ③ 賞与引当金
賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しています。
- ④ 役員退職慰労引当金
役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支給に備えるため、「役員退職慰労金規程」に基づき、当連結会計年度末要支給見積額を計上しています。
- ⑤ 外部出資等損失引当金
外部出資等損失引当金は、外部出資に対する損失に備えるため外部出資先の財務状況等を勘案して必要と認められる額を計上しています。
- ⑥ 特例業務負担金引当金
特例業務負担金引当金は、農林漁業団体職員共済組合に対する特例業務負担金の費用に充てるため、当連結会計年度末における将来負担見込額を計上しています。
- (9) 退職給付に係る会計処理の方法
退職給付に係る負債は、職員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における職員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しています。
- (10) ヘッジ会計の方法
ヘッジ方針に基づき、ヘッジ対象に係る為替相場変動リスクを一定の範囲内でヘッジしています。
- ① 為替変動リスク・ヘッジ
外貨建債券から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は繰延ヘッジによっています。
ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建債券の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替予約取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建債券の為替変動リスクがヘッジ手段によって減殺されることを相場変動割合に基づく比率分析によって確認することによりヘッジの有効性を評価しています。
- (11) 消費税等の会計処理
消費税および地方消費税(以下、「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産等に係る控除対象外消費税等は当連結会計年度の費用に計上しています。

3. 会計方針の変更に関する事項

- (1) 時価の算定に関する会計基準の適用
「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしました。これによる当連結会計年度の計算書類への影響はありません。

4. 会計上の見積りに関する事項

- (1) 会計上の見積りにより当連結会計年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性のあるものは、次のとおりです。
- ① 貸倒引当金
- a 当連結会計年度に係る計算書類に計上した額
貸倒引当金 774百万円
- b 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
- (a) 算出方法
貸倒引当金の算出方法は、「2. 重要な会計方針に関する事項」「(8)引当金の計上方法」「①貸倒引当金」に記載しています。
- (b) 主要な仮定
主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しています。
- (c) 翌連結会計年度に係る計算書類に及ぼす影響
個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌連結会計年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。
- ② 金融商品の時価
- a 当連結会計年度に係る計算書類に計上した額
「6. 金融商品に関する事項」「(2)金融商品の時価等に関する事項」「①金融商品の連結貸借対照表計上額および時価等」に記載しています。
- b 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
- (a) 算出方法
金融商品の時価の算出方法は、「6. 金融商品に関する事項」「(2)

2百万円です。

- ② 相互援助積立金
相互援助積立金は、JAバンクの信用秩序の維持を目的とした支払に備えるため、「広島県JAバンク支援制度要領」等に基づき所要額を計上しています。
- ③ 賞与引当金
賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しています。
- ④ 役員退職慰労引当金
役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支給に備えるため、「役員退職慰労金規程」に基づき、当連結会計年度末要支給見積額を計上しています。
- ⑤ 外部出資等損失引当金
外部出資等損失引当金は、外部出資に対する損失に備えるため外部出資先の財務状況等を勘案して必要と認められる額を計上しています。
- ⑥ 特例業務負担金引当金
特例業務負担金引当金は、農林漁業団体職員共済組合に対する特例業務負担金の費用に充てるため、当連結会計年度末における将来負担見込額を計上しています。
- (9) 退職給付に係る会計処理の方法
退職給付に係る負債は、職員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における職員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しています。
- (10) ヘッジ会計の方法
ヘッジ方針に基づき、ヘッジ対象に係る為替相場変動リスクを一定の範囲内でヘッジしています。
- ① 為替変動リスク・ヘッジ
外貨建債券から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は繰延ヘッジによっています。
ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建債券の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替予約取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建債券の為替変動リスクがヘッジ手段によって減殺されることを相場変動割合に基づく比率分析によって確認することによりヘッジの有効性を評価しています。
- (11) 消費税等の会計処理
消費税および地方消費税(以下、「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産等に係る控除対象外消費税等は当連結会計年度の費用に計上しています。

3. 会計上の見積りに関する事項

- (1) 会計上の見積りにより当連結会計年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性のあるものは、次のとおりです。
- ① 貸倒引当金
- a 当連結会計年度に係る計算書類に計上した額
貸倒引当金 601百万円
- b 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
- (a) 算出方法
貸倒引当金の算出方法は、「2. 重要な会計方針に関する事項」「(8)引当金の計上方法」「①貸倒引当金」に記載しています。
- (b) 主要な仮定
主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しています。
- (c) 翌連結会計年度に係る計算書類に及ぼす影響
個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌連結会計年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。
- ② 金融商品の時価
- a 当連結会計年度に係る計算書類に計上した額
「5. 金融商品に関する事項」「(2)金融商品の時価等に関する事項」「①金融商品の連結貸借対照表計上額および時価等」に記載しています。
- b 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
- (a) 算出方法
金融商品の時価の算出方法は、「5. 金融商品に関する事項」「(2)

金融商品の時価等に関する事項」「②金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明」に記載しています。

(b) 主要な仮定

主要な仮定は時価評価モデルに用いるインプットであり、為替相場、イールドカーブ、有価証券の時価等の市場で直接または間接的に観察可能なインプットのほか、相関係数等の重要な見積りを含む市場で観察できないインプットを使用しています。

(c) 翌連結会計年度に係る計算書類に及ぼす影響

市場環境の変化等により主要な仮定であるインプットが変化することにより、金融商品の時価が増減する可能性があります。

5. 連結貸借対照表に関する事項

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額は3,286百万円、圧縮記帳額は8百万円です。
- (2) 担保に供している資産は次のとおりです。
- 為替決済、県収納代理金融機関事務取扱等に係る保証金として、預け金等120,025百万円を差し入れています。
- (3) 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券が、国債に合計11,049百万円含まれています。
- (4) 当会の理事、経営管理委員および監事との間の取引による金銭債権はありません。なお、役員が第三者のために行う取引は含めていません。
- (5) 当会の理事、経営管理委員および監事との間の取引による金銭債務はありません。なお、役員が第三者のために行う取引は含めていません。
- (6) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権の額およびその合計額は次のとおりです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	－百万円
危険債権額	1,013百万円
三月以上延滞債権額	－百万円
貸出条件緩和債権額	－百万円
合計額	1,013百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権です。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものです。

三月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権ならびに危険債権に該当しないものです。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権ならびに三月以上延滞債権に該当しないものです。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

- (7) 当座貸越契約および貸出金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約に係る融資未実行残高は、52,715百万円です。
- (8) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金21,858百万円が含まれています。

6. 金融商品に関する事項

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当会は、広島県を事業区域として、地元のJA等が会員となって運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関です。

JAは、農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域へ貸付を行うほか、当会へ預け入れています。

当会では、これを原資として、資金を必要とするJAや農業に関連する企業・団体および、県内の地場企業や団体、地方公共団体等に貸付を行っています。

また、農林中央金庫に預け入れるほか、国債等の債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っています。

② 金融商品の内容およびそのリスク

当会が保有する金融資産は、主として県内の取引先（および個人）に対する貸出金（当座貸越契約貸出コミットメントを含む。）、金銭の信託および有価証券であり、貸出金は顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

当連結会計年度末における貸出金のうち、38.00％は金融保険業に対するものであり、当該金融保険業を巡る経済環境等の状況の変化により、契約条件に従った債務履行がなされない可能性があります。

金銭の信託は、指定金外信託により運用しており、その構成資産は、投資信託等であり、純投資目的（その他目的）で保有しています。

金融商品の時価等に関する事項」「②金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明」に記載しています。

(b) 主要な仮定

主要な仮定は時価評価モデルに用いるインプットであり、為替相場、イールドカーブ、有価証券の時価等の市場で直接または間接的に観察可能なインプットのほか、相関係数等の重要な見積りを含む市場で観察できないインプットを使用しています。

(c) 翌連結会計年度に係る計算書類に及ぼす影響

市場環境の変化等により主要な仮定であるインプットが変化することにより、金融商品の時価が増減する可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する事項

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額は3,378百万円、圧縮記帳額は8百万円です。
- (2) 担保に供している資産は次のとおりです。
- 為替決済、県収納代理金融機関事務取扱等に係る保証金として、預け金等120,025百万円を差し入れています。
- (3) 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券はありません。
- (4) 当会の理事、経営管理委員および監事との間の取引による金銭債権はありません。なお、役員が第三者のために行う取引は含めていません。
- (5) 当会の理事、経営管理委員および監事との間の取引による金銭債務はありません。なお、役員が第三者のために行う取引は含めていません。
- (6) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権の額およびその合計額は次のとおりです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	－百万円
危険債権額	860百万円
三月以上延滞債権額	－百万円
貸出条件緩和債権額	－百万円
合計額	860百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権です。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものです。

三月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権ならびに危険債権に該当しないものです。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権ならびに三月以上延滞債権に該当しないものです。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

- (7) 当座貸越契約および貸出金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約に係る融資未実行残高は、30,417百万円です。
- (8) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金21,858百万円が含まれています。

5. 金融商品に関する事項

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当会は、広島県を事業区域として、地元のJA等が会員となって運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関です。

JAは、農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域へ貸付を行うほか、当会へ預け入れています。

当会では、これを原資として、資金を必要とするJAや農業に関連する企業・団体および、県内の地場企業や団体、地方公共団体等に貸付を行っています。

また、農林中央金庫に預け入れるほか、国債等の債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っています。

② 金融商品の内容およびそのリスク

当会が保有する金融資産は、主として県内の取引先（および個人）に対する貸出金（当座貸越契約貸出コミットメントを含む。）、金銭の信託および有価証券であり、貸出金は顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

当連結会計年度末における貸出金のうち、39.82％は金融保険業に対するものであり、当該金融保険業を巡る経済環境等の状況の変化により、契約条件に従った債務履行がなされない可能性があります。

金銭の信託は、指定金外信託により運用しており、その構成資産は、投資信託等であり、その他目的で保有しています。

これらは、発行体の信用リスク、金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されています。

また、有価証券は、主に債券、投資信託、株式であり、その他目的で保有しています。

これらは、それぞれ発行体の信用リスクおよび金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されています。

デリバティブ取引には、リスク管理の一環で行っている為替予約取引があります。当会では、これをヘッジ手段として、ヘッジ対象である外貨建債券に関わる為替の変動リスクに対してヘッジ会計を適用しています。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

a 信用リスクの管理

当会は、リスクマネジメント基本方針および信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金の信用リスク管理については、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応等与信管理に関する体制を整備し運営しています。

これらの与信管理は、営業部のほかリスク統括部により行われ、また、定期的に経営陣によるリスク管理委員会や理事会を開催し、報告を行っています。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、リスク統括部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しています。

b 市場リスクの管理

(a) 金利リスクの管理

当会は、金利の変動リスクに関して、VaR等の活用によりリスク量を計測しているのに加え、金利に一定のストレスを与えた場合の損失額を管理し、余裕金運用会議等で報告しています。

(b) 為替リスクの管理

当会は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しています。

(c) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む投資商品の保有については、余裕金運用会議の方針に基づき、余裕金運用規程に従い行われています。

運用に当たっては、運用限度額を設定し、事前審査のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っています。

当会が保有している外部出資の多くは、業務上事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況等をモニタリングしています。

これらの情報はリスク統括部により、リスク管理委員会において定期的に報告されています。

(d) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立するとともに、ヘッジ方針に基づき実施しています。

(e) 市場リスクに係る定量的情報

当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券に分類される債券、「貯金」、「借入金」です。

当会では、これらの金融資産および金融負債について、市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。

当会のVaRは、分散共分散法（保有期間3か月、信頼区間99%、観測期間3年）により算出しており、令和5年3月31日現在で、当会の市場リスク量（損失額の推計値）は全体で、43,920百万円です。

なお、当会では、バックテストを実施のうえ、VaR計測モデルの妥当性を検証しております。

ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスクを計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは補足できない場合があります。

c 資金調達に係る流動性リスクの管理

当会では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。

また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性を把握したうえで、運用方針等の策定の際に検討を行っています。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

① 金融商品の連結貸借対照表計上額および時価等

当連結会計年度末における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等については、次表には含めず③に記載しています。

これらは、発行体の信用リスク、金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されています。

また、有価証券は、主に債券、投資信託、株式であり、満期保有目的、その他目的で保有しています。

これらは、それぞれ発行体の信用リスクおよび金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されています。

デリバティブ取引には、リスク管理の一環で行っている為替予約取引があります。当会では、これをヘッジ手段として、ヘッジ対象である外貨建債券に関わる為替の変動リスクに対してヘッジ会計を適用しています。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

a 信用リスクの管理

当会は、リスクマネジメントの基本方針および信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金の信用リスク管理については、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応等与信管理に関する体制を整備し運営しています。

これらの与信管理は、営業部のほかリスク統括部により行われ、また、定期的に経営陣によるリスク管理委員会や理事会を開催し、報告を行っています。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、リスク統括部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しています。

b 市場リスクの管理

(a) 金利リスクの管理

当会は、金利の変動リスクに関して、VaR等の活用によりリスク量を計測しているのに加え、金利に一定のストレスを与えた場合の損失額を管理し、余裕金運用会議等で報告しています。

(b) 為替リスクの管理

当会は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しています。

(c) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む投資商品の保有については、余裕金運用会議の方針に基づき、余裕金運用規程に従い行われています。

運用に当たっては、運用限度額を設定し、事前審査のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っています。

当会が保有している外部出資の多くは、業務上事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況等をモニタリングしています。

これらの情報はリスク統括部により、リスク管理委員会において定期的に報告されています。

(d) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立するとともに、ヘッジ方針に基づき実施しています。

(e) 市場リスクに係る定量的情報

当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券および満期保有目的に分類される債券、「貯金」、「借入金」です。

当会では、これらの金融資産および金融負債について、市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。

当会のVaRは、分散共分散法（保有期間3か月、信頼区間99%、観測期間3年）により算出しており、令和6年3月31日現在で、当会の市場リスク量（損失額の推計値）は全体で、41,467百万円です。

なお、当会では、バックテストを実施のうえ、VaR計測モデルの妥当性を検証しております。

ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスクを計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

c 資金調達に係る流動性リスクの管理

当会では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。

また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性を把握したうえで、運用方針等の策定の際に検討を行っています。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

① 金融商品の連結貸借対照表計上額および時価等

当連結会計年度末における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等については、次表には含めず③に記載しています。

(単位:百万円)			
	連結貸借対照表計上額	時価差額	
預け金	1,686,075	1,685,931	△ 143
金銭の信託			
その他の金銭の信託	27,560	27,560	－
有価証券			
その他有価証券	618,139	618,139	－
貸出金	86,470		
貸倒引当金	△ 762		
貸倒引当金控除後	85,708	85,716	8
資産計	2,417,484	2,417,349	△ 135
貯金	2,372,852	2,372,651	△ 200
借入金	18,600	18,590	△ 9
負債計	2,391,452	2,391,241	△ 210
デリバティブ取引			
ヘッジ会計が適用されているもの	(619)	(619)	－
デリバティブ取引計	(619)	(619)	－

(注) 1. 貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しています。

2. デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で表示しています。

② 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

a 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預け金については、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである翌日物金利スワップ (Overnight Index Swap。以下、「OIS」という。) のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b 金銭の信託

信託財産を構成している有価証券や貸出金の時価は、下記cおよびdと同様の方法により評価しています。

c 有価証券

有価証券について、主に上場株式、国債および上場投資信託については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約または買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額によっています。

相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等の第三者から入手した評価価格を用いています。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、スワップレート、信用スプレッド、金利ボラティリティ等が含まれています。

d 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権、期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

a 貯金

要求払貯金については、連結決算日に要求された場合の支払額 (帳簿価額) を時価とみなしています。

また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、ありません。

固定金利によるものは、一定の期間毎に区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

【デリバティブ取引】

デリバティブ取引は、為替関連取引 (為替予約) であり、公表された相場価格が存在しないため、取引金融機関等の第三者から入手した評価価格を用いています。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、金利や為替レート等が含まれています。

③ 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

	連結貸借対照表計上額
外部出資	116,780百万円
合計	116,780 //

(注) 1. 外部出資は、市場において取引されていない株式や出資金等であり、

(単位:百万円)			
	連結貸借対照表計上額	時価差額	
預け金	1,567,004	1,566,403	△ 601
金銭の信託			
その他の金銭の信託	35,091	35,091	－
有価証券			
満期保有目的の債券	32,848	32,750	△ 98
その他有価証券	612,567	612,567	－
貸出金	83,765		
貸倒引当金	△ 580		
貸倒引当金控除後	83,185	83,075	△ 109
資産計	2,330,697	2,329,887	△ 809
貯金	2,269,718	2,268,781	△ 937
借入金	5,700	5,696	△ 3
負債計	2,275,418	2,274,477	△ 940
デリバティブ取引			
ヘッジ会計が適用されているもの	(951)	(951)	－
デリバティブ取引計	(951)	(951)	－

(注) 1. 貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しています。

2. デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で表示しています。

② 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

a 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預け金については、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである翌日物金利スワップ (Overnight Index Swap。以下、「OIS」という。) のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b 金銭の信託

信託財産を構成している有価証券や貸出金の時価は、下記cおよびdと同様の方法により評価しています。

c 有価証券

有価証券について、主に上場株式、国債および上場投資信託については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約または買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額によっています。

相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等の第三者から入手した評価価格を用いています。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、スワップレート、信用スプレッド、金利ボラティリティ等が含まれています。

d 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権、期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

a 貯金

要求払貯金については、連結決算日に要求された場合の支払額 (帳簿価額) を時価とみなしています。

また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、ありません。

固定金利によるものは、一定の期間毎に区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

【デリバティブ取引】

デリバティブ取引は、為替関連取引 (為替予約) であり、公表された相場価格が存在しないため、取引金融機関等の第三者から入手した評価価格を用いています。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、金利や為替レート等が含まれています。

③ 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

	連結貸借対照表計上額
外部出資	116,780百万円
合計	116,780 //

「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 令和2年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象としていません。

2. 上記の連結貸借対照表計上額に対して、外部出資等損失引当金を2百万円計上しています。

④ 金銭債権および満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額
(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預け金	1,686,075	-	-	-	-	-
有価証券						
^{満期保有目的の債券} ^{その他の有価証券のうち満期があるもの}	15,753	12,494	25,723	41,900	75,145	396,792
貸出金	15,849	9,875	13,875	7,083	3,435	36,346
合 計	1,717,678	22,369	39,599	48,984	78,580	433,139

(注) 1. 貸出金のうち、当座貸越（融資型を除く。）1,037百万円については「1年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付貸出金21,858百万円については「5年超」に含めています。

2. 貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等1百万円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

⑤ 借入金およびその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額
(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金	2,372,772	80	-	-	-	-
借入金	12,700	5,900	-	-	-	-
合 計	2,385,472	5,980	-	-	-	-

(注) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

7. 有価証券に関する事項

- (1) 有価証券の時価および評価差額等に関する事項は次のとおりです。

① その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの連結貸借対照表計上額、取得原価およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	種 類	連結貸借対照表 計上 額	取得原価	差 額
連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えるもの	株 式	1,016	404	611
	債 券			
	国 債	50,528	48,172	2,355
	社 債	3,601	3,599	1
	外国証券	97,905	91,108	6,796
小 計	その他	107,328	71,567	35,760
		260,380	214,853	45,527
	株 式	108	115	△ 6
	債 券			
連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えないもの	国 債	55,938	60,158	△ 4,219
	社 債	35,347	36,193	△ 845
	外国証券	40,562	41,847	△ 1,285
	その他	225,802	261,058	△ 35,256
小 計		357,759	399,372	△ 41,613
合 計		618,139	614,225	3,913

(注) 上記差額合計から繰延税金負債1,082百万円を差し引いた金額2,831百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

- (2) 当連結会計年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

(単位：百万円)

	売却額	売却益	売却損
債 券	56,795	4,370	-
その他	2,616	1,610	-
合 計	59,412	5,980	-

- (注) 1. 外部出資は、市場において取引されていない株式や出資金等であり、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 令和2年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象としていません。

2. 上記の連結貸借対照表計上額に対して、外部出資等損失引当金を2百万円計上しています。

④ 金銭債権および満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額
(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預け金	1,567,004	-	-	-	-	-
有価証券						
^{満期保有目的の債券} ^{その他の有価証券のうち満期があるもの}	9,156	19,550	30,266	75,389	89,248	35,800
貸出金	13,494	14,293	7,243	5,068	7,254	36,315
合 計	1,589,656	33,843	37,510	80,457	96,502	391,105

(注) 1. 貸出金のうち、当座貸越（融資型を除く。）2,700百万円については「1年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付貸出金21,858百万円については「5年超」に含めています。

2. 貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等92百万円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

⑤ 借入金およびその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額
(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金	2,269,718	-	-	-	-	-
借入金	5,700	-	-	-	-	-
合 計	2,275,418	-	-	-	-	-

(注) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

6. 有価証券に関する事項

- (1) 有価証券の時価および評価差額等に関する事項は次のとおりです。

① 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	種 類	連結貸借対照表 計上 額	時 価	差 額
時価が連結貸借 対照表計上額を 超えるもの	国債	13,590	13,662	72
	社債	411	411	0
	外国証券	1,000	1,005	5
	小 計	15,001	15,080	78
時価が連結貸借 対照表計上額を 超えないもの	国債	13,856	13,701	△154
	社債	3,990	3,968	△22
	外国証券	-	-	-
	小 計	17,846	17,669	△177
合 計		32,848	32,750	△98

② その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの連結貸借対照表計上額、取得原価およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	種 類	連結貸借対照表 計上 額	取得原価	差 額
連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えるもの	株式	1,780	505	1,275
	債券			
	国債	31,086	29,909	1,176
	社債	1,702	1,699	2
	外国証券	127,906	114,404	13,501
小 計	その他	128,913	69,144	59,769
		291,389	215,663	75,725
		14	15	△0
連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えないもの	株式			
	債券			
	国債	53,172	55,873	△2,700
	社債	41,442	42,653	△1,210
	外国証券	9,332	9,397	△64
小 計	その他	217,215	253,858	△36,643
		321,177	361,798	△40,620
合 計		612,567	577,462	35,104

(注) 上記差額合計から繰延税金負債9,710百万円を差し引いた金額25,394百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

- (2) 当連結会計年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

(単位：百万円)

	売却額	売却益	売却損
債 券	82,331	4,297	6,299
その他	5,326	3,742	-
合 計	87,657	8,040	6,299

8. 金銭の信託に関する事項

(1) 金銭の信託の保有区分別の内訳は、次のとおりです。

① その他の金銭の信託

(単位：百万円)

	連結 貸借対照表 計上額	取得原価	差額	うち連結貸借 対照表計上額 が取得原価を 超えるもの	うち連結貸借 対照表計上額 が取得原価を 超えないもの
その他の 金銭の信託	27,560	27,060	500	1,279	△778

(注) 1. 上記差額合計から繰延税金負債138百万円を差し引いた金額362百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

2. 「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳です。

9. 退職給付に関する事項

(1) 退職給付

① 採用している退職給付制度の概要

当会では、確定給付型の制度として、退職一時金制度（非積立型制度）を設けています。退職給付一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しています。

当会が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債および退職給付費用を計算しています。

② 確定給付制度

a 退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付に係る負債	1,458百万円
退職給付費用	△130 //
退職給付の支払額	△159 //
期末における退職給付に係る負債	1,168 //

b 退職給付債務および連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債の調整表

非積立型制度の退職給付債務	1,168百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,168 //
退職給付に係る負債	1,168 //
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,168 //

c 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	△117百万円
----------------	---------

(2) 人件費には、厚生年金保険制度および農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため提出した特例業務負担金を含めて計上しています。

なお、当連結会計年度において存続組合に対して提出した特例業務負担金の額は、14百万円となっています。

また、存続組合より示された令和5年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、134百万円となっています。

10. 税効果会計に関する事項

(1) 繰延税金資産および繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

繰延税金資産	
貸倒引当金超過額	145百万円
退職給付引当金超過額	323 //
相互援助積立金超過額	1,191 //
未払費用否認額	307 //
減価償却超過額	24 //
固定資産償却額	154 //
未払事業税	9 //
外部出資償却額	44 //
特例業務負担金引当金	37 //
繰延ヘッジ損益	1,140 //
その他	186 //
繰延税金資産小計	3,565 //
評価性引当額	△1,720 //
繰延税金資産合計(A)	1,844 //
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△1,221 //
資産除去債務	△1 //
繰延税金負債合計(B)	△1,222 //
繰延税金資産の純額(A)+(B)	622百万円

7. 金銭の信託に関する事項

(1) 金銭の信託の保有区分別の内訳は、次のとおりです。

① その他の金銭の信託

(単位：百万円)

	連結 貸借対照表 計上額	取得原価	差額	うち連結貸借 対照表計上額 が取得原価を 超えるもの	うち連結貸借 対照表計上額 が取得原価を 超えないもの
その他の 金銭の信託	35,091	34,260	830	1,297	△467

(注) 1. 上記差額合計から繰延税金負債229百万円を差し引いた金額600百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

2. 「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳です。

8. 退職給付に関する事項

(1) 退職給付

① 採用している退職給付制度の概要

当会では、確定給付型の制度として、退職一時金制度（非積立型制度）を設けています。退職給付一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しています。

当会が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債および退職給付費用を計算しています。

② 確定給付制度

a 退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付に係る負債	1,168百万円
退職給付費用	67 //
退職給付の支払額	△121 //
期末における退職給付に係る負債	1,115 //

b 退職給付債務および連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債の調整表

非積立型制度の退職給付債務	1,115百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,115 //
退職給付に係る負債	1,115 //
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,115 //

c 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	77百万円
----------------	-------

(2) 人件費には、厚生年金保険制度および農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため提出した特例業務負担金を含めて計上しています。

なお、当連結会計年度において存続組合に対して提出した特例業務負担金の額は、13百万円となっています。

また、存続組合より示された令和6年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、108百万円となっています。

9. 税効果会計に関する事項

(1) 繰延税金資産および繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

繰延税金資産	
貸倒引当金超過額	100百万円
退職給付引当金超過額	308 //
相互援助積立金超過額	1,191 //
未払費用否認額	304 //
減価償却超過額	23 //
固定資産償却額	154 //
未払事業税	10 //
外部出資償却額	44 //
特例業務負担金引当金	30 //
繰延ヘッジ損益	2,136 //
その他	178 //
繰延税金資産小計	4,481 //
評価性引当額	△1,662 //
繰延税金資産合計(A)	2,819 //
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△9,939 //
資産除去債務	△0 //
繰延税金負債合計(B)	△9,940 //
繰延税金負債の純額(A)+(B)	△7,121百万円

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因	
法定実効税率	27.66 %
(調 整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.13 %
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 7.47 %
事業分置配当金	△ 13.83 %
住民税均等割等	0.10 %
評価性引当額の増減	0.36 %
その他	△ 0.32 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率	6.63 %

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因	
法定実効税率	27.66%
(調 整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.21%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△7.68%
事業分置配当金	△14.01%
住民税均等割等	0.10%
評価性引当額の増減	△1.53%
その他	0.35%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	5.10%

最近 5 年間の連結事業年度の主要な経営指標

(単位：百万円、%)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
経常収益	26,191	24,784	22,421	22,699	27,895
経常利益	3,580	3,373	4,819	3,848	3,811
当期剰余金	3,333	3,009	4,543	3,592	3,614
純資産額	154,056	179,910	164,134	142,828	164,115
総資産額	2,574,168	2,673,038	2,631,664	2,543,618	2,455,812
連結自己資本比率	15.51	15.30	15.23	15.65	15.93

(注)「連結自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成 18 年金融庁・農林水産省告示第2号)に基づき算出しています。

連結事業年度の農協法に基づく開示債権の状況

(単位：百万円)

区 分	令和4年度	令和5年度	増 減
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	—	—	—
危険債権額	1,013	860	△ 152
三月以上延滞債権額	—	—	—
貸出条件緩和債権額	—	—	—
計	1,013	860	△ 152
正常債権額	86,398	83,784	△ 2,613
合計	87,411	84,644	△ 2,766

- (注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権
破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権をいいます。
2. 危険債権
債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものをいいます。
3. 三月以上延滞債権
元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権および危険債権に該当しないものをいいます。
4. 貸出条件緩和債権
債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権および三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。
5. 正常債権
債務者の財政状態および経営成績に特に問題がないものとして、1. から 4. までに掲げる債権以外のものに区分されるものをいいます。

事業の種類別情報

連結子会社の営む事業は、全事業に占める割合が僅少であるため事業の種類別情報は記載していません。

自己資本の充実の状況（連結）

連結の範囲に関する事項

連結自己資本比率算出の対象となる会社と連結財務諸表規則における連結の範囲に含まれる会社との相違点はありません。

自己資本の状況

当連結グループの自己資本は、会員からの普通出資金のほか、後配出資金により調達しています。

普通出資金	
項 目	内 容
発行主体	広島県信用農業協同組合連合会
資本調達手段の種類	普通出資金
コア資本に係る基礎項目に算入した額	401 億円（前年度 401 億円）

後配出資金	
項 目	内 容
発行主体	広島県信用農業協同組合連合会
資本調達手段の種類	後配出資金
コア資本に係る基礎項目に算入した額	401 億円（前年度 401 億円）

(1) 自己資本の構成

(単位：百万円)

項 目	令和4年度	令和5年度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員資本の額	140,091	141,174
うち、出資金及び資本剰余金の額	80,200	80,200
うち、再評価積立金の額	1	1
うち、利益剰余金の額	62,417	63,505
うち、外部流出予定額 (△)	2,526	2,532
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に算入される評価・換算差額等	—	—
うち、退職給付に係るものの額	—	—
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	4,540	4,475
うち、一般貸倒引当金及び相互援助積立金コア資本算入額	4,540	4,475
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の 45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	144,632	145,649
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	360	408
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	360	408
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
退職給付に係る資産の額	—	—
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る 10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る 15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	360	408
自己資本		
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	144,271	145,241

(単位：百万円)

項 目	令和4年度	令和5年度
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	914,476	903,479
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	7,375	7,804
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額(二)	921,852	911,283
連結自己資本比率		
連結自己資本比率((ハ)/(二))	15.65%	15.93%

(注) 1. 農協法第11条の2第1項第2号の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準に係る算式に基づき算出しています。なお、当会は国内基準を採用しています。

2. 当会は、信用リスク・アセット額の算出に当たっては標準的手法を、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たっては基礎的手法を採用しています。

基礎的手法とは、1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近三年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。

なお、1年間の粗利益は、経常利益から国債等債券売却益・償還益およびその他経常収益を控除し、役員取引等費用、国債等債券売却損・償還損・償却、経費、その他経常費用および金銭の信託運用見合費用を加算して算出しています。

(2) 自己資本の充実度に関する事項

信用リスクに対する所要自己資本の額および区分ごとの内訳

(単位：百万円)

信用リスク・アセット	令和4年度			令和5年度		
	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
現金	1,947	—	—	1,619	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	108,456	—	—	113,369	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	106,897	—	—	103,210	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	70	—	—	58	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	7,027	1,405	56	5,842	1,168	46
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	1,140	114	4
我が国の政府関係機関向け	16,154	1,615	64	15,918	1,591	63
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	1,719,183	342,116	13,684	1,595,038	319,007	12,760
法人等向け	89,485	47,264	1,890	94,526	52,437	2,097
中小企業等向け及び個人向け	4	3	0	6	5	0
抵当権付住宅ローン	—	—	—	—	—	—
不動産取得等事業向け	318	318	12	306	306	12
三月以上延滞等	—	—	—	91	—	—
取立未済手形	17	3	0	133	26	1
信用保証協会等による保証付	238	22	0	189	18	0
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付 出資等	—	—	—	—	—	—
(うち出資等のエクスポージャー)	3,196	3,194	127	3,196	3,194	127
(うち重要な出資のエクスポージャー)	—	—	—	—	—	—
上記以外	144,186	355,439	14,217	144,140	355,722	14,228
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手 段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するもの以外の ものに係るエクスポージャー)	3,506	8,766	350	3,506	8,766	350
(うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係 るエクスポージャー)	135,964	339,910	13,596	135,961	339,904	13,596
(うち特定項目のうち調整項目に算入されな い部分に係るエクスポージャー)	1,370	3,427	137	1,592	3,980	159
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決 権を保有している他の金融機関等に係るその他外 部 TLAC 関連調達手段に関するエクスポージャー)	—	—	—	—	—	—
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える 議決権を保有していない他の金融機関等に係 るその他外部 TLAC 関連調達手段のうち、そ の他外部 TLAC 関連調達手段に係る 5%基 準額を上回る部分に係るエクスポージャー)	—	—	—	—	—	—
(うち上記以外のエクスポージャー)	3,344	3,336	133	3,080	3,072	122
証券化	—	—	—	—	—	—
(うち STC 要件適用分)	—	—	—	—	—	—
(うち非 STC 要件適用分)	—	—	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	363,726	162,994	6,519	362,196	169,806	6,792
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額		—	—		—	—
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエ スクポージャーに係る経過措置によりリスク・ア セットの額に算入されなかったものの額 (△)		—	—		—	—
標準的手法を適用するエクスポージャー計	2,560,911	914,378	36,575	2,440,985	903,400	36,136
CVA リスク相当額 ÷ 8%		97	3		78	3
中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—	—	—
合計 (信用リスク・アセットの額)	2,560,911	914,476	36,579	2,440,985	903,479	36,139

(単位：百万円)

オペレーショナル・リスクに 対する所要自己資本の額 〈基礎的手法〉	令和4年度		令和5年度	
	オペレーショナル・リスク相当額を 8%で除して得た額 a	所要自己資本額 b = a × 4%	オペレーショナル・リスク相当額を 8%で除して得た額 a	所要自己資本額 b = a × 4%
	7,375	295	7,804	312

(単位：百万円)

所要自己資本額	令和4年度		令和5年度	
	リスク・アセット等（分母）計 a	所要自己資本額 b = a × 4%	リスク・アセット等（分母）計 a	所要自己資本額 b = a × 4%
	921,852	36,874	911,283	36,451

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクに晒されている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーおよび「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「証券化」とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置により、リスク・アセットに算入したものが該当します。
7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
8. オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たり、当連結グループでは基礎的手法を採用しています。
- 〈オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）〉
- $$\frac{[\text{粗利益（正の値の場合に限る）} \times 15\%] \text{の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

信用リスクに関する事項

当連結グループでは、親会社以外で与信を行っていないため、連結グループにおける信用リスク管理の方針および手続等は定めていません。親会社における信用リスク管理の方針および手続等の具体的内容は単体の開示内容（P.8）をご参照ください。

（1）信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）の期末残高および主な種類別の内訳

A. 地域別

（単位：百万円）

	令和4年度				令和5年度			
	信用リスクに関する エクスポージャーの 残高	うち 貸出金等	うち債券	うち店頭 デリバティブ	信用リスクに関する エクスポージャーの 残高	うち 貸出金等	うち債券	うち店頭 デリバティブ
国内	2,069,948	94,532	152,113	—	1,960,210	94,123	162,161	—
国外	127,235	—	127,235	—	118,577	—	118,577	—
合計	2,197,184	94,532	279,349	—	2,078,788	94,123	280,739	—

- （注）1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）ならびにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「うち貸出金等」には、貸出金のほか、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。なお、コミットメントとは、契約した期間・融資枠の範囲内で、お客さまのご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。
3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち、相対で行われる取引をいいます。

B. 業種別

（単位：百万円）

	令和4年度				令和5年度			
	信用リスクに関する エクスポージャーの 残高	うち 貸出金等	うち債券	うち店頭 デリバティブ	信用リスクに関する エクスポージャーの 残高	うち 貸出金等	うち債券	うち店頭 デリバティブ
法人								
農業	1,183	1,183	—	—	958	958	—	—
林業	—	—	—	—	—	—	—	—
水産業	—	—	—	—	—	—	—	—
製造業	20,943	8,895	12,013	—	23,387	8,447	14,904	—
鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—
建設・不動産業	1,666	1,165	500	—	2,582	2,378	203	—
電気・ガス・ 熱供給・水道業	8,449	5,342	3,006	—	8,600	5,772	2,727	—
運輸・通信業	2,938	1,512	1,300	—	4,206	933	3,147	—
金融・保険業	1,886,252	51,446	31,968	—	1,763,035	49,728	29,488	—
卸売・小売・飲食・ サービス業	27,899	24,146	3,110	—	32,392	25,134	6,615	—
日本国政府・ 地方公共団体	108,903	447	108,456	—	113,799	429	113,369	—
上記以外	119,235	243	118,992	—	110,482	200	110,282	—
個人	149	149	—	—	140	140	—	—
その他	19,562	—	—	—	19,204	—	—	—
合計	2,197,184	94,532	279,349	—	2,078,788	94,123	280,739	—

C. 残存期間別

(単位：百万円)

	令和4年度				令和5年度			
	信用リスクに関する エクスポージャーの 残高	うち 貸出金等	うち債券	うち店頭 デリバティブ	信用リスクに関する エクスポージャーの 残高	うち 貸出金等	うち債券	うち店頭 デリバティブ
1年以下	1,680,285	15,134	13,729	—	1,593,547	22,458	3,802	—
1年超 3年以下	68,012	15,673	17,330	—	38,826	19,544	19,282	—
3年超 5年以下	60,226	12,923	47,303	—	61,341	13,148	48,192	—
5年超 7年以下	44,748	10,586	34,161	—	17,288	7,722	9,566	—
7年超 10年以下	49,813	2,931	46,881	—	71,794	3,393	68,401	—
10年超	145,151	26,208	118,942	—	158,239	27,746	130,492	—
期限の定めのないもの	148,947	11,074	1,000	—	137,749	110	1,000	—
合計	2,197,184	94,532	279,349	—	2,078,788	94,123	280,739	—

(2) 三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

(単位：百万円)

	令和4年度	令和5年度
法人		
農業	—	91
林業	—	—
水産業	—	—
製造業	—	—
鉱業	—	—
建設・不動産業	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—
運輸・通信業	—	—
金融・保険業	—	—
卸売・小売・飲食・サービス業	—	—
上記以外	—	—
個人	—	—
合計	—	91

(注) 1. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
2. 当連結グループでは国外への貸出を行っていないため、地域別（国内・国外）の開示を省略しています。

(3) 貸倒引当金の期末残高および期中増減額

(単位：百万円)

	令和4年度					令和5年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	199	233	—	199	233	233	168	—	233	168
個別貸倒引当金	536	541	—	536	541	541	433	—	541	433
法人										
農業	1	1	—	1	1	1	11	—	1	11
林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
製造業	328	342	—	328	342	342	339	—	342	339
鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設・不動産業	35	35	—	35	35	35	34	—	35	34
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
卸売・小売・飲食・サービス業	161	153	—	161	153	153	39	—	153	39
上記以外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	9	8	—	9	8	8	7	—	8	7
業種別計	536	541	—	536	541	541	433	—	541	433
合計	736	774	—	736	774	774	601	—	774	601

(注) 1. 当連結グループでは国外への貸出を行っていないため、地域別（国内・国外）の開示を省略しています。
2. 一般貸倒引当金については業種別の算定を行っていないため、業種別（法人・個人）は個別貸倒引当金のみ記載しています。

(4) 業種別の貸出金償却の額

(単位：百万円)

	令和4年度	令和5年度
法人		
農業	—	—
林業	—	—
水産業	—	—
製造業	—	—
鉱業	—	—
建設・不動産業	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—
運輸・通信業	—	—
金融・保険業	—	—
卸売・小売・飲食・サービス業	—	—
上記以外	—	—
個人	—	—
合計	—	—

(注) 貸出金償却額は、貸倒引当金相殺前の金額を表示しています。

(5) 信用リスク削減効果勘案後の残高およびリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位: 百万円)

		令和4年度			令和5年度		
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用リスク削減 効果勘案後残高	0%	—	230,882	230,882	—	221,949	221,949
	2%	—	—	—	—	—	—
	4%	—	—	—	—	—	—
	10%	—	16,381	16,381	—	17,238	17,238
	20%	11,904	1,718,527	1,730,432	13,212	1,601,414	1,614,627
	35%	—	—	—	—	—	—
	50%	41,275	—	41,275	42,977	91	43,069
	75%	—	4	4	—	6	6
	100%	5,020	20,082	25,103	5,240	23,376	28,616
	150%	—	—	—	—	—	—
	250%	—	140,841	140,841	—	141,060	141,060
	その他	12,264	—	12,264	12,220	—	12,220
1250%		—	—	—	—	—	—
合計		70,464	2,126,720	2,197,184	73,649	2,005,138	2,078,788

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）ならびにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャー等リスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

信用リスク削減手法に関する事項

当連結グループにおける信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続等については、単体に準じて管理しています。具体的内容は単体の開示内容 (P.58) をご参照ください。

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位: 百万円)

	令和4年度			令和5年度		
	適格金融 資産担保	保 証	クレジット・ デリバティブ	適格金融 資産担保	保 証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	8,600	—	—	—	—	—
法人等向け	103	900	—	276	400	—
中小企業等向け及び個人向け	—	—	—	—	—	—
抵当権付住宅ローン	—	—	—	—	—	—
不動産取得等事業向け	—	—	—	—	—	—
三月以上延滞等	—	—	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—	—	—	—
上記以外	—	—	—	—	—	—
合計	8,703	900	—	276	400	—

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクに晒されている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーおよび「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
3. 「証券化」とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産等）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

派生商品取引および長期決済期間取引のリスクに関する事項

当連結グループでは、親会社以外で派生商品取引および長期決済期間取引を行っていないため、連結グループにおける当該取引に係るリスク管理の方針および手続等は定めていません。親会社におけるリスク管理の方針および手続等の具体的内容は単体の開示内容（P.8）をご参照ください。

[1] 派生商品取引および長期決済期間取引の内訳

	令和4年度	令和5年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレント・エクスポージャー方式	カレント・エクスポージャー方式

（単位：百万円）

令和4年度	グロス再構築 コストの額	信用リスク削減 効果勘案前の 与信相当額	担保			信用リスク削減 効果勘案後の 与信相当額
			現金・ 自会貯金	債券	その他	
(1) 外国為替関連取引	62	326	—	—	—	326
(2) 金利関連取引	—	—	—	—	—	—
(3) 金関連取引	—	—	—	—	—	—
(4) 株式関連取引	—	—	—	—	—	—
(5) 貴金属（金を除く）関連取引	—	—	—	—	—	—
(6) その他コモディティ関連取引	—	—	—	—	—	—
(7) クレジット・デリバティブ	—	—	—	—	—	—
派生商品合計	62	326	—	—	—	326
長期決済期間取引	—	—	—	—	—	—
一括清算ネットティング契約による 与信相当額削減効果（△）		—				—
合計	62	326	—	—	—	326

（単位：百万円）

令和5年度	グロス再構築 コストの額	信用リスク削減 効果勘案前の 与信相当額	担保			信用リスク削減 効果勘案後の 与信相当額
			現金・ 自会貯金	債券	その他	
(1) 外国為替関連取引	—	262	—	—	—	262
(2) 金利関連取引	—	—	—	—	—	—
(3) 金関連取引	—	—	—	—	—	—
(4) 株式関連取引	—	—	—	—	—	—
(5) 貴金属（金を除く）関連取引	—	—	—	—	—	—
(6) その他コモディティ関連取引	—	—	—	—	—	—
(7) クレジット・デリバティブ	—	—	—	—	—	—
派生商品合計	—	262	—	—	—	262
長期決済期間取引	—	—	—	—	—	—
一括清算ネットティング契約による 与信相当額削減効果（△）		—				—
合計	—	262	—	—	—	262

- （注）1. 「カレント・エクスポージャー方式」とは、派生商品取引および長期決済期間取引の与信相当額を算出する方法の一つです。再構築コストと想定元本に一定の掛目を乗じて得た額の合計で与信相当額を算出します。なお、「再構築コスト」とは、同一の取引を市場で再度構築するのに必要となるコスト（ただし、0を下回らない）をいいます。
2. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産等）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。
3. 「想定元本」とは、デリバティブ取引において価格決定のために利用される名目上の元本のことをいいます。オン・バランスの元本と区別して「想定元本」と呼ばれています。

[2] 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブ

該当する取引はありません。

[3] 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブ

該当する取引はありません。

証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

オペレーショナル・リスクに関する事項

当連結グループにおけるオペレーショナル・リスクの管理方法や手続については、単体に準じた内容としています。単体におけるオペレーショナル・リスク管理の方針および手続等の具体的内容は単体の開示内容（P.60）をご参照ください。

出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

当連結グループでは、子法人等が親会社以外の出資その他これに類するエクスポージャーを保有していないため、連結グループにおける当該エクスポージャーに係るリスク管理の方針および手続等は定めていません。親会社におけるリスク管理の方針および手続等の具体的内容は単体の開示内容（P.8）をご参照ください。

(1) 出資その他これに類するエクスポージャーの連結貸借対照表計上額および時価

（単位：百万円）

	令和4年度		令和5年度	
	連結貸借対照表計上額	時価評価額	連結貸借対照表計上額	時価評価額
上場	1,125	1,125	1,794	1,794
非上場	116,780	116,780	116,780	116,780
合計	117,905	117,905	118,574	118,574

（注）「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは連結貸借対照表計上額の合計額です。

(2) 出資その他これに類するエクスポージャーの売却および償却に伴う損益

（単位：百万円）

令和4年度			令和5年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
—	—	—	—	—	—

(3) 連結貸借対照表で認識され連結損益計算書で認識されない評価損益の額

（保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資等の評価損益等）

（単位：百万円）

令和4年度		令和5年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
611	6	1,275	0

(4) 連結貸借対照表および連結損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関連会社株式の評価損益等）

該当する評価損益はありません。

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	令和4年度	令和5年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	363,726	362,196
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	—	—

金利リスクに関する事項

当連結グループでは、親会社以外で重要性のある金利リスクを伴う取引を行っていないため、連結グループにおける金利リスクに係るリスク管理の方針および手続等は定めていません。親会社におけるリスク管理の方針および手続等の具体的内容は単体の開示内容(P.60 .61)をご参照ください。

役員等の報酬体系

役員に関する事項

(1) 対象役員

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」は、経営管理委員、理事および監事をいいます。

(2) 役員報酬等の種類、支払総額および支払方法

役員に対する報酬等の種類は、基本報酬と退職慰労金の2種類で、令和5年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は、次のとおりです。

なお、基本報酬は毎月所定日に指定口座への振込の方法による現金支給のみであり、退職慰労金はその支給に関する総会決議後、所定の手続きを経て、基本報酬に準じた方法で支払っています。

(単位：百万円)

	支給総額	
	基本報酬	退職慰労金
対象役員に対する報酬等	75	19

(注) 1. 対象役員は、経営管理委員13名、理事7名、監事7名です(期中に退任した者を含む。)

2. 退職慰労金については、当年度に実際に支給した額ではなく、当年度の費用として認識される部分の金額(引当金への繰入額と支給額のうち当年度の負担に属する金額)によっています。

(3) 対象役員の報酬等の決定等

①役員報酬(基本報酬)

役員報酬は、経営管理委員、理事および監事の別に各役員に支給する報酬総額の最高限度額を総会において決定し、その範囲内において、経営管理委員各人別の報酬額については経営管理委員会において、理事各人別の報酬額については理事会において決定し、監事各人別の報酬額については監事会において決定しています。

なお、業績連動型の報酬体系とはなっていません。

この場合の役員各人別の報酬額の決定に当たっては、各人の役職・責務等を勘案して決定しています。

②役員退職慰労金

役員退職慰労金については、役員報酬に役員在職年数に応じた係数を乗じて得た額に特別に功労があったと認められる者については功労金を加算して算定し、総会で経営管理委員、理事および監事の別に各役員に支給する退職慰労金の総額の承認を受けた後、「役員退職慰労金規程」に基づき、経営管理委員については経営管理委員会、理事については理事会、監事については監事会によって各人別の支給額と支給時期・方法を決定し、その決定に基づき支給しています。

なお、この役員退職慰労金の支給に備えて公正妥当なる会計慣行に即して引当金を計上しています。

対象職員等に関する事項

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象職員等」の範囲は、当会の職員および当会の主要な連結子法人等の役職員であって、常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当会の業務および財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和5年度において、対象職員等に該当する者はいません。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めています。

2. 「主要な連結子法人等」とは、当会の連結子法人等のうち、当会の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。

3. 「同等額」は、令和5年度に当会の常勤役員に支払った報酬額等の平均額としています。

4. 令和5年度において当会の常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいません。

その他の事項

当会の対象役員および対象職員等の報酬等の体系は、上記開示のとおり過度なリスクテイクを惹起するおそれのある要素はありません。したがって、報酬告示のうち、「対象役員及び対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに対象役員及び対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項」その他「報酬等の体系に関し参考となるべき事項」として、記載する内容はあります。

財務諸表の適正性等に係る確認

確 認 書

- 1 私は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの事業年度に係るディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において関係諸法令に準拠して適正に表示されていることを確認しました。
- 2 当該確認を行うに当たり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しました。
 - (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和6年7月1日

広島県信用農業協同組合連合会

代表理事 理事長 長谷川 公作

(注) 財務諸表とは、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書、注記表、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結剰余金計算書、連結キャッシュ・フロー計算書および連結注記表を指しています。

索引

このディスクロージャー誌は、農業協同組合法第 54 条の 3 に基づき作成していますが、農業協同組合法施行規則における各項目は以下のページに記載しています。

単体開示項目（農業協同組合法施行規則第 204 条関連）

1. 概況及び組織に関する事項	
(1) 業務の運営の組織	24
(2) 理事、経営管理委員及び監事の氏名及び役職名	24
(3) 会計監査人の名称	24
(4) 事務所の名称及び所在地	24
(5) 特定信用事業代理業者に関する事項	24
2. 主要な業務の内容	19
3. 主要な業務に関する事項	
(1) 直近の事業年度における事業の概況	11 ～ 12
(2) 直近の 5 事業年度における主要な業務の状況	36
① 経常収益	
② 経常利益又は経常損失	
③ 当期剰余金又は当期損失金	
④ 出資金及び出資口数	
⑤ 純資産額	
⑥ 総資産額	
⑦ 貯金等残高	
⑧ 貸出金残高	
⑨ 有価証券残高	
⑩ 単体自己資本比率	
⑪ 剰余金の配当の金額	
⑫ 職員数	
(3) 直近の 2 事業年度における事業の状況	
① 主要な業務の状況を示す指標	36 ～ 38
② 貯金に関する指標	39
③ 貸出金等に関する指標	40 ～ 44
④ 有価証券に関する指標	45
4. 業務の運営に関する事項	
(1) リスク管理の体制	8
(2) 法令遵守の体制	4 ～ 7
(3) 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況	14
(4) 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	7
5. 直近の 2 事業年度における財産の状況に関する事項	
(1) 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書	27 ～ 35
(2) 債権に係る額及びその合計額	43
① 破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当する債権	
② 危険債権に該当する債権	
③ 三月以上延滞債権に該当する債権	
④ 貸出条件緩和債権に該当する債権	
(3) 元本補填契約のある信託に係る債権に関する事項	44
(4) 自己資本の充実の状況	49 ～ 61
(5) 取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	46 ～ 47
① 有価証券	
② 金銭の信託	
③ デリバティブ取引	
④ 金融等デリバティブ取引	
⑤ 有価証券関連店頭デリバティブ取引	
(6) 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	44
(7) 貸出金償却の額	44
(8) 会計監査人の監査	35

連結開示項目（農業協同組合法施行規則第 205 条関連）

1. 信連及びその子会社等の概況に関する事項	
(1) 信連及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成	62
(2) 信連の子会社等に関する事項	62
① 名称	
② 主たる営業所又は事務所の所在地	
③ 資本金又は出資金	
④ 事業の内容	
⑤ 設立年月日	
⑥ 信連の子会社等への議決権割合	
⑦ 信連グループの子会社等への議決権割合	
2. 信連及び子会社等の主要な業務につき連結したもの	
(1) 直近の事業年度における事業の概況	62
(2) 直近の 5 連結会計年度における主要な業務の状況	73
① 経常収益	
② 経常利益又は経常損失	
③ 当期利益又は当期損失	
④ 純資産額	
⑤ 総資産額	
⑥ 連結自己資本比率	
3. 信連及びその子会社等の直近の 2 連結会計年度における財産の状況	
(1) 連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結剰余金計算書	63 ～ 73
(2) 債権のうち次に掲げるものの額及びその合計額	73
① 破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当する債権	
② 危険債権に該当する債権	
③ 三月以上延滞債権に該当する債権	
④ 貸出条件緩和債権に該当する債権	
(3) 自己資本の充実の状況	74 ～ 85
(4) 事業の種類ごとの経常収益の額、経常利益又は経常損失の額及び資産の額	73

その他重要な事項（農業協同組合法施行規則第 207 条）

役員等の報酬体系	86
----------	----

JAバンク広島のネットワーク

県内JA数	5JA
店舗数	194店舗

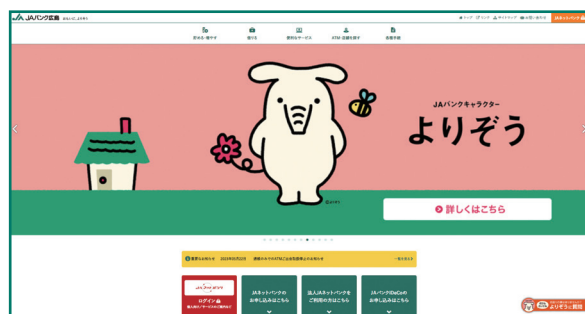
令和6年7月1日現在



様々な情報を満載！JAバンク広島の公式サイト

当会の概要や県内JAの取扱商品・サービス等といったJAバンク広島の各種情報が、インターネットでご覧いただけます。また、パソコンやスマートフォンを利用して貯金残高・入出金明細の照会、振込、振替ができる「JAネットバンク」等、各種メニューへのリンクも充実しています。

<https://www.jabankhiroshima.or.jp/>





広島県信用農業協同組合連合会
広島市中区大手町四丁目6番1号 TEL.082-248-9505
<https://www.jabankhiroshima.or.jp/>